

令和 2 年度

飯 舘 村 議 会
決算審査特別委員会記録

自 令和 3 年 9 月 6 日
至 令和 3 年 9 月 8 日

飯 舘 村 議 会

令和3年9月6日

令和2年度飯館村決算審査特別委員会記録（第1号）

令和3年9月6日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	長谷川芳博君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	村山宏行
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	三瓶真
代表監査委員	高野孝一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	高橋萌育		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、相良 弘が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤一郎委員が選任されております。

これより審査に入るわけでありますが、東日本大地震による原発事故から11年目となり、避難指示解除からは5年目となりました。村内居住者は震災前の人口の約24%と、いまだ多くの村民は避難先での生活が継続されており、村民の財産を守り安心と安全を担保し飯舘村を取り戻すための施策が求められたものと思われま

す。令和2年度の主な事業は、道路や上下水道等の村内のインフラ整備に加え、農業基盤整備事業による用排水路工事、営農再開支援事業等、農業の再生に向けた事業への復興の加速期であったと思われま

す。このような状況にあって、令和2年度の予算執行が村民のために適切になされたのかどうかについて本委員会の審査は重要であり、次年度の政策、予算に関わるものであります。現状を踏まえ、これからの課題を明らかに示していかなければなりません。村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして次年度にどう生かされていくのか、また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたかどうかという立場に立って確認する委員会でありま

す。慎重に審査いただきたいと思いま

す。不慣れではありますが、円滑な審議にご協力をお願いいたしまして委員会開会に当たっての挨拶といたします。それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第76号「令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第77号「令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第78号「令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第79号「令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第80号「令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第81号「令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題としま

す。

お諮りしま

す。本委員会の進め方については、本日、この後直ちに各課長等から担当する事務事業に係る決算状況について説明を求めたいと思いま

す。また、2日目以降は議案第76号から議案第81号を一括して総括質疑を行い、十分な審議の後、採決を行いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
委員長（相良 弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（休憩中、担当課長の説明）

（午前9時05分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後3時19分）

委員長（相良 弘君） 以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、次回は明日7日午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後3時20分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月6日

決算審査特別委員会委員長

相 良 弘

令和3年9月7日

令和2年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第2号）

令和3年9月7日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	長谷川芳博君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	村山宏行
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	三瓶真
代表監査委員	高野孝一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	伊藤直美		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

委員（佐藤一郎君） 改めまして、おはようございます。

決算審査特別委員会に当たり、ご質問をさせていただきます。

まず、3ページになりますが、資料ナンバー7になります。2款1項1目1節の報酬になります。防災会議委員報酬となっております。防災計画については一般質問でいたしました。計画の何百ページになる計画書が出ていると答弁をいただきました。この異常気象で大雨が非常に多く、またゲリラ豪雨、そして台風災害、私どもの大倉地区は台風19号において600ミリメートルのような大雨が降り、大混乱をしたわけでございます。深谷地区でも1人が亡くなっております。その地区ごとの雨が降るという危険なことが出るわけで、原発の避難とまた違った避難の方法になるわけですが、まず、話し合っただけで防災計画を載せるべきだと思いますし、お話を聞きますと専門家の方がつくったみたいな答弁ではなかったのかなと私は感じているところですが、村民にも、そして行政区においても中間報告をなさるべきだったのかと思います。この中で報酬がゼロになっているということで、会議をやらなかったのか。また、そこら辺を聞きたいと、質問したいと思います。そういうことで、ひとつご回答いただきたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 防災会議の委員報酬ということでございますが、本来ですと国県の関係機関、あとは有識者等に参集いただいて防災会議を開いて計画を策定するところでありまして、ご承知のとおり、コロナ禍ということでこの会議については書面会議をやって決議をいただいたということで、報酬の支出は発生しなかったということでございます。

委員（佐藤一郎君） リモートでの会議ということのようですが、これは報酬は支払うべきだと思いますし、中間でこの防災計画のおおよその指針を皆さんに伝えるべきではないかと私は思いました。

次に、12ページの2款1項2目12節、広報の件についてなんです。12節の委託料ということで毎年広報については委託して作っているわけですが、様式の模様替えとか変更とか、そういうことは今までずっとやってきていないのではないかとということで、今後、飯舘村の広報の模様替えなどもしてはいいのではないかとということで伺っておきたいと思います。また、昔は何か広報は職員が自ら作ったということで、まさに勉強になるというかそういうことも聞いておりますので、そこら辺のお考えを伺いたいと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 広報誌についてのご質問でございます。ご指摘のように、広報の作成支援ということで民間の業者を入れて広報を作成しております。当然、村にも担当がいてそこで2人体制で今行っているというのが現状であります。かつては職員1人というところであったわけですが、今業務が多忙化している、それからかなり広範囲に村民の方が避難されているというところがありまして、1人では追いかけれないというところがあって、避難になってから業者も入れて2人体制で進めているというそんな状況でございます。

それから、広報誌の様式替えといいますかリニューアルでございますが、避難になってから広報誌、全面写真、表紙の部分、写真1枚物ということでそこで大きく変えたところがあります。それから、今年に入って僅かな差ではありますが表紙のタイトルの字を変えたりそういったところも行っておりまして、なるべく見やすい、それから親しみが湧くような、そういった形での広報誌づくりに努めているところでございます。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。委託するということは、今ほど課長から答弁がありましたけれども、大変だと、避難しているから大変だということでありますが、昔職員の方が作っていたということに関してはどうお考えなのか、また、職員の方がやられた際に意外と村のことをいろいろ収集されてかなり勉強になるというお話も聞いていたんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。今後はそういう考えはないのか伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 昔、広報担当1名でということではなかなか大変だったというところは、私も広報やりましたので記憶はしております。現在の広報誌ですけれども、全面カラーという形になってございますし、また、ページ数も当時、多分平均が大体16ページだったと思うんですけども、今現在28ページとか、多いときには30ページを超えるような、そんな広報誌になっているというところがございます。情報量を多くということもございましてそういった形で、今2人の体制となっております。

ただ、職員の勉強になっている機会、それは間違いございません。多くの方々に、村民の方々に触れ合い、そして声を聞いて、それを皆さん方に届けるというところは変わってはおりませんので、今後も取材を重視をしながら様々な機会のところに広報の顔を出すようにということでお話しているところでございます。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。認識の中では職員の皆さん、ためになるということでもありますが、ページ数も多いということで残念ですが分かりました。

続きまして、17ページになります。6款1項1目14節、決算の特別委員会ですので東日本大震災の余震がございました。そういうことも含めてこの工事請負も少しはなされたのかと思うところですが、今後きこりについて再開の見通しなりについて伺っておきます。工事もいつ頃再開できるのか、これを伺っておきたいと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 17ページのきこりの改修の部分でございます。修繕ということで、2月の地震のときのその被害の対策ということもございまして。この中で対応しましたのは、お風呂であるとか貯湯タンク、そういったところの部分でございます。きこりの今後についてということでございまして、村の迎賓館という立場、位置は変わらないと考えておりまして、今庁内でプロジェクトチームを設けて新たな事業展開をするため改修

の計画、そういったことの協議が始まったところでございます。

委員（佐藤一郎君） ただいま村づくり推進課長から、今始まったところなんですということですので、今後早急に再開を目指していろいろな事業を使って修繕をしていただきたいと思います。

続きまして、18ページの7款1項1目18節の、まず一番下に菊池製作所に対しての補助金交付金、そして菊池製作所さんにおかれましては温かい食事を提供したいということでこの事業の補助が交付されました。しかしながら、ほかの企業に対してはバランスよくいろいろな交付金はなされているのかどうかを伺っておきたいと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 18ページ、菊池製作所に対する企業立地支援事業の補助金ということでございます。菊池製作所につきましては昨年、ご質問にありましたように第7工場、社員食堂兼工場ということで2階建ての建物を造っておりまして、その補助金ということですが、ご質問のほかの事業者への支援はどうなんだというところでございますが、村としての企業立地補助金、これまでのところ9社実施をしております。菊池製作所が一番多いというところはそれはご指摘のとおりであります。ほかにも村内の事業所、例えばハヤシ製作所であるとかそれから月電工業、あとは斉藤製作所とかそういった形で村でも支援をしているところがございます。

多くの事業所に規模拡大、あるいは雇用につながるような取組というところで相談いただきながら対応してまいりたいと考えております。

委員（佐藤一郎君） 説明をいただきまして安心しました。ほかの企業さんにもいろいろな意味で補助金が出されているということで、まずバランスよく出されているのかと感じました。

続きまして、19ページの7款1項2目、まていな家の修繕事業ということで工事請負事業がございます。この事業が行われたことに対する成果、課題を伺っておきたいと思っております。

村づくり推進課長（村山宏行君） まていな家の修繕についてのご質問であります。まていな家につきましては、震災直前、エコ住宅ということで村の住宅のエネルギー効率をよくしたような建て方とかそういったことの研究ということでモデル的に造ったところがございます。ご存じのように、震災避難で10年間ずっと使っていなかったもので、大分使用しなかったことによる傷みがあって、国の生活環境整備事業を活用して一昨年以外構、屋根とか外壁の補修を行って、その後、内部の補修を行ったというそういう状況でございます。

中身、当初まきを使った住宅、あるいはエネルギー効率をよくするためということで地中熱であるとか風力であるとか、そういったところを活用したということでコンセプトがあったんですが、なかなか今の状況ですとそれが難しいかと考えております。どうしてもまきエネルギーというのが今使えない、将来的にも不安というところがありまして、村としてもその部分についてはなるべく簡易な形での改修を行ったところがあります。

利用法についてでございますが、今現在提携している大学との利用ということで、今その飯館村での拠点にということで使用を考えているところがございます。立地的に役場の横というところがありまして、なかなか一般の方には使いづらいのかとは思いますが、

村としてもそういった学生さんの拠点、そういった形での利用を今後も進めたいと考えております。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。研究のための施設ということで、今後の計画も立っているということですので、よく分かりました。

23ページの漠然と社会福祉総務費ということで質問したいと思います。まず、新型コロナについてのいろいろな支援がございますが、この中でこの当時ワクチン接種、村内でやると一般質問でもしましたが、やってもよかったのではないかという私の考えなんです、いろいろと副作用やらありますが、この当時のお考えをお聞かせいただければと思います。

総務課長（高橋正文君） 昨年度、今年の初めぐらいからコロナが流行し出したということでございます。ワクチン接種は今年度の5月ぐらいから始まったということであります、委員ご質問のとおり、村内でやればどうだったのかということもございましたが、一般質問でもお答えしたとおり、村内に緊急に対応できる医療機関がない、そういう場合、村民に危険が及ぶ可能性があるということで、福島市さんと協定を結ばせていただいて、現在進めているところでございます。今年に関してはそういう協定関係もございましてこのような内容で進めさせていただいて、その後の接種についてはまた福島市と協議をして、また議会の皆さんと相談させていただいて、よりよい接種を進めるような段取りで進めたいと考えているところであります。

委員（佐藤一郎君） 今後3回目の接種もありますし、来年度の接種もございまして、どうか村内でやれば避難されている福島の方でも飯館なら行けるといふ方も多いのではないか。ふるさとですので、そこで接種ができればと思いましたので質問しました。

続きまして、38ページの3款1項1目12節、これはクリニック、サポートセンターに対しての委託料ということですが、まずこれについてはサポートセンターだけのこの予算の委託料なのか。また、いいたくクリニックに対してもあづま脳神経外科に対してのものも含まれているのかどうかお聞きしながら、成果と課題を伺っておきたいと思っております。

健康福祉課長（石井秀徳君） ここに掲載がありますサポートセンター運営事業につきましては、つながっぺの運営に係る経費ということでありまして。こちらにはいいたくクリニックの部分は含まれておりません。成果につきましてはここにも記載ありますように、令和2年度につきましては延べで2,151人の利用があったということでありまして。総合相談につきましても4,489人の実績となっております。昨年度もコロナ禍の中で実施を制限してきたという部分はありますが、帰村者にとってはみんなが集える機会があつて非常に喜ばれている事業でもあります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ご説明いただきありがとうございます。一旦、私の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございます。

委員長（相良 弘君） そのほか、ありませんか。

委員（高橋和幸君） おはようございます。私からも何点か質問をさせていただきたいと思っております。主に資料ナンバー7番でご質問いたします。

まず初めに、12ページの2款1項6目の下のほうです。地域おこし協力隊の資料を求め

ましたので、それを頂きましたが、それと交流事業の活性化のことも多分昨日お聞きしたと思うんですけれども、こちらは佐藤八郎議員が資料請求をしておりますので私はもらっておりませんけれども、まず地域おこし協力隊4名とだけ書いてあります。業務に1,396万円何がしほどの予算が上げられておりますけれども、追加資料で頂きました資料に詳しくその活動内容等が書かれておりますけれども、これから今現在取り組んでいるものも含めて、これから地域おこし協力隊としてもっと発展、地域おこし協力隊としてもそうですけれども地域おこし協力隊がやったことで村内者とか移住定住者が運動をどのように還元してというか、これからの発展もさらなる発展、その点に関して今後どのように充実性を図っていくのかということをも1つまずお聞きいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 地域おこし協力隊の活動内容ということで、追加資料でお配りさせていただいたものの4ページ、こちらに追加で出させていただきました。丸の3つ目のところ、地域おこし協力隊の活動内容というところでございます。地域おこし協力隊につきましては4年間の任期がございます。4年間の中で村の中で各隊員の方々にテーマを設けていただいて、それぞれの村の地域づくりにつながるような、あるいは活性化につながるような取組をしていただくということでもあります。

具体的に今4名おまして、松本さんについては今現在旧コメリ、そこの活用ということで今活動されて動いていただいているところでございます。その他、村の様々なイベント等そういうところに協力をしているという状況であります。二瓶さんについては今年3年目、マルシェ、クラフトといった仕事をする方々のそういった市、そういったことを開いて交流とかに資しているところでございます。大槻さんにつきましてもキャンドルづくり、自身でろうそく、そちらを作ってアトリエもオープンさせているところでございます。松尾さんでありますけれども、松尾さんについては情報発信というのがメインでございます。当然、いろいろな形で前に紹介しました3名の方とも連携を取りながら、村の様々なイベント等にも協力をしている、そんな状況でございます。

こういった方々の個々の活動を通して、村の中にそういった若い方々が集うようなそんな形に展開できれば非常にありがたいと考えているところであります。

委員（高橋和幸君） ご説明いただきましたけれども、追加資料に書いてあるものを読み上げてもらったという感じだけだったんですけれども、今課長が申したように若者が集うというそういう場所がつくればいい、これはまさしくこの地域おこし協力隊が業務を行う上で非常に大切な部分ではないかと私も思っております。

ちょうど今朝登庁した際に松本さんがおりましたのでお話をしました。今お話にありましたコメリのほうで活動をしています、将来的にはカフェをやってきたいということで非常にいいことなのでぜひ頑張ってくださいということを申し上げたんですけれども、そういう面において地域おこし協力隊ですからここで活動するというのが基本的な前提かも分かりませんが、行政のバックアップなしにしてはこれはしっかりとやっていけないものだと思いますので、しっかりと行政でも活動を推進して資金などにも支障を来さないようにしっかりと協力してやっていただきたいと思いますし、あと、地域おこし協力隊の任期につきましては3年というものがあるというのも以前にも聞いております。この中で、

4年ということで今4名いるんですけれども、この中で松本さんだけが3年目なんです。前回の予算委員会で将来的には5人にしたいということがありましたけれども、今回この資料には載っていませんけれども、あれから前回の予算委員会からこの地域おこし協力隊を5人体制にするための行政としてのその活動努力、どのようになさってきたのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、任期についてですが、間違った説明をしておりました。3年で終了ということでございます。

新たな地域おこし協力隊の募集についてどうなんだということですが、村として募集活動、これまでは関東のほうでイベント等を開いて、そこで村の目指したい地域おこし協力隊の募集という形で行ってはいたんですが、コロナの関係でなかなかそれができていないという状況であります。こういった状況もありますので、今積極的な募集活動に至っていないという状況であります。ただ、ご指摘のとおり若い方々、新しい風を吹き込むというのは重要と考えておまして、今後もある程度こちらでも行っていただきたいテーマ、そういったところを幾つか挙げてそこで協力で来ていただける方、そういった形を募集につなげたいと思っております。

委員（高橋和幸君） 令和2年度の決算ですので、昨年その前も今年もそうなんですけれども、全ての質問をしようと思いましたがコロナ関係で支障を来しましたという返事になってしまうのかと思うんですけれども、その中でもやれることというのはあると思いますので、先ほど佐藤一郎委員からもありましたけれども、ホームページなどに関してもそうなんですけれども、周知、告知、アピールの仕方というものがあると思うんです。一般質問でも長谷川議員からホームページがちょっと魅力が足りないのではないかというご質問が前回あったと思うんですけれども、地域おこし協力隊のメンバーを集めるにしても、私今月いっぱい、先月もテレビ等で拝見しておりましたら東京では、東京以外でもそうですけれども、関東などではすごい地域おこし協力隊のメンバーが集まっていて個人個人、本当にカフェを開いたり食堂を開いたり活発に活動されているんです。コロナ禍で一番厳しい現状にある関東の方々が、その中で飯舘村はこうなんだ、こういうものがあるんだと、こういうことを進めてやってくれないかというのを行政自ら率先し、しっかりと推進して村の魅力をアピールして来る人を募るとというのが非常に大切かと思っておりますので、人の集め方というものをもう一度再度しっかりと庁内で検討していただいて、飯舘村の魅力、いいところ・悪いところ含めましてしっかりとそういうのを発信していけるように、人材確保できるようにお願いしたいと思います。これに関しては以上です。

続きまして、18ページの6款2項3目です。あいの沢アジサイ植栽工事とありますけれども、前回も聞いたんですけれども719万4,000円ほどの予算が上げられていますけれども、アジサイですから見られる期間というのは僅かばかりの期間だと思われまして、ただあいの沢、人の訪れる場所ですからこういう事業も大切だし続けたほうがいいのではないですかと私も前回発言いたしましたけれども、その中でこれをやっている上でどのような人の訪れ方があったのか、また、やっていてその効果はどのようにあったのかをお聞きいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） アジサイの植栽であります、あいの沢の公園の充実化というところで植栽をさせていただいているところでございます。効果ということでありませぬけれども、今現在あいの沢自体については開園をしております。隣接するきこりがなかなか開けていないところもございませぬし、また中の施設、一部直っていなかったということがございまして、開園はしていないという状況でございませぬ。したがって、正式な入場を取っているとか、それから統計を取っているというところはありません。

ただ、2名の方に週3日の形で管理で来ていただいております、それからまた開園中ではありますけれども、立入自由ということもありますので、お客さんは結構来ていると聞いております。アジサイも含めてあいの沢には珍しい山野草も少なくありませんので、そういったことを見に来ているというところで情報をいただいております。

委員（高橋和幸君） ご答弁では今閉園しているということでしたけれども、700万円という多額な予算が投じられているわけですから、それなりの費用対効果がなければ行政として、自治体として物事をやるというのはしっかりと見極めて考えなければならないものではないかと私は思っております。今このような状況下で、あいの沢にしてもそうですし、まていな家のお話も先ほど出ましたけれども、費用対効果が表れていないちょっと無駄な出費なのではないかと思われる点もこの決算書を見ていて多々存在するわけで、アジサイ植栽工事に関しても今のところ費用対効果というものが、相乗効果というものが相まって感じられないというのであれば、一時この事業を一旦見直して、この700万円という予算をほかの事業に充てるとか、子供たちのために使うとか、そういう考え方は今現在はないかもしれませぬけれども、今後の検討課題に入れることなどはお考えがございませぬでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） アジサイにつきましては2か年間植栽をしたところではあります、植えた苗自体はせいぜい10センチメートルから20センチメートル程度の小さいものであります。当然、アジサイが見頃になるには複数年かかりますので、将来的な活用も見越してそういったことをやっているところであります。植栽につきましては2か年でのみということでありまして、今後、今のところは植栽等の予定は入っておりませぬ。事業としては、今年も含めて植栽の予定はまだありません。

委員（高橋和幸君） 本年はないということでしたので、来年以降からあるのかどうか分かりませぬけれども、もしあるのであればしっかりと人の訪れる場所づくり、環境づくり、またその費用対効果が得られるような事業にしっかりと行ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、19ページの7款1項2目になります。これも追加資料もらっておりますけれども、いいたてオリンピックPR業務です。今年行われたオリンピックに銘打ってオリンピックという名称にされたということでしたけれども、オリンピックだけに合わせた活動ではなく、これまでどのようなことをしてきたのか。また、今後そのオリンピックという花を飯館村の産物にするためにどのような働きかけなどを行政としてやっていくべきかと思っておりますかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） いいたてオリンピックへのご質問であります、追加資料の8ページ、こちらにまとめてございます。飯館の花PR業務ということで業務を行わせて

いただきました。いいたてオリンピアにつきましては、真夏に咲く花がなかなか少ないところがあって、オリンピックに活用いただければということで栽培をしながら広めようということで試みで行っていたところでございます。ただ、コロナの関係で1年延長になってしまった。苗自体はもう大きくなり過ぎてなかなか一般の方に普及する、そんな状況にはないということがございまして、村内でのPR、それから飯舘村に行けばあのオリンピアがずっと咲いていると、そういった環境をつくるということがあって、各事業所に鉢の寄せ植え、3鉢を大きな鉢の中に植えて、それを事業所に配らせていただきました。配付の本数については下に示したとおりであります。

今後であります、オリンピックが終了したということもありますけれども、なかなか夏の真っ盛りに大輪の花が咲くというのは少ないものですから、今後も村の花ということで愛着を持って育てていただければと考えているところでございます。

委員（高橋和幸君） オリンピックに合わせてというご答弁に終始したわけでございますけれども、それに限らず、今後この花が先ほども申しましたように飯舘村の産物になれるようにしっかりと、これ自体の予算は50万円ほどでありますけれども、こういうPR業務にこそ200万円、300万円の予算をかけてしっかり村内外にアピールしていく、このことは私は非常に大事であり、そういうことをすべきなのではないか、そういうことにこそ予算をかけるべきなのではないかと思っておりますので、行政にはしっかりやっていただけるようにとご提言申し上げます。

ちょっと飛ばしまして、全部質問しますと時間が限られてしまいますので、31ページに飛びます。4款1項2目の総合健診です。予防接種事業、これも追加資料をもらっております。追加資料の16ページです。今ですと、コロナが起きてから余計そうなんですけれども、今現在の世界事情というか健康事情と申しますか、どんな病気になるのか本当に、またいつ新しい菌が発生して病気になるのかというのが分からない現状ですので、いろいろな予防接種のワクチンとか接種が無料でできるというのは非常に子供たちにとっては有利、有効な条件であり選択肢であると思われまます。多くの子供たちが安心と求められる、考えられる方向性に向かうためにも、こういう取組はこもしっかりと推奨周知をしていくべきだと思われまますけれども、追加資料に行政で行っているワクチン接種のやった村内者の子供の数ですね、出してもらったのは。この中で一番多いのは高齢者インフルが1,000名以上あるということで、ほかは60名、30名程度だったり日本脳炎も多少、あと肺炎球菌、これも私も打っておりますので分かるんですけども、多いみたいですけども、ほかのものがちょっと少ないように思うんですけども、18歳以下の子供が村内で何百人いるのか私存じ上げないんですけども、そのいる中でこの割合というものは、本当に多分限られたパーセンテージになると思います。行政として少ないと思っているのか多いと思っているのか、また、今後これをもっと推奨、増やしていくためにどのような周知の在り方をしていくべきだと思っているのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料の16、17ページをご覧くださいと思いますが、今高橋委員の質問、接種の頻度といいますか多いかというご質問です。村としましては定期接種につきましてはその対象となる年、そちらで接種できるようにご案内をしているとこ

ろであります。決まった年齢というか時期に接種されているかどうかという部分につきましては、3歳のときに行います乳幼児健診のときに確認をして、実施されていない場合につきましては接種の勧奨をしているということになっております。ですので、ワクチンの種類によって1回接種でいいもの、あるいは2回接種しなければならないもの、あるいはインフルエンザのように毎年接種しなければならないもの等々、ワクチンの種類によって接種回数というものが決まってまいりますので、全てが多いか少ないかという部分ではなく、16ページにあります人数のばらつきがありますが、こちらはそういった部分で1回接種、あるいは2回接種、それから毎年接種という部分での接種回数、接種実績の違いがあるということをご理解いただきたいと思います。また、今後も同じように乳幼児につきましては、3歳までの接種につきましてはご案内をし確認をしながら、実施されていない乳児につきましては接種の勧奨をしていくということになっていきます。

委員（高橋和幸君） 昨日申し上げましたように、私もシングルですので母子手帳を持っておりまして申し上げました。2歳ほどから引き取って今現在14歳になりましたけれども、今課長が申し上げたとおり1回やるもの、3回やるもの、また日本脳炎のように数年置くもの、そういうものがございまして、うちの娘が終わったのが日本脳炎、最後が2年前ぐらいでしたか、たしか。1年前、13歳のときにやっと定期のものが全て終わったんですけれども、その定期のものではなく、行政で周知している、こういうものが行政の費用で無料ですという接種のものがあるというお話を昨日したじゃないですか。そちらの推奨をどのように進めていくんですかという、私が聞きたいのは根本的なこれのお話なんですけれども、母子手帳に載っている当たり前に受けるものはそれはいいんです。皆さん、お受けになりますから、多分行政だったり学校からそういう時期になりましたのでと周知が行くと思うんです。そういうものではなく、任意で打てるもの、任意ではなく行政の費用で打てる無料のものが今多分10から15ほど存在すると思うんですけれども、そちらの接種の推奨をどのように図っていくのかというのを一番お聞きしたかったんですけれども、その点についていかがでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらの16ページに定期接種と任意接種という記載がございまして。任意接種は今委員おっしゃる個人負担がかかるという部分になりますが、定期接種につきましては全て公費でその対象年齢で接種しますれば全てが無償で接種できるということになります。任意接種につきましてはあくまでも任意でありますので、こちらは定期接種と違ひまして、接種する本人あるいは保護者の意思によって実施するという部分であります。

飯舘村の場合、ここに書いてありますインフルエンザ、おたふく、風疹、こういったものがございまして、特にインフルエンザにつきましては、震災以降、通常ですと有料で負担しなければならないわけではありますが、村の子供たちについては全て無料で接種を受けられるように行政で支援しているということでもあります。それからおたふく、風疹につきましてはこちらの右に書いてあります2回のうち1回分は公費負担、それから麻疹につきましては県から一部負担ということになっております。こういった部分につきましてはここに記載のとおり、対象年齢、対象者につきましてはご案内をし、接種を受けていただ

くということになっております。あくまでも強制ではございませんので、打った方に対する支援という形になろうかと思えます。

委員（高橋和幸君） 私が欲しい回答にはまだ届いておりませんが、行政にあると申したんですけれども、私もよくよく考えたら行政には存在しなくて病院等によく貼られているんです。こういうものが行政の費用で打てますという、無料で打てますとありますので、そういうものらをこれから多くの子供たちが将来の要望のために打てるように健康福祉課としてもしっかり周知してもらって、推奨していただけることを強く願いたいと思えますのでよろしくお願いを申し上げます。それでこの質問は取りあえずは終わりにしたいと思えます。

続きまして49ページ、6款2項1目鳥獣被害防止対策事業に関してですけれども、これは予算委員会のたびに、私もう何度も、前村長のときから口を酸っぱくなるほど多分何度も申し上げておりますし、以前も言いましたけれども、今ここに捕獲実績が載っております。ただ、ニホンザルの捕獲が28頭という実績ですけれども、前回の委員会でも申し上げたとおり、今ニホンザルの猿の被害が非常に甚大で深刻な問題となっております。電気牧柵をやるとか箱わなを用意するとかご答弁がありましたけれども、実際野菜等を作っておられて被害に遭っておられる方々もいろいろな対策をしております。牧柵もやっておりますし、上に網を張ったり違う電気の仕掛けを作ったり、それでも猿にやられてしまっただつ手がない。私たちはこれからどうやって農業をやっていけばいいのだというのをSNS等で発信している村内者の方も結構多くおられます。その中で行政としてどのように効果のある、本当に農業者、村内の事業者を助けられる鳥獣被害対策防止をやっていくのか、再度改めてご見解をお伺いいたします。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの委員のご質問は猿駆除に関することとでございます。お話のとおり、猿駆除に関しましてはこれといった決め手というものがなかなかないというのが現状でございます。村として今取っております対策としましては、当然有害鳥獣捕獲隊によります駆除ということになるわけでありまして、あとは電気牧柵、ワイヤーメッシュ、いずれも猿でございますので、例えばワイヤーメッシュ等の柵を設けましても近くにある木などを伝ってその中まで入ってしまう、あるいは隙間を子猿が中に入っていくて取ってくるなどという事例も聞いているところであります。令和2年度はそういう形でやってきたんですけれども、今年度の話になりますけれども、これも予算の中でお話ししたとおり、大型の箱わなを設置しまして、猿が群れで移動するという習性を利用して一気に群れ単位で猿を駆除するというやり方を現在進めようとしております。間もなく村内に村で買った箱わなが有害鳥獣駆除隊の協力の下設置されるという運びになっておりますので、まずはそちらの状況を確認して、あるいは効果のほどを確認したいと思っております。今の進め方としてはそのような進め方でありまして。

以上です。

委員（高橋和幸君） 前課長の答弁ですと、同じく箱わなを設置します、また、猿は賢いので捕獲者のオレンジのベストとかそういう色を識別して団体で行動していますので、逃げってしまうという答弁があったと思うんですけれども、現課長においてもそのように猿の捕獲

が厳しいというご認識がしっかり分かっているのであれば、猿は賢いので箱わなをどこにどのぐらい設置するのか分かりませんが、私の予想するところ多分ほぼほぼ捕獲には至らないのではないかと思いますし、業者でも多分今現在で難しい状況下にあるというのはきっとご認識されていることだと思われまます。その中でもっと有効的な手段、全国の自治体でもイノシシ、猿の被害に遭って非常に困っている自治体があって対策に取り組んでいるところも多々ございますので、様々な方法、手段をしっかりとご検討いただいて、この問題は本当に村民の農業者の切実な問題でありますから、許可体制をしっかりと取ってもらえるように本当に強くお願いを申し上げたいと思います。これに関してはそれ以上申しませんので、とにかくきちんと対応を今後もより一層強めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして53ページ、8款4項1目の中ほどより下です。長期空き家のクリーニングとあるんですけれども、私もただいま後援会通信をお配りしてその家は全て回らせてもらいましたけれども、確かに空き家というか空いているところが幾らかございました。非常にあれだけのすばらしい建物を、あれだけの費用を使って造ったのに入っていないのはもったいないというのが正直な見解でございます。それで、この空き家を今後利用者をどのように募っていくのか。今申したとおり、ほかに空き家がございましたけれども、大事なものは周知や魅力度発信が大切かと思われまますので、それをどうやって図っていくのかということをお聞きすることと、あと、その村営というものは犬とか猫、そういうものを飼うことができるのかどうかということをお聞きしたいのもあります。私も犬が飼えるということで川俣町の壁沢団地に入ったんですけれども、ペットが飼えると入るという魅力も増えるのではないかと思いますので、その辺のご見解も併せてお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 今空き家の件での質問でございます。まず、村の取り扱っている住宅としましては公営住宅、災害公営住宅、深谷みたいな賃貸住宅、あとは村単独の住宅ということで、それぞれ種別等があつての管理をしているところでございます。まずは災害公営住宅、避難後つくられた災害公営住宅法に基づいて建てられた住宅につきましては、入居要件としましては平成23年3月31日現在村民である方がまず入居、避難によって避難から恒久住宅への入居ということでまずは3・11に村民の方がまず入居できるということになってございます。深谷の賃貸住宅につきましては、村民でも村外の方でも住めますという制度の中で管理をしているもの、さらには村単独につきましては、どなたでも入居できますという形で入居の手続をしているという状況でございます。そうしますと、災害公営住宅等につきましては3・11村民の方が優先をされるということになりますので、まずはそういう方々がいません、さらには村民だけではなく避難自治体の方々でも飯舘村のそういう災害公営住宅に住む方がいませんという段階を経て、一般の方々に開放をするということになってございます。今現在まだ大師堂に先日建てた大師堂住宅も災害公営住宅扱いになっていますので、そこのところからまだ建ててから2年程度しか過ぎていないということもございまして、ある一定程度の期間、村内でまず周知をして、さらにはいませんとなったら今度は被災自治体、12自治体の避難されている方々に周知をして、それでもいませんといい形で、それでは一般の方に開放というか求めますという立てつけになってござい

まして、今まだ現在そういった一般に入居を求めるという時期には至っていないというのが現状でございます。

さらにはペットでございますが、基本ペットは禁止とさせていただいておりますけれども、一部飯野町団地につきましては自治会でいいという話合いができれば飼ってもいいですということで取決めがされている団地等もございます。基本的にはペットに関しましては一応禁止という形になってございます。あと、草野の大師堂につきましてはペット飼育可ということになってございます。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 今おっしゃってもらったとおり、人が入らないのであれば何かしら基準、規制の緩和が必要になってくるのかと私も考えておりましたし、今課長からご答弁いただいたお話を聞きますと、私専門家ではありませんので分かりませんからその村内者とか3・11の日付に住民票があった人というコメントがございましたけれども、それが変更できるのはいつなのか。今現在2年目でまだそれには至っていませんというご返答でしたけれども、いつになったら、何年目になったらそういう基準に移行できるのかということと、今また追加で大師堂だけペットの飼育が可能というご返答でしたけれども、なぜ大師堂だけが可能なのか。ほかのところも飼えるようにしていくことが可能なのか不可能なのかも2点お聞きいたします。

建設課長（高橋栄二君） 一般に開放される時期につきましては、県とも協議をしながらということになります。まず3年、大師堂が建設されてから3年程度過ぎましたら県にも相談をして、ほかの避難者の方々にも募集しますというやり取りもしながら、例えばこの期間の間何回やったけれども募集入居する方がいませんということを受けて、こういうことで一般に開放しますということをお県とも協議をして進めていくようになります。ということでご理解いただければと思います。

ペットにつきましては、村内の大谷地団地、桶地内団地、深谷団地ということで整備を進めてきまして、どうしてもペットに係る入居の希望もあるということもございまして、大師堂の入居に当たってはペットもいいのではないかとこのところで位置づけをしてきたところがございます。ほかの村営住宅、リベルタ深谷とかリベルタ白石とかそういったところもそもそもペット可ということでは取り扱ってきていない形で入居となっていましたので、そちらはペットの飼育は不可ということでございます。大師堂の入居の開始をする際にペットの希望もあるということから、大師堂につきましては管理開始する際にペットも可ということで運用をしているということでございます。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今ある程度ご答弁いただきましたけれども、大師堂だけがペット可能だからペットを飼っている人は大師堂に住んでくださいと言って済む話ではないと思うんです。ペットを飼っている人で私は飯樋方面に住みたい、白石方面に住みたい、深谷方面に住みたい、そこでペットが飼えないのであれば草野でやっているけれども、私は草野に行くつもりはないから入居はやめようというこういう実態も、実際のところは分かりませんが、もしかしたらある話、あった話かも分かりませんので、この辺のところはしっ

かり今後ご検討いただきたいということと、建物について今飯野の説明いただきましたけれども、私は村内の住宅に限ってのみご質問いたしましたので、クリーニング費用は19万6,000円ほどですけれども今回の震災を経て我々は学んだと思うんです。建物によって数年間住まないと本当に朽ちていくもの、老いていくものだと思いますので、クリーニングしておけばその建物がしっかり守られていくのかといたらそれは違うのではないかと私は思いますので、人が住んで、人のいろいろな流れだったり窓を開けて空気の入替えがあったりとか、そういうものがあって建物というものは長くもつものだと思っておりますので、何度も申し上げますけれども、あれだけの費用を投じてこれだけ立派なものを造ったんですから、空き家にしておくというのは本当にもったいないことだと思いますので、早く入居者が入居できるような体制づくり、また周知、村内外者にしっかりしてもらって、それが難しいというのであれば、規制だとか県の決まりだとかそういうことばかりにこだわらず、村独自の施策をしっかり村長からきちっと示してもらおうとか、何かしらに対策をしないといつまでも空き家で終わってしまうと思いますので、この点に関しましては今後の行政の取組努力をしっかりとお願い申し上げたいと思います。

続きまして、取りあえずこれで私の質問は一旦は最後にさせてもらいますけれども、最後に68ページの10款4項1目です。資料もらいましたけれども、コントローラー、電気ストーブ、教室、名札、40万円の費用で設置したということでしたけれども、昨日聞いたように学校にはエアコン等々もありますし、教室に名札はあったかどうか存じませんが、このコントローラー、電気ストーブ、名札は別にしても特に電気ストーブなんですけれども、追加資料にございますけれども、何のために何が目的でどこで使うために購入したのでしょうか。お聞きします。

教育課長（佐藤正幸君） 追加資料44ページに電気ストーブの仕様と写真を載せさせていただきました。いいいて希望の里学園、基本的にはエアコン完備というか入れておりますし、体育館には暖房も入れているところではございます。ただ、いろいろ外部から人を招いての催物とかそういった場合に、特に玄関口ではエアコンとか暖房が効かないということで寒いという状況がございますし、また入学式あるいは卒業式、そういった場合に特に伴奏のピアノを弾かれる方については手がかじかんでしまって曲がうまく弾けないという状況もあって、どこの学校でもストーブは必ず用意しております。実は、用意するものとして特に体育館、暖房大きなもの入っておりますが、式が始まってしまうと暖房は全て止めてしまいます。止めた中で式を厳かに進行するというので、その中で今回入れた電気ストーブ、非常に音が出ないものでかつ性能がある程度よいというものを入れさせていただきましたので、そういった場面場面で適宜活用してまいるといってございましてよろしくお願ひします。

委員（高橋和幸君） ご回答は入場の際だったり、またピアノの伴奏者のためというご回答をいただきましたけれども、ピアノだったら1名なのでその横に置けばいいのかもしれませんが、私も学校には何度も足を運ばせていただきましたので普通に正面玄関から入ることもあれば体育館側から入る方もおられると思うんですけれども、今回1台買ってしまうとこちらの玄関でも1つ、2つまた必要だとまた今後購入するようになってしまう

というそういう出来事に私はなってしまいかねないのではないかと思っているんですけども、今回これを買ったのでこれで費用は少額かもしれないけれども、これからまた1台買わせてもらいます、また1台買わせてもらいます、そのようなことが起きてこないのでしょうか、お伺いいたします。

教育課長（佐藤正幸君） そういった場面場面で適宜必要なものということで考えて今までもしてまいりましたが、確かに委員おっしゃるように、ここにも必要なのではないかということでどんどん増えていくのではないかと心配もされるところでございます。ただ、そういった中でも学校でも工夫しながら、できるだけ移動できるようなものの購入ということで今までも検討してまいりましたし、教育課としましてもそういった適所適所、どれだけのものがどういうところで必要なかという場面、相談、それぞれそのときそのときに応じながら予算化をしながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（高橋和幸君） 中学校の体育館のエアコンの機器が非常に性能がいいというのは私行かせていただいて分かっておりますので、式とかそういうものが始まると止めてしまうということでしたけれども、調節機能があるのかどうか分かりませんが、例えばそれを調節して暑過ぎるのであればちょっと弱めるとか、そうすればこのストーブは、ストーブ代もストーブも必要ないのではないですか。それが可能であれば、調節機能もしあるのであれば、なければある程度の温度を保ってエアコンをつけ続けられるのであればそのままいいと思いますし、あくまで予算というものを使うわけですから、これは今教育課に聞いておりますけれども、これは教育課に限らずほかの課の皆様方にもよくご承知を願ひたいと思いますけれども、毎回何を買った、ここを修繕した、造ったばかりなのにここは直したいという費用がその都度上がってきて、こちらも一体何なんだという質問が各議員から行われる始末でございますので、予算の使い方の意味、用途の意味とかそういうものをしっかり理解していただいて、本当に有効な予算の使用をしていただきたいと思ひますし、この電気ストーブ、どうしてもピアノの返答ではピアノの人が手がかじかむからそのために使うということでしたけれども、そのピアノの演奏が1年間通して何回あるんですか。手がかじかむということは冬場の季節です。冬場の季節に月に五、六回、12月から3月まで何度も使うのか。これを購入するだけのそれだけの費用対効果、価値があるのかと私は思っておりますので、しっかり予算を使うということがどういう意味なのかということをお客様方にしっかりとご理解をいただいて物を買う、予算を使うということをしていただきたいと強く申し上げて、取りあえず私の質問は一旦中止にいたします。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで暫時休憩します。再開は11時35分とします。

（午前11時20分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午前11時35分）

委員長（相良 弘君） ここで委員長交代します。

建設課長（高橋栄二君） 先ほど和幸委員からペットの件についての質問の中で、飯野町団地については自治会の許可を得ればとそういう答弁をさせていただきましたが、今現在は犬・猫等のペットに関しては禁止になってございます。

以上でございます。

委員（相良 弘君） 資料の7番の18ページ、お願いします。その下のプレミアム付商品券発行業務についてお伺いします。このプレミアム付商品券につきまして四、五年前だったと思うんですが、当初は経産省から来て説明を受けました。というのは、事業所の支援だということでも今も続いているわけなんです、商品券発行事業は事業所を支援するためにやるんだということでも今まで続いてきたわけですが、今後の事業者支援ということに変わりはないですか、お伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 帰還促進という名目がございまして、村内の事業所の帰還を促進するというのが前提でございまして、その趣旨に変わりはありません。

委員（相良 弘君） 事業者というのは飯舘村で商売をしている事業所だけありますから、恐らく件数にしては20件前後だと思います。私はこれからは少し視点を変えて、消費者を支援するという方向にはできないものかと。例えば、消費者は現在でも5,000人、あるいは5,500人いるわけですから、消費者を支援したほうが効果は上がるのではないかと考えております。例えば、今までは5年間か6年ぐらいか事業者は支援してきたわけですから、今後は消費者を支援するという方向に持っていけないかどうか私はお聞きしたいんですけども、要は20件ですと最寄り品、買い回り品ということに比べますと本当に、例えば利用するのだったらスタンド、あるいは自動車を買うとかそういうことしかなかなか、でなければまだい館だけあります。それよりも消費者は避難する村民を含めて大分いるんですから、そういう人たちの支援があってもいいのではないかと。それをお聞きしたいんです。

村づくり推進課長（村山宏行君） 重ねてになりますが、本事業の趣旨としましては帰還促進です。事業再開・帰還促進事業であります。村内では20件ほどという話でありましたが、この事業に協賛している方、事業者55社ございまして。当然、村外の中で店舗を設けていますが、もともとは飯舘村に店舗があり営業を行っていた方々で、そういった方々が村民の方と接点を持ちながら事業を継続していく。機会があればできれば村内に戻っていただく、それが趣旨ということでございまして。消費者に向けたということであれば別の事業で取り組むという形になるかと思っております。

委員（相良 弘君） 帰還を促進するという意味もあったということなんです、その後、帰還して商売をしている件数は何件ぐらいありますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 具体的にこの事業をもってということで正式に帰還されたという事業所、そこは把握はしておりません。ただ、村外に軸足を移しつつあった方々が再び村の営業を重点化させたとか、営業拡大した、そういったことは多々あると認識をしております。

委員（相良 弘君） 事業所に対してはプレミアム商品券ではなくてもいろいろな補助事業、あるいは支援事業があると思うわけです。だから、この辺でぜひとも考えていただきたい

と思ったわけです。

次に行きます。20ページ、前も質問したことあるんですけども、相馬野馬追の件についてであります。杉岡村長に直接お伺いします。この野馬追には出場する気はあるのかどうかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 野馬追に出場するかというのは私個人がという意味かどうか分かりませんが、村民の方についてはもともと野馬追にもご参加いただいている方がいますし、今年も本当は予定をしていた、けれどもああいう事態になりましたので不参加になったというお話も聞いておりますので、野馬追については相馬地方、相双地域で非常に大事な伝統行事だと思いますので、これは村としても最大限支援といいますか協賛をしていくべきものだと考えております。

以上であります。

委員（相良 弘君） 出場する気はあるとお聞きしました。ただ、現在まで負担金、それを29万円幾らずっと納めているわけです。これは20年も続いているわけです。大体20年以上だと思うんですが、もしも本当に出場する気がなかったら脱退すべきだと思うんです。なぜ出場もしないのにずっとこの負担金だけ納め続けているのか。国の無形文化財なんです、野馬追は。ということで、飯舘村も郷があったわけです、山中郷という。それで誘いを受けてこの負担金を納めているんだと思うんですが、出場しないのにこれからもずっとこの負担金を納め続けていくのか、大変私は疑問に思います。その辺をもう一度総務課長でもいいです、ご答弁願います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 相馬野馬追の負担金ということで毎年やっております。確かに騎馬数少ないものですから、山中郷として名乗は当然できておりません。ただ、他の郷に混ぜていただいて飯舘村から毎年数名の方、騎馬として出場しております。例を挙げれば、深谷行政区の大越区長などは毎年必ずということで行っておりますし、ほかにも何名か必ず参加している方がいらっしゃるということでもあります。昔の文化ということもありまして、村としてはそんな形で参加しているところでございます。

委員（相良 弘君） 村で山中郷として出場するということが分かれば、大分出場したいという方はいるはずですよ。ということは、出場しないので例えば原町の何郷というか分からない郷に入って、入れてもらって参加しているんです。それは私が商工会時代に大分手伝いを分かったから飯舘村の人と会釈したりそれは大分あります。それは浪江町でも同じです。それは何人かいるはずですよ。ただ好きでいるんです。ただ、飯舘村で積極的に山中郷としてやりますと言ったらみんな入るはずですよ。なぜかという、よその郷に入った人は早く言えば出世は絶対できないんです。いろいろ私も分からないんですけども、軍者とか何とかでいろいろあるんです。そういうことはできなくても、なくても好きだから参加している。だから、そういうことを今ずっとやっていないものだから大分減ったかもしれないんですけども、そういうやる気があれば増えると思うんですけども、その辺の考えをお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご指摘の点ももっともだと思いますので、頭数の増が図れるかどうか、関係者の方々とも協議をしてみたいと思っております。

委員（相良 弘君） これは国の無形文化財でもありますし、これからも村長と相談しながら積極的に出場を進めていきたいと思えます。これで私の質問を終わります。

副委員長（佐藤一郎君） ここで委員長と交代します。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時47分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） これから質疑を許します。

委員（渡邊 計君） このナンバー7で質問していきます。まず4ページ、2款1項1目18節の一番下でありますけれども派遣職員給料等負担金、5人で3,599万6,029円出ておりますが、説明であった中では県から派遣職員2人、それから埼玉県吉川市から1人、それから東京電力より2人という説明でありましたけれども、前年の場合2,387万2,267円ということで前年と大分差が出てきているわけですが、これはどういう理由でこれだけの差が出たのかご説明願います。

総務課長（高橋正文君） 派遣職員の給料等負担金ということで、3,500万円の決算ということでありまして。これは実は当初予算ですと2,900万円で計上しておったんですが、決算ベースですと600万円ぐらい増えているということでありまして。昨年については2,400万円弱ということでありまして。増えた理由は、まずこれは県の任期付職員ということで5年任期付満了すると退職金が発生します。その分、数名退職金が出た。人が替わるときに退職金が発生して、1人5年満了すると325万円ぐらいの退職金になるということでありまして。あと、差額については人が5人入れ替わっていますので1人の単価が若干高くなったということで600万円、当初予算からすると600万円ぐらい増えたということでございます。

委員（渡邊 計君） 退職金積立てとかもありますでしょうし、人が替わってその人が課長クラスなのか部長クラスによっても金額は変わると思うんですが、前年度と約1,350万円ほど違ってきている。5人で割ってもそんな数字にはならないのではないかと思うんですが、それと東京ホールディングスからの派遣社員もそういう金額の差が出てきているのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃるとおり、前年度の構成メンバーからすると本俸の高い人に替わっている。東京電力の職員についても、東京電力の職員については大体同額ぐらいですけども、トータルですと若干単価が上がっているということでありまして。あとは退職金の分がプラスになっている。

委員（渡邊 計君） 県や吉川市からは分かるんですが、東京電力からの職員はどのような内容の仕事をやっているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 東京電力から派遣いただいている職員については、現在移住定住関係の仕事をしていただいております。

委員（渡邊 計君） 私、あるいは村民の中にもおられるかと思うんですが、この事故を起こ

したのは東京電力である。であるならば、東京電力からは本来であれば無料で仕事すべきではないのかと思うわけなんです、その辺の関わりはどのようになっているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） この派遣いただいている職員については村の職員と同等の事務吏員として派遣をいただいているということなので、この人件費は発生しているという状況でございます。ただ、東京電力の皆様にはこれ以外に各種行事であったりイベント等にかなりの人員を毎年派遣をいただいて、被災地の支援をしていただいているという状況もご理解をいただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 今いろいろなイベント、特に駐車場関係など整理していますけれども、加害者として当たり前のことなんです。我々は被害者なんです。その中でそういう交通整理とか何とか、それは無償でやっているわけです。ということは、移住定住とかそういうことに関しても本来であれば東京電力が無償で応援しますというのが本来の筋なのかと思うわけですが、これの原資はどこから出ているんですか。

総務課長（高橋正文君） この東京電力からの職員の経過を申し上げますと、県の任期付職員であったり、あとはほかの自治体からの応援職員などをかなりお願いをして数年前から頼んでいたわけですが、なかなか見つからないということもございましたので、村から派遣をお願いして東京電力から来ていただいている経過がございます。そういう経過もございまして、この人件費については他の派遣職員と同様に村で負担金として出しているという経過でございます。この原資ということではありますが、この派遣職員給料等負担金については全て国庫財源の特交で措置をされているということで、村の持ち出しはございません。

委員（渡邊 計君） となると、東京電力からの賠償、最初避難したときの人件費とかいろいろ頂いておりますけれども、今建物に関してはまだ頂いていない。ですけれども、例えばこういう派遣職員が必要になったということはそれが果たして東京電力の賠償になるのかどうか。その辺はどのように考えていらっしゃるんですか。お答えください。

総務課長（高橋正文君） この派遣職員の人件費については国庫財源で措置されていますので、賠償の対象にはなりませんけれども、これ以外の事故当時から超過勤務手当とか特殊勤務手当等は賠償の対象になっている。原発事故に起因する村の負担増については賠償の対象になるということでもあります。

委員（渡邊 計君） 来年からの予算の中でこれは東電職員に関しては私は一応東電関係、東電の会社と話し合う必要はあるのかと思うわけですが、その辺は今後の予算編成、来年度予算編成に向かって村がどうするか注意して見ていきたいと思っております。

次に5ページ、2款1項1目15節、ここに原材料費として10万円上がっております。これは庁舎花壇の整備用肥料等ということで花壇の整備のための10万円かと思うんですが、10万円の予算の中で使われたのが1万5,265円ということですが、金額は安いんですが、パーセンテージからいうと僅か十五、六%。68ページ、学校関係もありますけれども、ここでは10万円で3,528円しか使っていない。使用率でいきますと、3.5%しか使用していない。これらはどのような内容でこの予算を立てて、実際使ったものはどのようなものを買ったのかご説明願います。

総務課長（高橋正文君） 原材料費についてであります。庁舎管理費で通常一般の原材料費として10万円計上しております。これは今回は肥料等を購入しておりますが、いろいろ原材料、土とかあとは花を植えている種とかそういうものがございますので、令和2年度については肥料代等だけで1万5,000円の支出であったということでもあります。

教育課長（佐藤正幸君） 68ページの学校の花壇の原材料費でございます。学校の花壇、一段高いところ、校舎のすぐ前、5メートルの20メートル程度の大きな花壇というか畑等もございませう。そういった部分にかなりの堆肥、肥料とかそういったものを入れるということで原材料費を多く取っておりましたが、令和2年度につきましては堆肥について村内の企業から無償で提供いただいた、そういった経過もございましてかなりの経費が削減できたという結果がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（渡邊 計君） 役場庁舎のほうの原材料費、前年は同じく10万円の予算で2万3,059円しか使っていない。2年続けて実際であれば5万円以下で予算立ててもやっつけける事業なのか。この辺、どういう考えで予算を立ててきたのか。これが来年度に予算にどう生かしていくのか、伺ひます。

総務課長（高橋正文君） 庁舎管理費については従来から10万円計上してございませうが、2年続けて1万5,000円、2万円何がしということでもありますので、来年度当初予算については検討させていただきたいと思ひます。

委員（渡邊 計君） 次、8ページ。ここの9款1項4目15節草刈用刈払機替刃の交換、刈払刃代ということで上がっているわけですけども、これは最初のうちの消耗品費に上がっているんでしょうが、下の原材料費6万2,000円、執行費ゼロ、これはどういうことでこの材料費、補修用資材がゼロになったのか説明願ひます。

総務課長（高橋正文君） 水防に要する経費ということで、ここで原材料費5万1,000円ということではあります。これは主に土のう袋等を想定しておひます。これは昨年については大雨、豪雨も若干あったわけではあります。土のう袋がそれほど必要ななかったということで、昨年については執行しなかったということではあります。

委員（渡邊 計君） 昨年度しなかったということではあります。前年度決算でもまるきり同じ金額が上がっているんです。それでゼロ執行なんです。本当に計画性も何もなくただ前の年の予算をまねて使っている。計画予算を取っている。2年連続です。来年度どうするおつもりですか。

総務課長（高橋正文君） この趣旨としては豪雨、あとはいろいろな災害等で急遽必要になる場合もございませうので、年度当初は例年5万円程度計上しているということではあります。資材の在庫等を見ながら来年度当初予算については計上していくという考えをして持っていきたいと思ひます。

委員（渡邊 計君） こういう少ない金額であるならば予備費からも出せるので、去年不用額とかそういうことでも話した中で、予備費も足りないのではないかとということで今年度の予算では予備費をかなり上げておひますが、急遽のものであればそういう予備費から回せるのではないかと思ひわけではあります。毎年このようなゼロ執行の数字を上げてもらったのでは、村民はこういう細かいところまで知りませうが、関心のある人が調べて質問され

たときにどうなんだということになりますので、その辺、来年度に対してもう少ししっかり精査した上での予算立てをお願いしたいと思う。

次、その一番下、地震で倒れた歌碑の再設置費、これも50万円ほど上がっている中でゼロ執行、これは繰越しとかそういう説明もなかったのどうということになっているのか説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） 災害復旧費の委託料50万円ということでございますが、これは実は2月の地震で専決をやらせていただいたとき、歌碑が倒れたということで50万円を予算措置させていただいたものでございます。実際に3月頃だと思いますが、実際に直す段になったときに、実はあそこ飯樋小学校の修繕で土木工事が業者さんがやっていたという状況でございまして、この歌碑のことをその業者さんがうちのほうで造成に入っておりますので企業努力でやらせていただくというご厚意をお話いただきまして、それでその業者さんに、簡単に言うとサービスで移転していただいたということでございます。

委員（渡邊 計君） その時期は何月頃でしたか。

総務課長（高橋正文君） 造成工事が入っていたということなので、3月だったと思います。

委員（渡邊 計君） ということは、3月での補正予算で減額修正には間に合わなかったということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃるとおりでございまして、3月補正は2月中にはまとまっていなければならないということでございますので、間に合わなかったということでございます。

委員（渡邊 計君） では、次の9ページ、2款1項5目7節、ここに顧問弁護士謝礼として330万円の予算に対して110万1,482円ということで上がっているわけですが、執行価格が3分の1にしかになっていないということなのですが、ここにこの内訳を追加説明で頂いているわけでありましてけれども、年間顧問料が110万円、それと機械設備稼働停止仮処分命令申立て事件で1,482円ということでありまして、前年も130万円の予算に対して108万円しか使っていないということでありまして、どうして330万円も約3倍近い予算案になったのか。それから年間顧問料の内訳、内訳はこの下に書いてあることですか。ただ、下に説明の中に行政文書開示についてとか公開質問状に対する対応、土地改良事業に関わる覚書についてというこういう活動していただいたということなんだろうと思いますが、深谷の裁判費用などはこれに入っているのか入っていないのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 弁護士の謝礼であります。総額330万円の内訳申し上げますと、年間顧問弁護士料が110万円、残りの220万円は今委員からあった深谷の訴訟関係でございまして。昨年、結審すればこの220万円で対応するところでしたが、昨年については結審しなかったということでこの1,482円、これは主に通信料、弁護士事務所に払った通信関係ですが、そのみの支出になったということでございます。

委員（渡邊 計君） ということになれば、実際ほかの事業でいう繰越しと同じ形ということになるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは科目的に謝礼ということでありまして、繰越しではなく年度当初で取っていく。今年度についてもその裁判費用というのは取っていくというこ

とでございます。

委員（渡邊 計君） この説明分の中にそういうこと書いていない。私もあそこ裁判しているはずだったと思ったわけですが、そういうところであればこれだけ前年130万円の予算が330万円に上がって使用した金額はほとんど変わらないということになれば、その辺もう少し丁寧な説明があってもよかったのかと思うんですが、ということは来年度も大体同じような予算立てになるということによろしいのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今度の新年度予算、その裁判の経過によっても変わりますけれども、今年度結審しない、もしくは結審しない場合は来年度もその裁判費用は計上することになると思います。

委員（渡邊 計君） では、次にそのずっと下、下から3行目ほどに旧草野小学校等残置物処分ということで処分料100万円で本当にうまく99万9,580円、99.95%の使用率、すばらしいものですが、この残置物、恐らく草野小学校に体育館に私もいろいろ物が入っているの見たことあるんですが、これらの残置物はまだ今回処理した以外に残っているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 旧草野小学校の体育館であります、これで原町の業者に約100万円処分したわけですが、これで全部ではありません。まだかなりの量の物が今現在は入っている。処理した後も各課の不要物品であったり不要でもない将来使う見込みがあるものなども運び入れてありますので、まだ草野小学校には相当数の物品があるということになります。

委員（渡邊 計君） かなりの物品があるということですが、去年あたりの一般質問でも旧学校の使用をどのようにしようかということで一般質問も大分上がっている中で、昔小学校というのは夜間バレーボールやあるいはソフトボールの室内練習で昔は使ったような記憶あるんですが、この残置物どのくらいあるのか、あと何年ぐらいかけて片づけるのか。予算が取れるのであれば、早ければ早いほうがあそこの小学校の校舎及び体育館を併用して使うのにはちょうどいろいろよくなってくるのかと思うわけでありましてけれども、その辺の計画はどのようになって、あと何年ぐらあれば片づくか、そういう見込みはどのくらいなのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 今委員のおっしゃったとおり、草野小学校とか多目的集会所とか将来利活用について検討すべき時期であると思いますので、その物品についてもそんな何年もかけて処分ということではなく、来年度ぐらいをめどに不要物品、必要なものを分類して、ですから、令和4年度中ぐらいにはその片づけ業務を行いたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 今日今年度の予算書持ってきていないので、今年度も幾らかの予算は上がっているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今の処分料について今年度は計上しておりませんので、今後、今年度中に処分が発生するような場合は、また議会の皆さんにご相談させていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 今後の利活用も考えてできるだけ早い片づけということをお願いしたいものです。

一番下になります、次。車検代行タイヤ交換等諸手数料で54万8,000円ほど上がっていますが、使用した金額が21万7,020円ということではありますが、車検代行とかそういう金額というのはある程度見込める中で、台数も見込める中、あるいはタイヤ交換等も見込める台数でタイヤ4本交換ということになれば大体見込める中で半額以下しか使っていないという、この予算立てはどのようなことでこれだけの差額が生まれてきたのか説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） この諸手数料についても、委員のおっしゃったような車検については何台で幾らというのを見積もって計上しております。タイヤ交換代というのがありますが、通常車屋さんにタイヤ交換に持って行ってやってもらう予算取ってありましたけれども、令和2年度にジャッキというんですか、タイヤ交換するときに上げる、あれが故障していたものを買って、極力できる担当課については車庫で自前で交換するような指示をいたしましたので、それで若干不用残が出たのかということでもあります。

委員（渡邊 計君） たしかジャッキ購入ということも今回決算にどこか上がっていたと思うんですが、そういうことという今説明なんです、前年度も同じなんです。前年度も53万5,000円の予算を取って2万7,524円。50万円以上そっくり余っているんです。そういう中で今回またこういう金額を出してきた。おかしいと思うんですが、前年が本当53万5,000円で2万7,000円しか使っていないんです。そのほかで次の年が54万8,000円でこれもまた21万7,000円しか使っていない。全然納得いかないんですが、もう一度ご説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 総務課の庁舎管理費及び財政管理費の物件費については、今ほどあったように若干幅を見て多めに取っているというのが事実でございますけれども、執行率を過去数年間見せていただいて、当初予算に反映をさせてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 不用費も必要なのは分かります。でもあまりにも執行率が低いとどうも本当にどこに使っているのか疑いたくもなりますので、ぜひその辺来年度に向けてよろしくお願ひしたい。

次、10ページ。上から3行目、2款1項5目の委託料の中で旧草野幼稚園等の除草ということで村有地管理ということで100万円の予算で58万円ほど使っているわけですがけれども、これが使用率も60%ぐらいということでもありますけれども、これらの草刈り等どのような業者に頼んでどのようにやったのか、これは入札みたいな形でやったのかその辺お伺ひします。

総務課長（高橋正文君） この草刈り、除草については入札等ではなく飯舘村振興公社とあとは草野行政区さんに人夫賃的な依頼の方法で執行しております。

委員（渡邊 計君） 人夫賃ということではありますが、大体何人を予定して何人ぐらい使ったのか。60%しか使用していないわけですから、最初の当初の人数がどのぐらいで実際どのぐらい使ったのか伺ひます。

総務課長（高橋正文君） 詳細持っておりませんが、100万円ということなので機械の重機など、あと草刈機などもございますので、人夫賃的には七、八十人程度の見込みだと思ひます。実際に執行したのは40人程度かというところがございます。

委員（渡邊 計君） 旧草野幼稚園等ということは、ほかの旧小学校等も今後来年あたりから

継続していろいろの継続の事業になるのかどうか。そこはどうなっているんでしょう。

総務課長（高橋正文君） この村有地管理委託というのは草野周辺だけではなく、村の持っている土地全体の草刈り等に使うお金であります。ですから、去年は使わなかったんですが川俣の土地とか飯野の村有地とかそういうところの草、作業の場合の委託も含まれる。村有地全体の100万円であります。

委員（渡邊 計君） 次に同じページ、24節の積立金基金等についてお伺いたします。これらいろいろな基金がありますが、ナンバー4の188ページ、ここに基金いろいろなものが①から⑦まで載っているわけでありまして、この中で公共施設等整備基金というのが基金利子が安くなっているということは繰り出しが多かったということだと思っておりますが、188ページの中で繰り出している、要はこれ白三角ついているわけですが、この繰り出している内容分かったら説明願います。

総務課長（高橋正文君） このうちの2億2,400万円分は資料の1ページ、ここに書いてある4つに繰り入れております。残りの1億5,000万円については……。決算書のくりとこれの4本のくりというのが若干集計の仕方違まして、2億2,400万円というのは令和2年度中に集計できる2億2,400万円はこの4本に繰り入れたということでございます。決算書は3億円何がしになっていると思うんですが、これは基金上出納整理期間中に繰り入れたものこの決算書には含まれるということでございます。分かりにくいんですが、基金は基金台帳上は3月31日で締めます。ただ、実際のお金は5月いっぱいまで動いているので決算書に出てくるのは出納整理期間中も動いた金額も出てくるということで、実際令和2年度に基金から充当したのはこの4本で2億2,480万円ということなので、繰り入れの内容についてはこれをご覧いただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） ご丁寧に説明ありがとうございます。要は、繰り越した普通の事業でいえば繰り越した分も5月までに精算できるので、その計算が乗っかっているこの3億6,000万円になっているということで理解してよろしいですか。それで、全体の基金の中で要は村そのものが持っている基金、あるいは今回21番飲料水安全確保対策基金、それと森林環境交付基金、これが決算年度末ゼロ円ということになっておりますけれども、要は今回東電から預かっていたというか水道の井戸掘りの基金、そういうものがこれでゼロになって戻すということなんだろうけれども、この中で要は預かった形の基金というのはほかにあるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 預かっている財源ということではありますが、東京電力関係のはこの飲料水で1つだけ、あと国庫財源が入って預り金の性質があるのが上の段の左から5番目、福祉基金、これのこの大きなものの17ページご覧いただきたいと思っております。これが基金の残高一覧表であります。国庫財源が入って村の単独では勝手に執行できないというのは上の段の左から5番目、福祉基金、これが約1億5,000万円ぐらいだったと思っておりますが国庫財源が入っている。前はこの福祉基金についてはその利子は村の事業に充当して使っていたけれども、元金には手をつけられないという性質のものです。あとは下の段の左から4つ目、帰還環境整備交付金基金ということで35億円ぐらいございますが、決算の概要でご説明いたしました預かっている金が35億円ある、借金が35億円あるとお話しましたが、主

にこの帰還環境整備交付金基金が大きな額ということでもあります。

委員（渡邊 計君） 今ご説明いただいたわけですが、ほかの基金というものは村である程度自由に使えるという理解でよろしいですか。

総務課長（高橋正文君） その基金ごとにある程度使途、処分の方法等要綱で決めておりますが、国から制限されるというものではございませんので、村の意思によって執行できるということでもあります。

委員（渡邊 計君） では、次。12ページの2款1項6目の11節役務費の中でふるさと住民への送付用年賀状ということで3万5,000円ほど上がっておりますが、送付用年賀状はふるさと住民へ果たしてどのぐらい何人いるのか、それにどのような使い方をしたのか説明願います。

村づくり推進課長（村山宏行君） ふるさと住民票であります。正確な数字つかんでおりませんが、100名はとうに超えていると認識をしておりました。そういった方々に年賀状を送ったということでございます。

委員（渡邊 計君） 100名を超えた人に年賀状を送って3万5,000円ということですか。

総務課長（高橋正文君） 私財政担当なのであれですけども、当初予算の要求では600人掛けの63円、600人のはがき63円で取っておりますので、その総数については結構な数いると思います。あとはイタネちゃん宛に相当枚数一般の方から年賀状が来るということがありますので、その返信にも、イタネちゃんに年賀状を頂いた方への返信等にもこれで使っているということだと思います。

委員（渡邊 計君） 言うことは今ふるさと住民は100名は超えていると思うということですけども、100名で計算しましてはがき代63円で6,300円、あとの金額約3万円近くの金額、イタネちゃん宛てにそんなにはがき来ているんでしょうか。400通、500通も。

村づくり推進課長（村山宏行君） 正確な数字を調べまして、後で報告させていただきます。

委員（渡邊 計君） では、次のページ。13ページ、同じ2款1項6目の18節負担金のちょうどページの中段辺り、ここに飯舘村地方生活支援事業補助金ということで100万円ほど乗っかっていますが、執行費ゼロということではありますが、これの説明をお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） この事業につきましては県の事業で、村の会計を経由して移住者に交付されるというものでございます。この交付の条件が東京近郊、あるいは東京23区内に住んでいる方が、またその23区内もしくは近郊に住んでいる方が東京23区内に5年以上勤務されていた実績があって、その方が移住してきた際に条件をクリアすれば交付されるというものであります。県の事業でありまして、トンネルですので村で枠は取ってはおりましたが、実際に該当する方がいらっしやらなかったということで執行がゼロとなっております。

委員（渡邊 計君） ということは、簡単に言いますと移住定住に今補助金出ておりますけれども、そのほかに今の東京23区内に5年生活した人、そういう条件に当てはまった人が、この100万円の中から1人どのぐらい出るのか分かりませんが、そういうことで出るという形の話でよろしいですね。

村づくり推進課長（村山宏行君） 枠の単価決まっております。世帯であって100万円、単身

ですと60万円ということで要件があるようでございます。1世帯分を取っていたというところでございます。

委員（渡邊 計君） 次に14ページ行きます。14ページのちょうど中段の線引いているちょっと上に深谷ドッグラン管理備品ということで、自動式芝刈り機ということでこれはよくコマーシャルでやっている部屋の中の丸いもの、ああいう形のものが刈っているという認識でよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） ドッグランの管理用備品で、自走式の芝刈り機他ということになります。自走式のまま1台とそれから通常の乗用の芝刈り、これが1台ということで購入をしております。中身であります。自走式のほうについてはご指摘のとおり時間が来れば勝手にスタートして定期的にずっと芝を刈って、時間が来れば戻るというそういうシステムになっています。

委員（渡邊 計君） 私もドッグラン見てきたんですが、あそこの風の子広場の芝と違ってドッグランのほうは何か日本芝のような私認識あるんですけども、日本芝は意外と伸びないんです。西洋芝などと違って、日本芝だとこんなに2台も必要なのかと思ったわけですが、交付税とかそういうものがあるうちに買っておけば間違いないのは分かるので、その辺は理解しますが、ただ、このドッグランに関してあそこを使用している方、私使っている人に実際聞いてみたところ、本当に小型犬、大型犬区切ってくれているのでありがたい、原町にはないんだ。鹿島に小さいのがある、でもこんな大きいのはないのでもっとPRすべきではないのかというお言葉をいただきました。それと同時に、大型犬、要は運動能力の高いシェパードとか、あとはなんですか牧羊犬、オーストラリアのああいう犬ですと今のフェンスの高さ簡単に飛び越えるんです。そういうことで交付税がもし使えるのであればそういう整備も早いうちにやったほうがいいのかという私考えあるんですが、その辺は今後ご検討いただいて、その辺を調べて必要であればそういう措置も取っていくべきかと思うので、それは一応認識として持っていていただければ結構です。

次、14ページ、一番下のほう、2款1項7目の18負担金の中で地域づくり事業補助金15行政区ということで資料頂いているんですが、この資料を見ますとほとんどが苗木の配付とか植栽とかそういうのが多いわけで、ただ、その中では3番の前田・八和木行政区が視察研修、茨城県の中山間地域に行ったとか、あとは二枚橋・須萱地区の放送設備の修繕、そして後は秋祭りとかいろいろあるわけですが、これを20行政区の中で、私も小宮地区であります。これをつくれと言われても資料的なものが理解しにくい。そして、本来であるならば行政区の総会のようなところで全員集まってやればいろいろな知恵が出てくるのかと思うんですが、今こういうコロナ禍の中で役員だけで集まってもなかなか出ないし、これのどこまで使えるのかどこまで使えないのか、そういう説明するような紙がはっきりしたものがないので、またこういうのどうだ、担当者役場さんから来ていますのでその担当者などとお話ししますと、こういうのどうだと言うとそこはもしかすると使えないとかいろいろな縛りがあるわけで、そういうものの説明のしっかりした紙、そういうものがあればもっとほかの行政区もいろいろやるし、今こういう計画を出している行政区でももっといろいろなことできるのではないかと思うんですが、使った予算があまりにもばらばら

なんです。行政区によって人数とかもありますけれども、一番最低が1万5,000円というところがあって最大が51万円から使っている。ですから、この辺の説明をもっとしていただいてもっとほかの行政区、あるいは今回出して結果が出ている行政区、これももっと使える地域でいろいろ使えるようなことをもっと検討しやすいような形を取っていただきたいと思うんですが、これは来年度にもこの予算はついてくるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 令和2年度も地域づくりに関しましては全額補助金ということで、各行政区ごとに枠は設けておりましたが、この中で必ず環境美化何割は入れてくださいというそういうただし書がついた補助金だったと認識しております。それに基づいて各行政区取り組んでいただいたというわけでありまして。この継続はどうするんだということではありますが、今年度から地域みがきあげ計画というものを新たに行政区でつくって、5年間の計画をつくっていただければ、その5年間のいわゆる行政区の補助の配分については、各行政区で全体枠は決まっていますけれども、この配分は決めていいというそんなくくりをしているところがございます。

ご心配のように、行政区のなかなか理解が難しいであるとか、詳細の部分が分かりにくいということも聞きますので、今回コミ担の制度を全面的に見直して全職員がコミュニティ担当職員としました。各行政区の割り当てているコミ担の数も増えておりますので、ぜひそういった場合にはコミ担をうまく使っていただいて計画をつくりながら、あるいは地域の方々により参加しやすいような形で進められるようにお願いしたいと思います。

委員（渡邊 計君） 5年というとかかなり長いことになりますので、できるだけ縛りのないようなそういう形でしていただかないと、なかなか5年という長期的になると難しい面も出てくるので、その辺よくご検討願いたいと思います。

次、16ページ行きます。2款1項11目委託料の中に村内光ケーブル保守業務ということがありますが、1,159万5,000円ほどの予算があってほぼ100%近い使用率であります。このケーブルの総延長は何メートルぐらいあるのか。それと、保守業務として内容がどういふものを行っているのか説明求めます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 光ケーブルなんです。総延長については220キロメートルほどと見ております。この保守業務ということではありますが、内容は主に地デジの再送信業務、放送が難視聴になるということを防ぐためにこれをもってテレビを見ている方がいらっしゃるといところで、そちらに多くを割いているこのケーブル等の保守ということでございます。

委員（渡邊 計君） その同じ枠の下に地上デジタル放送再送信事業機器再設置等補助金交付ということで、2件で16万3,900円ということは1件8万円ちょっとということですが、これは今から言うと以前、まだ私の前の先輩の議員がいるときに再送信に全額かかるということで補助金を出すべきだということでやった事業かと思うんですが、それで1件が8万円ちょっとの補助が出るという理解でよろしいですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 基本的に地上デジタル放送の再送信の機器に関しましては、入れる当初は低廉でできたと考えているんですが、その後、一度撤去してしまった、家屋解体とか転居に合わせてなくしてしまった方、そこが新たに再設置をするというところに

合わせて設けたと認識しております。

委員（渡邊 計君） その下の事業で携帯電話不通話エリア解消事業ということで上がっておりますが、令和2年度は八木沢と大倉の木戸木地区ということですが、毎回毎回電柱鉄塔みたいなものを上げているわけでありましたが、私以前から普通の電柱に小さいアンテナを上げてそれに対応できないかということを提言してきたわけですが、今回たまたま小宮地区に楽天モバイルさんだったと思うんですが来て、前の電柱にアンテナを上げさせていただきたい、楽天さんか今のあれかメーカー忘れたんですがそういうことでアンテナを上げさせていただきたいということで、要は今のa uやドコモに対応したいということでもやるんでしょうけれども、大きくないアンテナで対応できるわけです。だから、その辺村の今後不通話地域も必ず鉄塔はどこに建てるか調査して土地を買って設計してというよりも、そういう対応できるのであればそのほうが村内全域早いのではないかと。予算もそんなにかからないのかと思うんですが、その辺はいかように今後考えているのかお伺いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 不通話地域の解消について、村でも調査をしているところでございます。ご指摘のように、楽天さんやるという、幹線道路ですとある程度電波が来てそこで増幅すれば次のところまで渡せるというのがあるんですが、今村で問題になっていますようにスポット的にここだけ通じない、そこまでの電波が行かないところに関しての部分というのは出力の大きな鉄塔でカバーするしかないのではないかと考えております。各自宅の部分については貸出し用の各社、会社に対応した増幅器というのがあるのでそちらで対応はいただいているところですが、なかなか道路の中ですとか山の中とか、そういうところまではカバーし切れないのかなというそんな状況でございます。

委員（渡邊 計君） 今回私の知り合いというかいとこなんですが、そこは野手神の山の中なんです。そこに楽天さんが来てアンテナ上げさせていただきたいと。本人はドコモ使っているわけですし一般電話も引いているわけです。そこに楽天が入ってきてそういうアンテナでできるということは、今の課長のお話するように近くに次々電柱にずっと立っていけば増幅して使えるから楽天さんがそういう形を取っているのかと。であるならば、村でも各電柱に上げていけば増幅できるのではないかと。私は以前考えていたのは先ほどの光です。地デジ、あのラインを使って村内くまなく回っているわけですから、あれを使ってあれに電柱アンテナ小さいのを上げて使えないかということをお私はずっと前から言っているわけですが、必ずしも鉄塔でなくてもそういう形が使えるようになってきたのか。であるならば、いつまでも鉄塔などと言っていないで、そういう小さいアンテナだったら本当にあつという間につくわけですから、その辺今後来年度にかけてぜひ検討していただきたいと提言しておきます。

次に17ページ、きこりに関しての委託料ですが、これは以前の一般質問の中でもやったわけでありましてけれども、今地震で壊れているということで使えるところがお風呂だけという形になっているわけですが、今後解体、そして新築、莫大な金かかるわけでありまして、交付税で下りてくる。要は今後この委託料をこれがずっと続いてきて交付税で賄ってもらえる間は村が500万円程度の手出しで済むんですが、これがなくなった場合に5,000万

円、6,000万円、あるいは調理師を頼んだり賄いを頼めば7,000万円ぐらいに上がっていく。そうすると、道の駅毎年3,300万円入れているということになりますと年間1億円ずつかかってくる。これらの金額がいつまで売上げが上がって解消できるか。村で自由に使える金、基金というのは全て合わせても24億円前後だと、ただし基金はいろいろなものに使わなければならないのでここにだけ使うわけにはいかなくなってくるので、その辺をどのように考えていらっしゃるのか。今後予算立てするに關してもその辺詳しくお聞かせ願いたい。

村づくり推進課長（村山宏行君） きこりの運営ということのご質問であります、その前に先ほど調べて回答すると申し上げましたふるさと住民票の方々、555人ということでした。

きこりのほうに話を戻します。きこりにつきまして、現在ご指摘のように地震のために震度4強のところでは何回か壊れているということで、今回宿泊棟が利用できないという状況でございます。ご承知のように、国から運営に係る分、指定管理料の大部分を今国に面倒を見ていただいているというそんな状況であります。それも来年で一旦終わりというということで受けておるところであります。別の方のご質問でも申し上げましたが、きこりにつきましては村の迎賓館的位置づけで交流の拠点というのは変わっていないと思っております。ただランニングコスト、いつまでも村から多大な支出を許されるものではないと思っておりますので、整備をするということに当たりましても将来的にランニングコストがかからないような運営、あるいは一つの方策としてであります、あいの沢全体を含めた運営の方式と考えると、様々な検討が必要かと思っております。公立の補助というところで、どうしても必要になってきますので、そういった国の補助事業とも合致するような事業にならなければならないし、また、将来的な運営も見据えながら庁内でプロジェクトを立ち上げたところですので、その中で検討してまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） ぜひ詳細なところまで詰めて何年ぐらいで黒字化できるかとか、そういうところまでコンサルタント、国の無料で使えるはずですので、そういう人たちも道の駅に入っていたいたときのように本当に詳細まで詰めないで、ステキハウス、今のもりの駅まごころ、あれの二の舞踏んでは駄目ですので、今現在もりの駅も使用する人がいなくて空いている状態ですか、そんな感じになっているので、ぜひ本当に慎重な検討をしていただいでての計画をつくっていただきたい。やるかやらないか踏み切るためには本当に慎重にさせていただかないと後世に負の遺産を残すことになってきますので、それだけは避けていただきたいと思っております。

では、その下の7款1項1目プレミアム商品券について。これも資料を頂いたんですが、令和元年から比べると販売対象者、これが200人ほど減っているわけですが、逆に発行数、売上げ、上がっているわけです。みんなが1万8,000円で1,500円という単位で使えるわけですが、私なども便利だと思って使っているわけですが、道の駅など行ったときに2,000円で3,000円分買物できる。もう1,000円分、普通に3,000円買ったと同じで買えば4,500円分買えるわけですからいいと思って使っているわけですが、ただ、去年同じ質問をして1か月早めてもらったんです。売上げが上がっているということで、最後1月いっぱいというのは精算の時期で3月の予算まで上げなければいけないので後ろは動

かせないんでしょうけれども、今6月からのを5月からできないかと私思っているわけですが、商工会に聞きにいったところ、商工会が4月、5月にかけて総会やそういうものの行事が重なっているのでは商工会対応できないというお返事だったんですが、1か月だけでも、いや1か月ではなく年間でもいいんですけれども、この販売に関して道の駅を使えないかと私は思うんですが、商工会のお店からの精算は商工会に任せるにしても、販売だけならできるのではないかと。1年間とか長期間無理であるならば商工会が動けるまでの間の1か月ないし1か月半、これを販売だけ手がけることは可能なのではないかと。そしてこれだけ便利なものをもっと村民に使っていただきたいと思うわけですが、まだあと数年続くのかと思う事業でありますので、これだけ売上げとかみんな人気が出てきたのでその辺をぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） プレミアム付商品券の販売についてということですが、非常に多くの方に認知されまして販売額、どんどん増えているという状況であります。ご指摘のように6月、昨年時期を1か月早くして6月からということに対応したところがあります。ご指摘の販売場所、販売箇所を増やせないかということですが、まず商工会で6月については日曜日も開けて、それから休日祝日なども休まずにプレミアム商品券の販売について努めていただいたというところがありますので、そういったところで売行きも伸びているものと思います。どうしても購入される方の状況、例えば住民票であるとかそういったところの裏づけ、そちらをチェックをしながら、高額なものですからその確認はしっかりとさせていただいて商工会でお金と引換えにお渡ししているというところがありますので、そういった正確性、そういったことが担保できるということであれば考えてもいいのかという考えであります。

委員（渡邊 計君） 道の駅が個人でやっているような道の駅であるならばそういう心配も出てきますが、あそこは村で営業しているわけです。単に言えば、そうすればそういう心配もなくできるのかと思うわけでありまして、要はレジとかではなく事務所等で交換できるような形を取ればそういう心配はしなくてもいいのかと思うんですが、ぜひ検討していただきたい一つだと思っておりますので、慎重な検討をお願いして、できるだけ利用期間を長くしていただければ売上げも伸びると思いますので、ぜひ検討していただきたい。

次、22ページ。あまり細かいこと言いたくないんですが、生活支援ワゴン運行业務、燃料費50万円ほど余っている中で2万6,823円、非常に使用率が低い。この原因はどこにあって、こういう使用率の低いものを来年度予算にどのように生かしていくのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 生活支援ワゴンに係る質問であります。決算的に2万6,000円ということでありまして、村社会福祉協議会にワゴンは委託しておりますが、一部バス、人数が増えた場合のということで村のバスを予備といいますか確保した分がありまして、こちらの使用があまりないということでこのような決算となっております。ですから、本来であればもう少し予算計上のものは令和2年度からのスタートでありましたけれども、もう少し精査する必要があったのかと考えております。

委員（渡邊 計君） まだ始めて間もないんですが、使っている人たちからすると長い乗降口上がって玄関横づけしてもらっている。それで、運転手さんも荷物を運んでくれて非常に

助かっているということでもありますので、大分人気も出てきているのかと。そういうことで恐らく車が足らなくなるのかということでは燃料費取っていたのかと思いますが、今後村民もどんどん高齢化していくので高齢事業はもっと拡大していくのかと思いますので、そういうことで使用率が低かったということではご理解いたします。ぜひこのお買物バスもっと拡充していただきたい。ただ、あることさえ分からなかったような人や申込みが面倒だという人とかおられますので、その辺もっと周知してお年寄りの人たちに使っていただきたい。今回何かアンケートの結果いただいていますので、そういうことで今後ぜひ検討していただきたい。特に、この後質問しますけれども、高齢化して運転免許自主返納などした場合になおさら使うようになると思いますので、ぜひ検討していただきたい。

では、次に運転免許自主返納事業であります。この決算に関しては路線バスの回数券、それからタクシーのチケット、それとラクターを買うための半額補助という形だったと思うんですが、私一般質問でも何度も言っていますように、こういうことになって免許自主返納して一番困るのは息子さん、娘さん、それからお孫さんだと思うんです。それとあるいは近所の人、そういう人に乗せてもらうようになる。そうなった場合に今の形の支援制度の補助金補助がそういうバスの回数券やそういうものでいいのか。要は乗せてもらった人が使いやすい、要はプレミアム商品券に似たような、ただどこでも使えるのではなく道の駅、それからガソリンスタンド、こういうもので使えるようなものがあれば非常に乗せていただいた人にこれでガソリン入れてくださいとか、あと息子たちが福島原町帰るとき道の駅で何か買っていきなさいとそういう形で使えるほうがもっと利用率がいいのか、有効的に使えるのかと思うんですが、今後この返納した人に対する支援や補助をどのような形でやっていこうと考えているのか伺います。

住民課長（山田敬行君） 免許証自主返納の事業につきましては、6月定例会の一般質問でも渡邊委員からありました。その際、村として高齢者の実態といいますか移動についてどう不安を持っているのかとか、生活支援ワゴンも含めた中身を実態を見てということではアンケートをやりましたけれども、その際、いろいろ今は家族の送迎に頼っているけれども将来的には不安があるとか、免許証を返しても足がないから返す予定がないとか、そういったのがアンケートから出てきましたので、今この場でこのような方向というのはあれですが、今上げるかどうかといいますかどういったものにするか、来年度予算編成の中で庁内で検討していきたいと考えております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は14時40分とします。

（午後2時26分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後2時40分）

委員（渡邊 計君） 次、健康福祉課のほうで32ページの事業名で上から3つ目までいな健康づくり事業ということと、38ページのサポートセンターでのつながっぺの運営事業、関連しているかと思うので一括でお伺いしたいんですが、利用者大分増えてきている中で、高

齢者といいますと私も来年から高齢者の仲間入りということで65歳以上になるわけでありませんが、ある村民から、私の同級生なんです、来年から高齢者でこういう事業とか参加するようになる。後期高齢者と、要は75歳以上の高齢者と別のグループで事業していただけないか。高齢者65歳と後期高齢者の85歳や90歳の人だと溶け込みにくい。高齢者の65歳から75歳までの10歳、あとは後期高齢者の75歳以上という形でそういう計画でやっていただければ行きやすいんだけどもという声も伺っていますので、今後どのような形でやっていくかの検討の中に入れていただきたいんですが、その辺どのようにお考えでしょう。

健康福祉課長（石井秀徳君） 高齢者の運動教室、それからサポートセンターつながりでの活動といいますか介護防止の部分でございますけれども、年齢層が幅広くてなかなか話が合わないということでもあります。65歳以上の高齢者の人数でありますけれども、村内に帰村されている方が全体で884人今現在いらっしゃるということになります。男女半々としましても800人強の高齢者がいらっしゃるとなると、その人たちが今サポートセンターでは各行政区ごとに活動といいますか周知をしまして、行政区割で実施しているということになっております。非常に皆さん楽しみにしておられまして、回数もっと増やせないかということも要望として上がってきているのは承知しているところであります。ただ、昨年度からコロナ禍ということで事業も今現在ストップしている状況でありますけれども、要望の中で男女も含めてですけれどもそういうお話があるというのも聞き及んでいる部分がございますので、今後つながりの中でできるかどうかはまた別としまして、各地区で開催されますサロンとかそういった中で考えていきたい、あるいはそれとは別に年齢層を区切った形での交流事業的なものを別な段階で組むことができるかどうかも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

委員長（相良 弘君） そのほか、ありませんか。

委員（長谷川芳博君） 私から資料ナンバー7から3点ほど質問させていただきます。私、決算委員会初めてなのでうまく質問になっているか分からないんですけども、ぜひ頑張ってやるのでお願いします。

まず、10ページの2款1項5目17節公用車1台車両購入、アルファードと昨日説明いただきましたが、この車種のアルファードというこれを決定したいきさつというか、なぜアルファードだったのか説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 備品購入費の公用車でありますが、アルファードの選定はなぜだということではありますが、まず更新したのが日産のミニバンが老朽化したということで、車名言いますと日産のエルグランドが老朽化したということでアルファードにしたということでもあります。選定した理由は、同じミニバンが必要であるということと、あとは購入した車がハイブリッド車であるということも選定の理由になってこの車にしたということでございます。

委員（長谷川芳博君） 一般的にはミニバンの中でもアルファード、日産のエルグランドというのは一般からすると高級車の部類に入ると私は認識しているんですけども、前がミニバンだったから次もミニバンが必要だということも理解はしますが、今国が炭素ゼロを目指すいわゆるカーボンニュートラル社会を目指そうという中で、飯舘村も被災に遭ってそ

ういった動きにいち早く取り組むべきなのかと私は考えているんです。例えば浪江町だと、今水素ステーションを造ってトヨタのミライ、水素エンジンの車、あとはトヨタは大々的に静岡のほうでオープン・シティというそういった町をつくろうという動きが出ている中で、飯舘村も今飯舘電力会社とか風力とかそういった新しいエネルギーの中で、例えば次また公用車が必要な場面出てくると思うんですけれども、そのときには今度は電気自動車を導入して一般の電気自動車も普及する動きの中で充電ステーション、そういうのもある程度大きく取り入れて、そういった方々が飯舘村に目指して来てもらえるようなきっかけづくりに村がいち早く取り組むべきではないかと思うんですけれども、その辺はどう考えますか。

総務課長（高橋正文君） 現在、村に消防とかバスを省けば公用車四十数台ございます。今のところ委員おっしゃった電気自動車は導入しておりませんが、今後公用車を更新する場合はゼロカーボン、脱炭素、今予算にもその関係の計画書の策定費、補正予算でお願いしておりますが、ゼロカーボンへの計画を村としても策定する予定としておりますので、ぜひ公用車導入の際は今言われた電気自動車も選択肢の一つとして検討させていただきたいと思えます。

委員（長谷川芳博君） ぜひ飯舘村はそのように新しいエネルギーの政策としてモデルの村になることを私からもひとつお願いしたいと思えます。

続きまして、資料40ページ。3款1項2目7区分100歳お祝い記念事業、ここに祝い金と記念植樹というのがあって予算額200万円に対して130万円何がしなんですけれども、なぜ記念植樹を選んだのかお聞かせください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 100歳賀寿の記念事業ということで、祝い金とともに記念植樹ということで希望者に木を贈呈するというか好きな木を選んでもらって植樹するという事業を、何年でしょうか、私も記憶あれなんです、以前からそういう事業を展開してきたところです。飯舘村はなかなか100歳が、過去には99歳まではなかなかいるんですけれども、結構いたんですが、100歳がなかなか出なかったということで、100歳の記念に何かできないかということで庁内でも検討した際に記念樹の植樹というのもいいのではないかということがありまして、そこで100歳の記念として木を贈るという事業をやってきたかと認識しております。そういった関係で、最近ですとかなり頻繁にというのも失礼ですけども、100歳も大分増えてきてまして、植樹が果たしているのかという部分は震災以降かなり話も出ているところでありますけれども、ただ、その部分も家族の方、あるいはその当事者にもお話を聞きまして、希望者に実際植樹をしているという状況であります。

ちなみに、昨年度8件の中で5件が希望されたということで実施しているということであります。もちろん、家もないのでいいですという方も中にはいらっしゃいますが、まだ希望があるうちは実施していきたいと考えています。

委員（長谷川芳博君） いきさつは分かったんですけれども、私同じ地区の老人の方2名にこの話をされたんですけれども、木をもらっても植えるところないという人もいます。今希望の方にと言われたんですけれども、私直接聞いたおばあさんは、希望したわけではなく押しつけられたというかどうかどうしようかと言って捨ててしまったというんです、燃える

ごみの日に。そういう人もいるので、もう少し何とか100歳を超えた家庭の人に直接何がいいのかという希望もいろいろもっと幅を増やして何か記念になるようなものを差し上げるべきかと私は思ったんですけれども、これは回答はいいですけれども、そういった声もあったので質問させていただきました。

続いて43ページなんですけど、下から2つ目、6款1項3目7節にある農業普及就農指導農政技術指導専門員、この方に報酬が発生していますけれども、この指導員というのは民間の方なんでしょうか。それとも相双農林普及所とかそういう指導員なのか、その辺をまずお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の農業普及就農指導を行っている方はどなたなのかということですが、この方は菊地種苗株式会社という民間の会社の方でございます。

以上です。

委員（長谷川芳博君） この方は主に花卉に特化した指導員でよろしいでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問のとおり、花卉に関する指導を行っていただいております。

委員（長谷川芳博君） それでこの指導員にそれなりの報酬を支払っているようですけれども、それに見合った指導を受けた村内の花卉農家、実績売上げ右肩上がりになっているのでしょうか。それとも横ばい、または人によってはまだまだ結果が出なくて悩んでいる、どのような状況でしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 花卉農家におきます指導をいただいた方の現状ということでございます。所得の詳細につきましては私どもで分かり得ないのでここで回答はできないんですけれども、今年の春に行われましたこちらの委員会がでございます。飯館の花出荷組合というものを今つくっております、その中で昨年度の活動をいろいろと振り返って、その中で今の状況等のお話をしております。それによりますと、ある程度栽培の技術というものが確立している農家につきましては無駄なくといいますか栽培したものを予定の出荷量を出荷して生産して出荷してということによってやっておられるようですが、比較的若い花卉農家、まだ始まって間もない花卉農家につきましてはこういった形で指導を受けてはいるんですけれども予定した出荷量に達していなかったというお話があって、なかなか目標とする出荷量、所得につながっていないということが課題として挙げられているということは認識しております。

以上です。

委員（長谷川芳博君） 私も花卉農家の農業者にも何人かどうなんですかと尋ねて歩いていたりするんですけれども、今おっしゃったとおり、若い方はなかなか結果が出なくて、今年もどうしようか、どうやって生活しようかという本当に、多分これは今年は去年から続いているコロナの影響もあって花卉の需要とか価格の面、これがかなり減少しているというのは飯館村だけではなく全国的にそうなんですけれども、せつかく指導員にある程度の報酬払ってやっている以上、ある程度の結果も農家出さないとまずいし、あとは補助事業使ってハウスとか導入している農家がほとんどなはずですから、ある程度売上げが達成できないとどうなっているのという話になると思うんです。指導員というのも、私はこれ

は私の特別な栽培方法で今やっているものですから一概には言えないんですけども、私が世話になっている先生、農業先生、こういう方もぜひ飯舘村へ行って指導したいとおっしゃってくれているんです。それも報酬なしです。こういった方をもう1人ぐらい入れてもらって、花卉、あとはそろそろ飯舘村も口に入るもの、キュウリとかミニトマト、あと飯舘インゲン、そういったものをそろそろそちら方面にも力入れてもらってまた飯舘の産地として復活させたい。私も同じ農業者として思っているので、またこういった予算を設けるのに当たって指導員の見直しというのは変なんですけれども、私ご紹介できますから、ぜひ村としても一度お会いしてもらって、村の農作物の盛り上げに村も一緒になって取り組んでほしいと思います。私はこれでこの質問は終わりです。

委員長（相良 弘君） そのほか、ありますか。

委員（佐藤八郎君） 資料頂いた部分で答弁求めたいと思います。まず、9ページの公共施設の総合管理計画策定支援業務ということであります。全部読み切れないうんですけども、整理されたので年度ごとに何年にはここがこんなふうになる、何年にはこんなことになる流れが見えるページはどこにあるのか。全部総合して自分で書けばそうなるということになるのでしょうか。そういうものを村民に示すことはないのでしょうか、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 令和2年度に実施いたしました飯舘村既存ストック活用計画、こういうものをつくっておりますが、ページ数多くて内容がよくあれだと思いますので、これの2ページに計画の位置づけというところがあると思います。この計画の趣旨は、ここにあるように福島再生加速化交付金、現在村の復興事業で活用している交付金、簡単に言いますとこの交付金を使うには既存ストック活用まちづくりという事業メニューあるんですけども、それは何かといいますと公共施設で今未活用の施設であったり民間の空き家の住宅、空き地等を活用してこのストック活用まちづくり事業というのができますということで、その補助金を活用するためにはこのストック計画書をつくりなさいということで令和2年度につくったものであります。実際、内容どんなのかと見てみますと、14ページにはこれは民地、民間の住宅を抽出して、この物件を抽出して築数年、あとは改修が必要であるとか売却するとか賃貸、15ページにはこの抽出した物件の例として分析をしている。16ページには空き地・空き施設・空き地ということで草野地区、飯樋地区、白石地区の3地区から抽出して、主に学校、草野小学校、多目的集会所、トモト電子の工場、飯樋小学校、あとは白石小学校などございますが、これの方向がこれからどうするんだということで、飯樋小学校については防災拠点として整備していきますということでこの計画をつくっております。ですから、今八郎委員おっしゃった村の公共施設の将来的な活用と将来のランニングコストが何億円かかって何十年後に建て替えの時期が来るといえるものは、実は令和元年度の計画、公共施設等総合管理計画というのも令和元年度につくったんですが、そちらにランニングコストなどは出ているということで、令和2年度に策定したのはこういう村内の幾つかの物件を抽出してこのような計画をつくって国に示したものです。性質的にはその補助金を活用するためにはこの計画策定が必要だということでございます。

委員（佐藤八郎君） 県道沿いですから、旧白石小学校が非常に関心あるところですが、村民にとっては白石に元の工場の跡地とかいろいろあるものですから、いろいろ見ているとそ

ういう不安なり将来的な心配をされる方が多いので、令和元年に出したものも含めて、解体まで今後の利用も含めて、貸借関係も随分希望している計画なんだけれども、これも空いていなければ貸借にならないので、そういう意味も含めて具体的に村民の不安を払拭していくのにはどんな形がいいのかと私もいろいろ資料見てどう皆さんにお知らせしたらいいのかという部分で、いろいろなところの資料を取ったりして見ているんですけども、なかなか難しいです。特に飯舘村については原子力、放射能の被災地だということで全国の市町村とまた違った意味のものもあって、そういう点ではどうこの計画を、国が出したものを全て国庫の補助金の中で、助成金の中で見ていく保証があるのかどうか全く担保されているものではないと思っているんですけども、担保されているものであるというなら安心はするんです、少しは財政的に。そういう点ではどうでしょうか。

総務課長（高橋正文君） このストック活用計画等については、今後村で事業を起こす場合これを基に補助事業が採択される可能性があるというものでありまして、今委員おっしゃったように将来のランニングコストを国庫財源で担保するというものではございませんので、ランニングコストについては村の責任で健全財政を維持しながら将来公共施設、あとは様々な施策が維持できるように財政健全な運営をしていく努力は必要だということになります。国庫財源でこれで担保されるというものではありません。

委員（佐藤八郎君） これは計画上げたものの助成とか補助がつく確立はあるという部分だと思っておりますけれども、そういう意味からするとここ10年間の、もちろん必要あって建て替えたものがほとんどなのでそれはそれとして、ランニングコストは続くわけですけども、それと相まって村の収入が同じく縮んだり、財政調整基金がいつまでもあるならそれはそれでいいんですけども、心配なのは人口もそうですけれども職員数に含めてもいろいろな意味で変わっていくのではないかという心配があるんです。そういう意味では、いろいろな各議員の提案もありますけれども、収入をどうやって上げていくか、個人資力どうやって上げるかという部分で既存のかかるものと上がるものとバランス的にいけばいいんですけども、そういう点では不安材料が、特にここ2年のコロナでは余計そういう協議の場もなかなか持てない中で大変なので、きちんとその辺は今プロジェクトチームとかいろいろ庁内でも立ち上げているので、その部分でそういう実態は実態なのでそれを無視することなく村民の願いや要求はどうなのかをきちんと把握されていかないと合わない。行政と住む住民たちと合わない方向に行けば、これはますます過疎化していくという流れにつながって、全国的に見てもそういうことなので、その辺ではどういう検討がされて施設についても業務もそうですけれども、方向としてはいつ頃そのプロジェクトチームなり検討するチームなり設置されて、結果的にはいつ村民の中で周知されていくのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） 今委員おっしゃったのは主に公共施設の件だと思いますが、これは令和2年度、昨年度から庁内の公共施設利活用検討委員会を立ち上げて、この計画というのはコンサル事業者に頼んでやったものですから、その利活用検討委員会では実態をする職員で構成しておりますので、対象となる公共施設をある程度絞って、解体するもの、改修するもの、新築が必要となる施設とか具体的な実態を探って検討を進めていきたいと思

います。今年度はこの秋にもう一度、1回か2回対象を絞ってその対象物件について検討を進めていきたいと思えます。土地についても、建物もそうですけれども、土地についてもいろいろ川俣町など村外に所有している土地なども数か所ございますので、その辺の方向性なども近い将来出していかなければいけないということでもあります。今年度中には対策が必要となる物件を詳細を絞ってリストアップをして、来年度中ぐらいにはその対応策、将来どうしたらいいか、ランニングコストがどのぐらいかかってくるのかという詳細を個別に、個別の物件について整理をして、今言ったように来年度中ぐらいには詳細を精査させていただきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 今答弁あったので、心配しているのは川俣、飯野は不動産任せで今販売しようとしているのか、動いているんですね。不動産任せの売れなければ売れないで経費はかかってくるんです、解決するまでは。そうではないのか。毎年かかる経費ということにはなっていないのか。

総務課長（高橋正文君） 不動産屋の仲介手数料等予算化させていただいておりますが、これは成功報酬的なものでありまして、売却がなれば6万円プラス3%だったと思えますが、成功報酬として不動産宅建業者にお支払いするという内容であります。

委員（佐藤八郎君） 古い話だから購入したときの話することはないかもしれませんが、購入したときのお話、説明、議会に対しての説明でいくと将来的にはその自治体、飯野だったら福島市、川俣だったら川俣町に何とか協議の場を持って活用していただく方向にしたいという思いだから、相手があることだから何ともそこはそうですけれども、そういうことでの話合いというのはされているんでしょうか、されていないんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今ほどあった将来の土地の取扱いについては、所在する自治体様と数年、学校等を撤退するときに協議をしております。所在自治体にぜひご活用をいただきたいという旨お話ししましたところ、固辞された、辞退されたということでございまして、現在も村で所有しているということでございます。

委員（佐藤八郎君） スタートの経過からして固辞されるのもしょうがないのかという部分がありますけれども、それはそれで今後努力されて処理していかなければならない財物かと思っております。

12ページ、移住写真集ということでお金相当かけてご立派なんですけれども、これを見て飯館村に来た人は、移住を考えた人は大変な思いをするのではないかと思うんですけれども、すばらしい写真集だということでこれを見て移住希望者が増えているんでしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 移住支援に係るパンフレットということでありますが、これをもって増えたかどうかというのは定かではないところでありますが、実際村で新たに移住されている方は100名を超えたというのは承知のことと思えます。これを見て夢を描いて飯館村に来られた方が失望するのではというご心配ではありますが、実際に移住される方については村で細かく聞き取りをして、どういった仕事が可能であるとか、居住する環境はどうなのか、家族構成は、あるいは就業の関係、そういったことを細かくお聞きをしながら村として可能な支援をしていくという取組の一環ということでご理解いただきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 286万円、これだけの話なんでしょう、この予算というのは、何万冊作ったか調べませんけれども、286万円でこういう立派なものを作ってそんな必要あるかどうか協議か何かされたのか。このぐらい立派なものを作らなければならないという検討されたのか。私には全く理解できない範囲ですけれども、その辺はどのような経過をもってこんな立派なのを何万冊だか何千冊だか分かりませんが作られたんでしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） 部数的には1,000部ほど作っているところでございます。移住定住のPRを首都圏で行う際に、これを参考ということで必要ということで計上したものであります。

委員（佐藤八郎君） もちろん、100%助成の中でできる持ち出しなしの写真集だからこういう立派にしたんでしょうか。自主財源の中でやるとしたら1,000部作るのに286万円何が使うというのはどういう感覚かと村民の立場からして思うんですけども、その辺は。

総務課長（高橋正文君） これは財源は単独だったと思いますが、この280万円の内容を申し上げますと、多分その製本もありますし、カメラマンの方に撮影をお願いして四季折々の写真を1年かけて撮っていただいて、それで写真集の製本までということで280万円ということだと思います。失礼しました、特別交付税が2分の1入っているということなので半分単費ということですよ。

委員（佐藤八郎君） 予算に色分けはないのですけれども、こういうものよりは、戻った人たちの暮らしに役に立つ資料なり、安心安全な生活するにはどういうものが、病気した場合、けがした場合、こういう場合はこうだとかというもっと村民に寄り添ったもっと立派な説明資料とか、村民が老いて手元に置いて、何かあったときはここ開けば何々、こういう連絡するようになって対応していただけたらとか、そういう資料のほうが村民にとっては私は早急に必要だと思っているんです、ずっと。これは村に移住する呼び込みに半分と言いましたから140万円、140万円使ったら村民の生活不安にこたえる冊子などできるでしょう。飯舘村は村民戻った人とこれから戻ろうとする人の村、移住者は半分ぐらいにしたいわけなの。富岡町の東電労働者いっぱい入ってやるみたいに、そういうことではないでしょう。だったら、寄り添ってとずっと前村長言っていましたけれども、みんながどうやったら安心安全な生活できるかという部分に目を向けて、そういう分かりやすい立派な冊子を作るべきだと思うんですけども、これにこんなにかけて、これを見てきて例えば1か月体験して暮らして冬体験して、深谷公道通ったらあんな吹雪の中3か月はなくてもいろいろな体験するわけですから、温度も低温かマイナス15度や20度になった生活もあるし、だからどうなのかと。もっと違う点で村民に寄り添った生活に役に立つものを作ったほうが私はよかったと思っていますけれども、その辺も含めて村民のための寄り添った案内書というか生活のパンフレットの的な。

村長（杉岡 誠君） 今パンフレットの件についてのご質問かと思いますが、村民に寄り添ったという部分で私からお答えさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、これから様々な方に帰還をいただいたり、あるいは新たに自ら選んで住むという決意の中でお越しいただく方を村としては温かく、また一緒になってむらづくり、ふるさとづくりに邁進させていただきたいという思いがあるところですけども、村民の

方々といいますか帰村者の方々は非常に今高齢化をしているという部分がありますので、例えばパンフレットを作ったとしてなかなか1年1年、あるいは3か月ごとに、この議会をやるごとに情報が変わってくるものが果たして手元で全てが見えるかというのはちょっと不安な部分もあると思っておりますので、先般一般質問の答弁の中でも申し上げましたけれども、民間団体とかあるいは社会福祉協議会等とも連携をしながら、人の手や口を使ってそういうものでつないでいくということも片や必要かと思っております。ただ、行政側から出す情報は、例えば広報誌とかお知らせ版ということでかなり限られている部分があって、今般様々な委員議員からもご指摘あるとおり、PRが足りない、あるいは周知が足りないという部分もありますので、総合的にそういうものを勘案して寄り添ったということが実現できるようなものを考えていきたいと思っております。あとは、費用対効果ということもお話としてあるかと思っておりますので、そういったことを含めて私としては今年度の予算を今執行しているところですが、さらに心を、意をしっかりと働かせながら執行に向かっていきたいと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長から答弁いただいたので、高齢者であるということが分かって細かい字や物を見る力が能力というか知的に弱っているとかいろいろあって、そうすればそれに見合ったものとして生活ですぐ生活教本的なものが、転んだとき、こうしたときどうなる、手続はどうなる、電話はどこにかける、いろいろ緊急の場合も含めて生活している中で便利帳的なものがあるべきだと思っておりますので、見える分かるものを準備してほしいというのを要望しておきます。これはできたものなので終わった話だということで、これはこれで1,000部だそうですが、これは各世帯に配ったりしたんです

か。

村づくり推進課長（村山宏行君） これはあくまで移住者向けのパンフでありまして、全戸配付はしておりません。

委員（佐藤八郎君） 次に、同じページの交流事業調査業務379万5,000円、資料は出てこないよね、ありましたか。まず、内容。

村づくり推進課長（村山宏行君） 追加資料の5ページで掲載させていただきました。クリエイティブ人材活動拠点整備業務ということで379万5,000円でございます。目的としましてはクリエイティブ人材、創造的な活動をされる方々、そういった方々を活用するために草野小学校を活用してはどうかということでの構想であります。内容としましてはこのような5点にわたるようなことでまとめられております。草野小学校の利活用ということで、そこを拠点に交流人口、あるいは若い方々、創造力、創作活動されるような方々、そういった方々の利活用の場ということでの提案となっております。

委員（佐藤八郎君） これは旧草野小学校に限定された拠点整備業務だということで、コメリとかいろいろな施設の関係は関わっていないということですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） この事業につきましては草野小学校の利活用ということでの限定でございます。他の施設につきましては、先ほど総務課長からありました既存のストック活用計画、そういったところで触れられているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 既にこの業務終わったんですね。まとめ的にはどう、考察出されて、まとめたのですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 詳細の図面でありますとか、それから計画の部分でまとめられたもの、別にございます。そういった形で提案をいただいているところのございます。

委員（佐藤八郎君） ①から⑤まであってどうまとめられたのかここで見えないんですけども、どんな活用、活動、拠点にした活動がどう展開されるのかは見えないんですけどもここで、この資料だけでは、だから何とも言いようないんですけども、例えば3番目の集客見込み調査実施してその実施した結果はどう出たのかとか、関連性検討はどんな検討されてどんなふうにとまとめたのか見えないんですけども、これは業務開始するときのこういうことの内容で検討するんだというのは分かりますけれども、業務もう終わったんでしょう。今年やっているのではないでしょう。結果が見えなくて駄目でしょう。私が見えないのは村民まに見えない。この379万円使ってどういう見通しを出し、分かるような見えるような見通しを出したのかが分からない。

村づくり推進課長（村山宏行君） こちらは調査ということでございますので、これを使って具体的に動いたということではございませぬので、村の交流拠点の資源として草野小学校の活用案について提案をいただいた、そういうことございます。

委員（佐藤八郎君） 提案をいただく業務だったの。調査したんでしょう。調査してないの。提案だけその誰先生だかアドバイザーだか分かりませぬけれども、その人たちにこういう内容で提案くださいという業務だったの。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は15時50分とします。

（午後3時38分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後3時50分）

村づくり推進課長（村山宏行君） 失礼いたしました。

クリエイティブ人材活動拠点整備事業についてということでございまして、成果品につきまして報告書という形で頂いております。この中で行った主な項目というのも追加資料に、5ページに表示しました5項目ということでありませぬ。費用的に一番多く発生しているというのが、5回ほど調査のためのワークショップを行っておりまして、これは大学生大体20名ぐらい集めて6回開催をしているというもので、こちらが190万円ほどかかっているところございます。それから施設の検討、そういった構想の図作成であるとかそういったことで全体の金額となつてございます。

具体的にいただきました提案でありますけれども、草野小学校の改修案ということで示していただいたところでありませぬけれども、金額的な部分では内部の改修で約3億6,000万円ほどというそんな提案ございます。別事業でできないかということで、復興交付金を使っての改修ということでも同時に村としても検討しているわけですが、そちらでもやはり10億円ぐらいということでの試算ができてございまして、なかなか具体的に活用していくのは難

しいのかという認識しているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 予算のときにクリエイティブ人材活動拠点はどんなことをやるのだといったときに、この①から⑤があって、こういうことを業務として検討して調査して提案をもらうんだという流れですから、この資料では私は理解できないし、このことを村民に報告しても何をやったのか分らないです。ですから、①だったら現状の給排水施設設備や電気設備などが集約がというのだったら、それが集約がいいのか、今の既存のままでやっていったほうがいいのかどうか、その辺がどう検討されて報告があったのかだし、2番目にしてもそうです。全部そういうことに調査した結果なり、業務として仕事やったのであれば学生集めてワークショップやって190万円払ったからいいという問題ではなく、そのためにやったわけではないから、私らなり職員先頭にして村民も含めた中で今後のむらづくりに生かしていくのにクリエイティブ人材活動拠点をどうやっていくかという業務なんだから、そこをみんなで理解していく中でむらづくりは進められるものだと思います。

そういう意味ではこれでは不十分で分からないので、その結果がよしとするかどうかはいろいろな庁内の会議の場なり、今後、6次総仕上がったのでやる中でこういう提案があったものをどうしていくかとかのせて協議していくとかしなくては、何のために380万円払ったのかが見えないんだ。

だから、見える分かる透明性のある行政執行は杉岡村長の大事な公約だから、前の村長もそうでしたけれども、東電よりは透明性あったかどうか分かりませんが、いずれにしる私は特に難しいことを言っていない。みんなで分かり合ってみんなでやるのにはもっと見えるもの、分かるものにして、もっと討議が必要なら、プロジェクトでも何でも必要だったら別な審議会でも何でもつくって住民も交えた中で協議されて、震災事故前の飯舘村でやっていたように多くの庶民参加型のむらづくりというのは大事だから、そういう意味では不十分だと思ったので質問します。ですから、具体化して示せるものは示す、今後協議すべきものは協議するというふうにしていかないと、分からないまま、380万円は1日1万円以上ですから365日で終われば、だからそういう意味ではもっときちんとされたほうがいいのではないかと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご指摘のとおり、ごもっともだと思いますので成果物はこのように膨大なものでありますので、抜粋にはなりますが分かりやすい資料を用意して示したいと思います。

委員長（相良 弘君） 次、ありませんか。

◎散会の宣告

委員長（相良 弘君） それでは、これで本日は終了いたします。

明日も引き続き総括質疑を行います。

午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までご出席くださるようお願いいたします。

お疲れさまでした。

（午後3時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月7日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和3年9月8日

令和2年度飯館村決算審査特別委員会記録（第3号）

令和3年9月8日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	長谷川芳博君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	村山宏行
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	三瓶真
代表監査委員	高野孝一		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	細川亨	書記	伊藤博樹
書記	高野琢子		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

これから質疑を許します。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

昨日に引き続きいろいろ質問していきます。

その前に、村の監査委員の方が来ていらっしゃると思いますので、今回の決算について一言ご意見いただきたいと思います。

代表監査委員（高野孝一君） 去る7月14日から20日まで、佐藤監査委員とともに、令和2年度飯舘村会計決算審査をいたしました。

審査の結果は、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書等は正確であり、執行についても適正かつ妥当であると認めました。また、財産管理や基金運用状況についても、適正に運用されていることを認めました。さらに、地方公共団体の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についても、算出根拠に基づき正確であることを認めました。特に、被災後から取り組んできた村民の健康と財産を守る事業はじめ、安心・安全対策等様々な事業は、村の再生にとどまらず、新たな村を未来へ引き継いでいくための生活基盤の整備となるよう強く期待するものであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） ありがとうございます。では、質問に入らせていただきます。

ナンバー7、後ろのほうからいきますけれども、75ページ、10款6項1目、節的にはこれら全体なんです、野球場、サッカー場、運動場、そしてちょっと遅かったんですがパークゴルフ場が開園いたしまして、それらの利用状態はどうだったのかと。利用人数とか分かりましたら、お伺いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） まず、交流センターの利用人数でございますけれども、昨年度は7,241人の利用がございました。その他の利用人数につきましては、ちょっとお時間いただいてもよろしいでしょうか。

委員（渡邊 計君） では次に、26ページ、4款2項1目の12節委託料の中で、不法投棄対策事業業務というのがありますが、前年度の不法投棄のごみの量あるいはトン数とか分かりましたら、お伺いします。

住民課長（山田敬行君） 渡邊委員から不法投棄のごみの量のご質問であります。

追加資料を出したものにつきまして、粗大ごみではなくて不法投棄ということで、今回

お手元に1枚の紙があります。不法投棄対策事業。こちらでいきますと、令和2年度、左上であります、これは土のう袋の換算でそれぞれ可燃が72袋、不燃が23袋、資源76袋、合計171袋。その他としまして、袋に入らなかった分ですね、タイヤ78本ということで、令和元年度と比較しては、土のう袋については減っていますが、依然として不法投棄は出ているという状況であります。

委員（渡邊 計君） 前年度で何か目立つようなものがあつたのか、それと本当に僅かしか減ってきていないという中で、今後の施策を来年にどのように生かすのか、お伺いします。

住民課長（山田敬行君） 令和2年度特有の不法投棄の状況というものは、今までも、震災以降も不法投棄は出ているという状況で、この数字はあくまで村が回収したものであるとしまして、去年、これに含まれていないタイヤのほう、大量に投棄されていたということで警察のほうに通報しております。

対策としましては、基本的には、捨てた人が分かればそちらに注意するなり撤去してもらおうということなんですが、監視カメラを取り付けたり、看板を設置する、そういうことで不法投棄を、できる形になると思いますが、対策を取ってまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） やっぱり看板ですね。不法投棄は犯罪ですよというようなものを県道沿い4か所、5か所ぐらいと、あとはやっぱり捨てそうな場所というのは大体分かってくるわけで、そういうところに看板なりダミーのカメラをつけるなり対策を取っていただいて、少しでも不法投棄をなくしていただかないと、村民そのものが少ないので、目撃者が少なくなるとどんどんそういうのが増えますので、その辺しっかり対策をお願いしたいと思います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 先ほど、渡邊 計委員からございました交流センター、スポーツ公園、パークゴルフ場の利用実績でございますが、昨年度は交流センターのほうで7,241人ということでございます。これは前年度と比べまして、人数としては5,430人ほど減っております。これはコロナの影響で、大きなイベント等が大分中止になったりとかいうことが影響されているものだと思います。

それから、スポーツ公園のほうで8,914人の利用がありまして、これも同じ理由で6,703人ほど減っております。特に、スポーツ公園のほうはジムをやる部屋があるんですが、個人利用のほうで、やっぱりあそこは部屋が狭いものですから、密になるということでもかなり減ったかなと。それから、あとは対外試合なんかというのも減っているという状況でございます。

それと、あとパークゴルフ場のほうは、昨年度はオープニングだけでございましたので、オープニングの日の大会をやったのは104人の参加でございましたが、今年度に入りまして、4月24日に協会の大会をやりまして、26日から正式にオープンということになっておりますが、7月から8月いっぱいまでのパークゴルフ場の利用者が1,375人ということになっております。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 今お答えいただいて、やっぱりこのコロナの影響で大分減っているということで、コロナが早めに収束していただければいいな、そうすればまた増えるのかなと。

つい先日も私そこでサッカーをやっているのを見て、サッカーをやっている人、それからついてきた家族の人たちですか、そういう人たちでにぎわっていていいなと思ったんですけども。ぜひ、コロナ収束の折にはどんどんPRして利用者を増やしていただきたいなと思いますので、来年度、またその次に向けてしっかり予算立てしていただきたい。

次、では戻ります。40ページ、3款1項2目7節報償費、昨日長谷川委員からも質問いろいろありましたけれども、この記念植樹5件ということですが、1件当たりどのくらいの費用がかかっているのか、お伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 植樹の部分につきましては、上限としまして20万円ということで締めさせていただいているところであります。昨年5件ということでしたが、そこまで満額は使っていないのかなと感じているところであります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 昨日、長谷川委員からもありましたが、避難先では植えられないということで飯館村のほうに植えたりしているわけですけれども、私の地区からも100歳の方が出て植樹されましたが、実際お話を聞きますと、「いやもっと何か別な方法でお祝いしていただける方法はないのかな」と。例えば100歳で、近く、あまり遠くにはそういう体で動けないので、何らかのJTBの旅行券とか、そういうので家族みんなで100歳をお祝いできるようなものをいただければありがたいななんていう言葉もいただいていますので、今後、今100歳近い人が大分おりますので、その辺をぜひ検討いただければと思います。

では次に、42ページ、4款1項5目12節の委託料、これはモニタリングマップ作成業務ということで、これは間が2年空いたかと思うんですけども、1年か2年空いているんですが、今後、これらはどういう施策でいくのか、今回でやめるのか、あるいは今後も2年置き3年置きぐらいで継続していくのか、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） モニタリングマップ作成業務であります。ただいまお話ありましたように、今ちょっと間が空いたようでもありますけれども、令和2年度はこのような形で3,000冊を作成しております。

それで、今後でありますけれども、この令和2年度の3,000冊作ったときのそのやり方ということで、前までは走行サーベイということで、車で走ってということで、距離も150メートルメッシュということだったんですけども、これが昨年度、令和2年度につきましては歩行サーベイということで、50メートルメッシュで大分詳しい線量の数値をマップのほうに反映させたという趣旨で作っております。その前の議論でもあったやに聞いてはおりますけれども、大分空間線量という点でいきますと、モニタリングマップ上で見る限りではそれほど有意な変動が、だんだん年度をたつごとに見えなくなってきたという中で、一度詳しくそこを調べた方がいいということでそういうふうに詳細に調べたということを確認しておりますが、今後につきましては、2年度に1度そういう詳細な調査をしておりますから、令和3年度においては今のところ実施をしておりますし、今後、じゃあいつやるのかということにつきましては、今ほどの有意な変動がないという状況も踏まえながら、まだ実施時期は未定でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） これは震災以降のずっと放射線の減少の、村民も見て一目で分かるようなものですから、毎年毎年ですと減少量が非常に少ないので、やっぱり少なくとも3年に一遍ぐらいは作っていくべきかなと思われるので、あと、このモニタリングに関して、令和5年度に今のところ長泥地区の解除が見込まれているわけですが、その解除前にこのモニタリングを制作すべきかなと。特にあそこは線量が高いので、50メートルじゃなくて20メートルぐらいのマップを作る必要があるのかなと思います、その辺は提言だけにおきます。

続いて、44ページ一番上、ふるさと再生推進事業、これに関して深谷拠点の花卉栽培とかの景観作物、昨日佐藤八郎委員からもあったかと思われるんですが、本当にこのところ2年ぐらい何かぱっとしないなど。天候とかの関係もあるんでしょうけれども、これはあと何年ぐらい継続される事業でしょう。

産業振興課長（三瓶 真君） 深谷南手農地の景観について、あと何年ぐらい継続されるのかというご質問でございます。こちらの事業につきましては、地権者との相談も踏まえまして、令和7年度まで一応この土地をお貸しいただいて村として景観を整備したいというお話をしておりますので、今のところ令和7年度までは実施をしたいと考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） ということは、あと四、五年は続くということで、一番初めヒマワリだったと思うんですけども、あれのときはまあよかったんですけども、その後何かぱっとしない中で、やっぱり村民の中からもいろいろ意見が出て、もともと田んぼだったところなんでということで、今全国各地というか東北のほうで、古米とかそういう色のついた米で絵を描いたような状態というのものもあるわけですし、花を植えるのであれば本当にできるだけ手間の食わない、そしてぱっと見栄えのある、伊達市辺りでも自分の土地でやっている人がいるんですが、春にはポピーをやって、それとアヤメ、そしてその後になってコスモスが秋まで咲いていると。そういうことも伊達市辺りでは大分やっているんですけども、その辺、ちょっとここ2年ぐらいぱっとしないので、来年はしっかり皆さんが道の駅に寄って足を止めて見られるようなものを作っていたらと思います。

次に45ページ、中段辺りの6款1項3目10節の需用費の中に、ICT型次世代水耕栽培実証ということがありますけれども、これ実際やってみて結果がどうであったのか、今後どう生かされていくのか、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問は、6款1項3目のICT型次世代水耕栽培実証ということでございます。

こちらの事業につきましては、実績としましては、NTTドコモさんが開発いたしました簡易センサーというものを設置いたしまして、ハウスでありましたけれども、遠隔から施設内の環境モニタリングやデータ管理等が可能な営農支援プラットフォーム、これは畑アシストというんだそうでございますけれども、こちらの活用と、液肥を使わずに薬物野菜等の栽培が可能な次世代の水耕装置によりまして、サニーレタスであるとか葉ネギ、大葉、バジル等の栽培実証を実施したところでございます。

この結果どうだったのかということでもありますけれども、作物がそれによって栽培がで

きるということは確認をしたところでありまして、品質や規格等につきましては、なかなかまだ市場に出荷までは至らなかったものですから、そこでの評価をどういうふう
に得るかというところが課題となったということでございます。あと、栽培ごとにこちら
用の専用の苗を買わなくてはいけないということがありますので、採算性の面でどうなの
かというところがございました。ただ、個人のスマートフォンや端末などから栽培施設の
中の温度や湿度、さらにはその照度ですね、明るさなどが確認できますので、遠くから今
この施設がどのような状況になっているかという部分については十分確認できる装置な
のかなと思っております。

今後、営農を志す方々にとっての負担軽減であるとか、今避難先から通いの農業という
中で、農地を離れているときの監視をどうするのかという点では非常に活用が見込めるよ
うな装置ではありますけれども、今申し上げたような課題がちょっとありますので、すぐ
に導入ということにはなかなかならないのかなとは思っていますので、このほかにも実は
いろんなことができることがあるんですけども、そういうことも含めてまだちょっと活用につ
いては検討が必要かなという段階でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 農業をやる人が少なくなっている、また後継ぎの人が少なくなっている
中でこの次世代農業という形ですか、これ非常にいいことだと思いますので、できれば継
続して実験していただきながら、若い人で農業にもっと加わる人が増えればと。ただ、行
政としては、その実験の中でできるだけ低価格で低資源でできるような方向、あるいはそ
れに関して村からの何らかの支援制度をつくって、そういう次世代農業の参加者が増える
ような方向に持って行っていただきたいなと思います。

次に、ナンバー4、大きいほうの13ページの収入未済額、これらについて資料を頂いて
おりますが、監査委員からの結果でも前年度より411万円ほど減って大分未済額が減って
きているということで結果が届いていますが、私もこの資料を見ますと、いまだに軽自動
車税とかそういうものがここ二、三年減っていない状況にあるわけで、これらのところち
よっと詳しく説明願いたいと思います。

住民課長（山田敬行君） 追加資料の9ページ、村税等の収納、未納額等の状況であります。
こちらを見ますと、令和2年度の未納額、真ん中にありますが、村税等であれば、一番下
のほうに現年度分と滞納繰越分を足した額630万円ほどということで、令和元年度と比較
しますと減っておりますが、依然としてあるということでもあります。軽自動車税につきま
しても、この滞納繰越分、真ん中のところではありますが、昨年度と比較して25万円とい
うことで件数的にも微増といった状況であります。こちらも、催告書等出しながら、金額的
にはもちろんそんなに大きな額ではありませんが、催告書、あとは電話での催告というこ
とで繰り返し行っておりますが、なかなか完全な納付と至っていないという状況になっ
ております。

以上です。

委員（渡邊 計君） この軽自動車税とか国民健康保険税、震災以降はかかる人が少なかった、
収入の多い人だけだったわけですが、そういうことを考えますと、震災以前からののがかな

り残っているのではないかなと思われるわけですが、この中で連絡が取れないような人っていうのは何人かおられるんですか。

住民課長（山田敬行君） 連絡が取れない方、もちろん文書を送って取っておりますが、今手元に何人という数字はあれですけれども、何人か連絡が取れない方といますか、電話でも連絡が取れない方はいます。

委員（渡邊 計君） 以前もずっと私この質問をしているわけですがけれども、これを徴収に行くと旅費とか人件費とか、取る金の何十倍もかかる可能性もあるということですが、軽自動車税、国民健康保険税に関してはずっと長い間同じ数字が続いているわけですが、どこかでしっかりやらないと、いつまでもこのまま継続するのかなと思われるんですが、今後、これらに対してどのような政策を取っていくのか、村長お願いします。

村長（杉岡 誠君） 震災前からの滞納繰越分含めての未収対策ということではありますが、未収対策については、税務のほうで差押えも含めていろんなことをしているとは承知しているところです。過去においては、不動産の差押えということがありましたが、今は動産を含めて調査をした上で差押えできるものはすると、あるいは換価処分するものはするという形で、かなり厳しくというか、はっきりと処分をさせていただいているかなと思っておりますので、引き続きそういった対策をすることかなと思っております。

また、今後も、委員がおっしゃるように、村外にお住まいの方が非常に多いですから、徴収事務ということが非常にコストもかかりますし時間もかかるということもありますので、今年度の話ではありますけれども、今口座振替のキャンペーンということで、口座を登録いただいた方には2,000円分の商品券をとということで、道の駅で使える商品券のキャンペーンをさせていただいておりますので、そんな形でも村民の方々にもご協力いただきながら、コロナ対策ということも兼ねて、自分でいちいちいろんな人に会って納付するんじゃないかと、口座から自動で引き落としできるんだよと、そういう便利さも感じていただきながら、収納率の向上というものについて私もさらに政策を図っていきたいと考えております。

以上であります。

委員（渡邊 計君） これ、ほとんどが震災前ですので、もう10年過ぎているわけですので、どこかできっちり区切りをつけないといつまでもこの数字がずっと残っていくと。10年、あるいは15年、そういう区切りをつけるのをしっかりしないといけないのかなと思いますので、その辺、いつまでもこの数字を残さないようにしていただきたいなと思うわけでありまして。その辺提言しておきます。

次、ナンバー4の67ページの12節委託料の中の、事故繰越で92万4,000円上がっていますが、この事故繰越になった内容はどのようなものでしょう。

村づくり推進課長（村山宏行君） 庁内の電算関係の事故繰越ということでございます。コロナ対策ということで、リモート用のパソコンを整備をしてという計画で進めたところではありますが、コロナの関係で中国あるいは韓国からの半導体の部分の供給が間に合わないということで、パソコンの製造が追いつかない、そういう状況で納入が遅れた、そのために事故繰越になったものです。

委員（渡邊 計君） 今後、コロナも収束に向かっていくかと思うんですが、これで半導体が間に合って機器が入るということになった場合に、テレワークをまだ継続のためにこの機器を入れるのか、収束に向かってくるのが見えるならそれはそこで打ち止めにするのか、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） その後、予定しておりましたリモート用のパソコンについては、今年度に入ってから納入になりましたので、今現在運用できる状況になってございます。

委員（渡邊 計君） 同じナンバー4の146ページ、それと147ページには説明が載っているわけですが、予備費、それから流用をしたことが147ページの一番右側と149ページの上のほうに載っているわけですが。予備費700万円に対して566万9,000円ほど出ているわけですが、それで、前年度、私この予備費についても質問して、今のところ、予備費を今年度1,500万円まで上げたと思うんですが、この予備費、1,500万円です。次年度あたりから間に合うのか、あるいは今後の予算において総予算の何パーセントとか、そういうパーセントを決めて予備費も変更していく、本来ならばもう少し私はあってもいいのかなと思うわけですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

総務課長（高橋正文） 委員のおっしゃった内容のとおり、令和3年度においては議会のほうからもご提案をいただきまして、前年度700万円から1,500万円に増額させていただいておりました。令和2年度の執行を見ますと、700万円に対して五百数十万円ということで、700万円に間に合わずというところもございまして。ご提案があったものですから、令和3年度から1,500万円にしたということでもあります。予算規模の何パーセントというお話がありましたので、通常は0.5%程度を取っている市町村が多いようでございまして。国、県なんかもその程度でございまして。当面は、パーセンテージで予備費を計上をすることではなくて、1,500万円の予算の範囲で予備費の執行をさせていただきたいと考えておるところです。

委員（渡邊 計君） 今回、資料を頂いている中で、資料の24ページ、令和元年及び令和2年度の業務についてということで、この中でシイタケとかいろいろありますけれども、原木及び炭材とする原材料ということで、令和元年度は4地区、深谷あいの沢、関沢の関場、飯樋久保曾、二枚橋本町、令和2年度は飯樋大火、佐須前乗、草野七郎内、それから落合菅ノ又、これは葛尾村ということになっていますけれども、毎年違うところで取って、実際の炭をやった結果が同じ資料の41ページに出ておりますけれども、そんないろんなところから取るのも必要だと思うんですが、それと同時に、同じ場所から3年後あるいは5年後取ってどのくらいの減少になっているのか、そういう立証も必要ではないかなと思うんですが、今後の方針について、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 追加資料で提出しております山林資源活用実証業務であります。今のご質問でありますけれども、今回の事業は、令和元年、令和2年、そして今年と3年間の事業で今のところ実施をいたしました。今年も実施をしております。資料にあるとおり、令和元年、令和2年ともに村内のいろんな場所から取っているということでありまして、今年度も、すみません、今ちょっと私、場所を把握していないんですが、実証を進めてい

るところでございます。

ただいまのご質問は、これらの実証をそういった同じ場所からも取って推移を見るべきということではございますけれども、現在のところ、既に実際にこの調査が進んでおりまして、3年目についても採取が終わっているものと認識しております。今のようなことが、今後やるべきかどうかというところにつきましては、次回の、こういう調査がちょっとあるかどうかはまだ分かりませんが、そういうところを踏まえながら検討させていただければと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ3年だけだと1年に4か所、ただ令和2年度は葛尾村が入っているので、今年例えば同じ4か所となると11か所しか取れないと。飯館村20行政区あるわけで、本来ならば1行政区1か所を取って調べてみるべきであろうと思うし、その辺、今後の予算とかもある関係で問題なんでしょうけれども。

そこで、一番最後の41ページのところで、この炭を焼いた結果が出ているわけですが、令和2年度の結果で、佐須が木酢液、これ280だったのがフィルターを通したらNDになったのに、その上の大火が130ベクレルだったのが同じくフィルターを通して65残ったと。これらの原因はどういうことか分かってらっしゃるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） すみません、この点ちょっと確認をさせていただければと思います。

委員（渡邊 計君） これ、炭を焼いたときの窯というのは昔からの土窯あるいは石窯だったのか、どういう窯を使ったのか、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 炭を焼いたときの窯でございますけれども、こちらの資料の36ページのところに写真が載っております。昔ながらの窯ではなくて、こういう切炭試験ということでこの装置を用いてやったということであります。

委員長（相良 弘君） そのほかございますか。

委員（佐藤一郎君） 私からは6点ほど質問させていただきます。

まず、13ページ、2款1項6目18節、移住定住のことについて数字とか決算とか、金額じゃなく。まず、移住定住で、村を通して家を貸しに出している人にちょっとお話を聞いたんですが、村はPRするだけで直接交渉の場には就かないというようなことを聞きました。そういった中で、この家を貸すに当たって連絡がいろんな人から入ってくるそうなんです。いいかげんな電話だったり、ちょっとふざけた電話だったり、たくさん電話がかかってくるそうなんです。村は、ある程度やっぱり中に少しは入っていただいて、選別をして、「こうこうこういう人が借りたいと言っているんだけどどうだ」とか、そういうふうな話まで加わっていただきたいなと思うところです。また、その方は「こういうようなことではやっぱり家は貸せない」ということで、きっぱりと断ったようであります。そうした中で、村はこういういろんな個人情報保護とか秘密にするわけですね。それはともかく、各行政区に移住者が入っていくわけですから、区長さんぐらいには、どんな方かやっぱり中に入って説明をするべきだと思います。その移住者を村でずっと責任持って見てくれるというのであればそれならそれで結構ですけれども、こういうようなことがあり

ましたので、ちょっとお伺いしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 村のほうでも、移住定住策については様々なメニューを用意して進めているところがございます。ご指摘のありました移住者の質と申しますか、中にはいろんな方がいらっしゃるというの承知しているところであります。村としても、そういった移住者の方々に案内の段階でいろいろな、こういった意向をお持ちなのか、それから、村内でこういった活動をされるとか、そういった部分を聞き取りをしながら対応しているつもりではあります。今のお話では、不十分だという部分が分かりましたので、なお今後も気をつけてまいりたいと考えております。

委員（佐藤一郎君） まず移住定住、村にとって大事な事業でもありますので、やっぱり中に入って丁寧な、相談に乗ったりして、貸す人も借りる人も、仲介の中にちょっと入って丁寧にしていただければなと思います。

続きまして、46ページ、まず農業振興ということですが、47ページ、48ページと農業振興について決算が出されていますけれども、まず中間管理事業のこと、また、それに付随した営農再開についての事業の施策の記載があります。そういった中で、20行政区の基盤整備はどのくらい進んでいるのか、それによって集落ぐるみの集積も違ってくるのではないかと思うので、まず営農計画、整備計画をつくらないと基盤整備が進まないということでもあります。各地区でそういう説明でありましたので。村でできてないところには支援ができないわけですが、そういう計画もまだ立てられない地区への支援についてはどう考えているのか、またこの計画の状況についても伺っておきたいと思っております。

産業振興課長（三瓶 真君） 農業振興に係る、いわゆる人・農地プラン、前の計画の関係のご質問と思っております。ご質問のように、現在営農計画には各地区ばらつきがありまして、行政区のお力をお借りしてこの計画の協議をしていただいているところでありますけれども、やはり地域によっては、皆さんとの話し合いが比較的しやすいところと、なかなかそれが難しいところがあるというのが状況でございます。

村としましては、この間、この農地集積を進めるために、各行政区のほうにお邪魔をいたしまして、いろいろとこの仕組み等の説明をしながら、どのようにこの計画をつくっていくかなどのお話も含めてお手伝いをしてきたところでございます。その結果、農地集積に関しましては、令和元年度に上飯樋、令和2年度には関根・松塚、そして今年度、令和3年度におきましては去る7月に草野、そしてこの間大久保・外内、伊丹沢と。さらには、飯樋町、前田・八和木行政区につきましても今後予定がされているところでございます。

一方で、なかなかこの農地集積が進まない背景には、おただしのように基盤整備の関係もあるかなとは思っておりますが、地域の中には、基盤整備の進捗を待たずに、一度農地集積をしながら、そこを担い手の方が農地の保全管理をしていくというやり方の中で自分たちの農地を守るというような動きも出ておりますので、その辺りのところは整備の状況とも関係しますけれども、いろいろなやり方が出てきているなど見ているところであります。

その本題の、これからやっていないところをどういうふう支援していくのかということでございますが、やはり一番は、これまでどおりその行政区の力をお借りするという

ところがやりやすいといえますか、それが一番の方法なのかなと思っておりますので、これまででもそうですけれども、ご要望等があれば役場職員等がそこにお邪魔をして、一緒にちょっと考えるなんていえますか、そんなこともやってきておりますので、引き続きそういうことで支援ができればと考えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 課長から答弁いただきました。まず、なかなか計画が立てられない行政区についてはいろんな方法があるということで、丁寧な説明なり支援をお願いしたいと思います。

続きまして、同じく農業振興の施策についてお尋ねします。まず、村は畜産振興についてはいろんな支援なり補助事業を通して、私も一般質問でしましたが、和牛に関しては400頭を飼育できるような村にはなりました。昔、震災前の状況にはまだまだですけれども、そういうことで、畜産振興をしている、これについては議員の中からも、やっぱり畜産振興をすることによって、昔の減反ではありませんが補助金がいろいろといただけると、農地利用には畜産についてはもってこいの施策であります。

そういった中で、この振興を、いろんな施策を施していただいているんですけども、この畜産、牛をどのように展開していくのかといったときに、やっぱり最終的には、一般質問でしましたとおり6次化を施さなければなかなか飯舘牛とかブランドの復活にはつながらないと思います。そうした中で、一般質問の答弁では、過疎計画にのせて、最終的にはJAさんと相談してというような答弁でありました。しかしながら、過疎計画等にのせるに当たっても、その前にやっぱりJAさんと協議して、そして過疎計画なりにのせるべきと思いますが、そこを伺っておきたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 畜産の振興、特に6次化、ブランド化に向けた動きの中で、計画の前段でということでのよく相談が必要ではないかということです。まさに委員おっしゃるとおりかなと思っております。

当然、この振興に係っては、村独自の力で成し遂げられるものではございません。特に、畜産農家の方々、そしてJAの組織、さらにはこの度発足しました畜産の組合さん、そういったところとよく相談をしながら、現在の畜産の状況と、あとそれを6次化、あるいはブランド化するためにはどういった方法が次に必要なのか、どういったやり方で進めていくのかというところをよく相談し、その上で必要な事業に予算が当然伴ってまいります。その予算が伴ってまいりました折に、特別に過疎計画というものでは過疎債という比較的可利な、借金と言ってはちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうお金が使えますので、そういうものを踏まえながら、必要があれば、相談を踏まえた上で過疎計画にのせていくという手法が真っ当なのかなと思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 課長さんから丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、和牛改良組合のほうに、福島大学のほうから経産肥育のお願いということであるような実証をしてみたいというお話がかかっています。そうした中で、畜産農家5軒ほどですが、実証に加わってやってみたいという方がおられます。経産肥育ですので、飼料米等

を使って肥育をして、その肉を枝にして試験してみたいという、福島大学農学部の教授に説明をしていただきました。そういうことで、和牛繁殖組合の会員の皆さんが、5軒ぐらいがそれに協力しようということで今進んでおりますので、6次化に関しては、事業の中にも次世代とかいろいろ事業があるようですので、何とぞ次世代のためにこの6次化をぜひとも実現していただきたいと思います。

続きまして、56ページ、8款2項2目18節、道路維持ということで、18節には事業の内容としては県道の草刈りが挙げられております。これは、昨年度は大倉地区を含めいろんな県道が実施されておりますけれども、大倉地区の県道においてはまだ全然草が危ないところも、いつもですと危ないところとかそういうところをメインにちょっと刈っていただいているわけですが、全然刈っておりません。そうした中で、環境省のほうで仮々置場からトンパックが搬出されております。ダンプが草もかぶって大変危険となっております。そういうことで、ぜひとも早急にここの草刈りを行っていただくよう県に言ってほしいんですが、村としてどのような、県のほうに言っているのか言っていないのか、それを伺っておきたいと思います。

建設課長（高橋栄二君） 56ページの県委託事業ということで、国県道の草刈り作業でございますが、こちらは県の委託ということで前も説明しましたけれども、各行政区さんにお世話になってその区域の草刈りをしていただいているところでございます。

委員おただしの草野大倉鹿島線の部分でございますが、こちら県のほうにはつないでおります。再度確認をしてございますが、昨日時点で決済になっているかどうかの返事を近々にいただく予定になってございます。

以上でございます。

委員（佐藤一郎君） 環境省のダンプが結構盛んに通っていますので、危険ですので本当に早急をお願いしたいと思っております。

続きまして、58ページの災害復旧になりますが、11款2項1目から下段に、災害復旧の施策が記載されております。当地区においても、台風19号の復旧がまだ残っております。そうした中で、入札は終わっているものの、通勤する道路なり生活道路までにはなかなか復旧が来ていないという状況であります。私どもの行政区、区長さんとともに県の相双建設事務所のほうに春先お伺いして、この復旧について急いでもらうよう要望をしてみました。入札は終わったんですけれども、生活道路からやっただくよう要望したわけですが、なかなか、逆に宮内側から復旧がされていて、まだまだ生活道路には復旧が届いていないという。そうした中で、先ほども言いましたように、環境省のダンプが続々と土砂崩れがあった脇を何台も通るわけですね。道路が傷んで、最後には台風なり大雨があればそこもまた通れなくなるのではないかと心配をしています。そういうことで、村としての、県のほうにどのようにいろいろと要望しているのか、この点について伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 委員ご心配のように、県道等の災害復旧に関しまして、いろいろ不調とかいろいろなことが結果としてありまして、発注はされたと我々としても認識しております。ただ、なかなか工事の入りが遅いということもございまして、今県のほうにも発

注されたということでは確認はしておりますが、なお詳細について再度確認をさせていただき、ご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員（佐藤一郎君） 災害復旧、最終的に県道ですね、大倉松ヶ平まで、いつ頃までできるのか県のほうに伺っていただきたいと思います。

続きまして、62ページから総括でお伺いします。教育課の、認定こども園そして希望の里学園のことについてちょっと伺っておきたいと思っております。現在、お話を聞きますと、学校のチャイムが当初そういうふうに設計されてチャイムが鳴るようになっていとお聞きしました。現在、何かいろいろと事情があつてチャイムは1回ぐらいしか鳴っていないということで、その辺、今後についてもチャイムをこれから鳴らして、それを利用していかのかどうかを伺いたいと思っております。

教育長（遠藤 哲君） 学校のチャイムについてですが、基本的には現場、学校に任せてあるわけですが、委員ご指摘のとおり現在は鳴っておりません。義務教育学校開校のときに、私のほうから基本方針を示して、その中の努力事項ということで学校のほうにノーチャイムということは要望しておりました。

理由は、一番は、前期課程の小学校は45分授業ですし、後期課程は50分授業ですので、時間差が生まれますので混乱を起こさないためというのがありますが、やはり子供たちが自分でしっかり時計を見て、時間を見て行動できると、そういった自主的、自律的な態度、行動を養うということを狙いとしておりまして、その学校にも聞いたことがあります、子供たち、休み時間の終わりにチャイムで走って戻るといふようなことがなく、自分たちで時計を見てそろそろ戻らなくちゃならないなど、しっかりと行動できるようになってきたと聞いております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 自主自律を促すということでもありますので、そこら辺は、せっかく造ったチャイムですので、何か1日1回か2回ぐらいは、生徒なり園児の皆さんの邪魔にならない時間にうまく使っていただければなと思うところです。

続きまして、71ページの10款5項2目には飯館村公民館費の実績なり施策がうたつてありますけれども、実際、公民館のことではなく、今バイパスができる道路の据付けについてちょっと伺っておきたいと思っております。公民館の前に今度バイパスが据え付けられるわけですね。今までの原町川俣線に。そのときに、やっぱり変則の交差点になってしまうのではないかと、危険な交差点になってしまうのではないかと心配しているところです。ということで、あそこの公民館のところのバイパスの交差するところの整備をどのようにされるのかをちょっと伺っておきます。あわせて、今度スクールバスが車庫から出てくるわけですね。そこともつながった交差点になるわけですが、私が見ては、今まで気づかなかつたんですけれども、スクールバスにとっては大変危険な交差点になるのかなと思っております。バスがスムーズにそこから出入りできるのかどうか、そこら辺も含めて伺っておきます。

副村長（高橋祐一君） 県道のバイパス工事の多分旧道ですね、旧道との交差点の部分かなと

と思いますが、一応は道路構造令に基づいて、交差点あまり急角度で交差するような形ではなくて、ある程度、90とか60で交差するような形で、今あそこに信号機があるわけですけども、信号機の部分のところに据え付けないような形になりますが、それよりずっと手前である程度カーブをつけて、安全になるような形で据付けになるという計画に今なっております。そういう部分で、かなりカーブがきつい形で県道にある程度直角にぶつかるという部分がありますので、今言われたスクールバス、大型バス等の出入りの若干支障が出るのかなという部分もありますので、その辺については県のほうに十分お話をして、修正できる分は修正していきたいなと思っています。

委員長（相良 弘君） 佐藤一郎委員に申し上げます。ただいまの質問は決算審査からは外れておりますのでご注意願いたいと思います。

委員（佐藤一郎君） 外れているということですので……、公民館の出入りにも大変危険になってくるのかなという思いで、心配してちょっと質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。

（午前11時09分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午前11時20分）

委員（高橋孝雄君） 私からも、貴重なお時間の中2点ほど質問をさせていただきます。

先ほど、渡邊委員からも質問されたようなので重複するかもしれませんが、深谷拠点についての景観作物の件について伺いをします。

44ページ、6款1項3目でございます。深谷地区は、飯舘村の復興拠点として道の駅ができ、北側には風の子広場、またドッグラン、南側には今度道路を挟んで景観作物、また花とか作って、本当に見晴らしのいい深谷地区になるということは本当に喜ばしいことでございます。そこで、ちょっと目的から外れるかもしれませんが、あの道の駅から見た中で、その景観作物の奥にご承知のように古い建物があります。恐らくあれは利用されていないと思うので、あれが年々様子が悪くなって、景観を損なうようになってまいりました。ちょっとこれ指摘されるかもしれませんが、この件について、壊すことはできないものかどうかちょっとお尋ねします。

総務課長（高橋正文君） 相馬農業高飯舘校の件だと思いますが、せんだってもお答えいたしました。建物土地ともあの財産は県有財産ということですので、村の意向というのはなかなか反映できないのかなと思っていますところではありますが、県の意向も、機会があれば県の教育長のほうにお尋ねをしてみたいと考えております。

委員（高橋孝雄君） じゃ、質問のように県の建物でありますので、村からもやはり景観をよくするためにもお願いをして、壊していただくお願いをいたします。

続いて、58ページの8款3項1目、その中で生活環境整備事業、河川清掃業務、河川土壌撤去、4河川が入っております。飯樋川の土砂撤去に対しては今後予定されるのかどう

か、お尋ねします。

建設課長（高橋栄二君） 生活環境整備事業における河川の清掃業務、土砂撤去につきまして、令和3年度では佐須川と古今明川につきまして、この2路線、約2.2キロ実施する予定でございます。

以上でございます。

副村長（高橋祐一君） 今のご質問の中では飯樋川というところで、2級河川の部分かなと思われませんが、2級河川につきましては一応今県の管理という形になっています。今回、この58ページの部分につきましては、村管理の河川ということで、生活環境整備でやらせていただいています。村の河川については今年で大体終わるんですが、県の河川については県のほうで、村のほうからも要望しまして随時進めていくということで、飯樋川の一部については実施しているところもあります。また、今後実施していくという方向でお話を伺っておりますので、あとその計画については、県のほうにどういう計画で進めるのかは確認していきたいなと思っています。

委員（高橋孝雄君） 県管理の河川ということで、村としてはなかなか工事が進められないというのは分かります。しかしながら、あそこ、12区を流れる川でございまして、大体除染土壌もそろそろ片づいて来年から作付するという話になっております。その中で、作付したついでにまた泥水が流れ込む可能性は大いにあります。ですから、県のほうには早急に上げていただくように何とか要望できないものでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 委員のご心配も分かりますので、県のほうには要望の活動を強めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員（高橋孝雄君） 実は私、この前は道路の問題で正副議長と私と県のほうに行ってお願ひした経緯もございまして、ですから、議会のほうでも県のほうにお願ひしてよろしいでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 村とともに要望の活動をできればと考えてございます。それよろしくお願ひします。

委員（高橋孝雄君） それでは、そのように行動をさせていただきます。そして、何とか地域住民が安心して農業を再開できるように応援したいと思っておりますので、今後とも役場の方々にもひとつご協力をお願いしたい。

私の質問を終わります。以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど、渡邊 計委員からのご質問の回答が1点までございましたので、確認ができましたので回答をいたします。

追加資料の41ページの部分で、令和2年度の大火から取られた木炭で作った炭、このときの数値に関してのご質問でありました。確認をいたしましたところ、こちらは木酢液をこしたというのではなくて、設置しました炭焼き窯、これにバグフィルターをつけておいたんですけれども、このフィルターに付着した灰を測ったものということでございます。その結果、令和2年度におきまして、ほかのものはNDということで検出限界値以下であったわけでありまして、大火の部分につきましては、もともとの炭材の放射線物質の濃度

が高かったせいか、その付着した灰を測ったところ65ベクレルの数値が計測されたと、こういうデータでございます。

以上です。

委員長（相良 弘君） そのほか質疑ありませんか。

委員（高橋和幸君） 私も、昨日に引き続きまして、ちょっと七、八点ほど質問が残っておりましたので質問させていただきます。

主に資料ナンバー7で質問させていただきます。まず初めに、69ページ、10款4項2目の一番下、私が一般質問でもしましたことが書いてありましたので質問させていただきます。一番下に、サーモグラフィー1基、パルスオキシメーター1機ほか、予算額決算額200万円とありますけれども、この内訳はどのようになっているのか、また、保管場所、使用はどのようにやっていくのかを、簡単にでありますがお聞かせ願えればと思います。

教育課長（佐藤正幸君） おただしの69ページのサーモグラフィー、パルスオキシメーターでございますが、サーモグラフィー1基につきましては、学校の昇降口、生徒が通るところに入って、職員の入り口とあと来賓用の入り口ということで右に曲がったところに入り口がありますが、そこに大きなモニターを設置しております。パルスオキシメーターは血中酸素濃度を測定できるということでありますので、これは学校の保健室のほうで保管ということで、ただ使用があったかどうかについてはちょっと確認はできておりません。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 一般質問では私、パルスオキシメーターに関しましては、子供がいる世帯に全戸配れませんかというのを多分村長にお願いしたと思うんですけども、前村長には、熱を測るやつですか、あれをお配りいただいて大変ありがたかったという記憶がございますけれども、かなわないということで学校に1台置いてもらったということだけでも大変ありがたいことですので、これに関しましては、子供のコロナ対策、あと通常健康と生命を守るための大切なものですから、きちんと使っていただいて、子供たちの安心・安全を守れるような体制づくりを万全にしていってほしいというお願いでございます。これは以上でございます。

続きまして、10款1項3目スクールバス運営費でございます。これはスクールバスの資料を私もらっておりましたね。追加資料の43ページ、これなんですけれども。これ運営費じゃなくてスクールバス自体そのものの質問をいたしますが、以前の予算委員会の教育委員会の答弁ですと、これからは小規模化を図ってバスからワゴン車への移動等を考えていくというご答弁があったと私は記憶しているんですけども、初日の説明ですと、コロナ対策のため、密を避けるために大型化を図っているという答弁で、以前の答弁とちょっと矛盾しているので、じゃ今現在どんな大きさのバスがあるのか一覧表頂けますかということでこの追加資料を出してもらったわけなんですけれども、その辺の考え方、今コロナだからという点に尽きてしまうのかもしれないけれども、ここの在り方をどのようにしていくのか、もう一度お聞かせ願えればなと思います。

教育課長（佐藤正幸君） 一昨日の説明の中で、今はどのような、民間バス運行につきまして、今はコロナ禍の状況でございますので、密を解消するというところで、子供たちが席を離れ

て座れるようなスクールバスということで、一回り大きなバスでの運行、そのために決算としては660万円ほど、民間委託の部分については金額が大きくなったという説明をさせていただいたところでございます。当然、スクールバス民間委託については、国の補助事業で運行している部分もありますし、必要最低限の経費でかつ適正な運行をというようなことになってくるのでありますが、こういったコロナ禍の状況でありますので、密を避けるということで一回り大きなバス、その部分を認めていただきながら補助事業を活用して運行しているという説明をさせていただいたところでもあります。

さっきの村バスの、大きなバスから縮小していくという話でございますが、これは村所有のバスについて、多分、予算委員会という話でありましたので、去年の、大型のバスを処分してワゴン車のほうに切り替えたり、マイクロバスにしていくという話の部分かと思われませんが、村場のバスにつきましては、当初から大きなバスでありまして、乗車人数にはかなりの余裕があるという状況でございました。震災当初については大型のバス1台購入した経過もありますが、60人乗れるバスを買った。その当時には福島競馬場、亘理方面からの子供で30人からの子供を乗せて通学していたという状況もありまして、大型のバスを購入した経過もありますが、今の学校の状況ですとかなり人数も減ってきておりまして、そこまでのバスは必要ないという状況でございます。そのため、マイクロバスですと29人乗れますし、席に余裕があるものを買った場合でも25人乗ることが可能でございます。あとは、ワゴン車、バンタイプですと10人なり14人が乗れるという車も購入することが可能ですし、ということで、子供の数に対してそういった大型のバスについてはもう既に必要がないだろうということで、マイクロなりワゴンタイプのほうに、村所有のバスについては切り替えるという話をさせていただいたところです。そういった、切り替えて若干小型化してまいっても、現在の子供の人数からすると座席を離してコロナ対策も十分しながらの運行は可能だということで、そういったお話をさせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（高橋和幸君） バスの大きい小さいは、やはり今現状どうしてもコロナの問題が回りますので、多少大きい小さいは私もそれ以上は何も申し上げませんが、あと給料だったりこの委託料だったりハイヤー代、国の事業でやれているからといって何千万円も使われておりますけれども、国の事業だから、県の補助があるから、昨日もそういうお話をしましたけれども、予算が幾らどこからもらえるから、幾らでも使つていいという考え方ではやっぱりいけないと思ひますし、しっかりと適正な予算執行をしなければいけないと思ひますので、その辺は重々認識いただき取り組んでいただきたいということと、これはスクールバス自体とまた運営費自体とは関係ないのかもしれませんが、ちょっとスクールバスの運転ということに関して一言ご注意したい点がございまして、ご承知のとおり、私の娘も希望の里学園に通わせてもらっていますが、バス酔いするんですよ。酔い止めは飲ませているんですけども。「今日も酔った」って言って帰ってきた日がありまして、「何で酔うんだ」って、「俺の車に乗ったら車酔いはしないだろ」って言ったたら、「バスの運転手が変わると酔うんだ」って言うんですよ。急発進したり、乱暴な運転だということでありまして、この運転手の選定の仕方というのはどういふふうにして

いるのか、中型免許持っているから、大型免許持っているから運転手を雇っているのか、その運転技術の講習などに関してもこれから行う施策を持っているのかどうか、ちょっと教育委員会のお考えをお示しいただければと思います。

教育課長（佐藤正幸君） ただいまのご指摘ありました部分、運転手の運転の状況あるいは今後の指導の部分でございますけれども、運転手の募集、採用の際には、運転免許は当然でございますが、安全に運転できるかどうか走行の実技試験も、教育長なり教育課長、私なり、あとスクールバスの管理者である車庫長ですね、同乗していただいて、実技試験もきちんと実施しております。その中で、安全に適正に運転できるかどうかということで判断をさせてもらっているところではありますが、運転の技術について若干、安全以外の部分ですね、本来の走行の部分についてはその人なりの癖とか、そういった部分があって、かなり子供たち、運転手によっては、危険な運転ではありませんがちょっと車酔い程度を起こすような運転もあるいはあるのかなと考えられるところでございます。

今後のそういった指導につきましては、安全管理者ということで車庫長もおりますし、そういった中で常に気をつけながらという注意と併せて、そういった指導も継続して進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

委員（高橋和幸君） このスクールバス運行に関しましては、今回の決算に限らず、来年以降、再来年、これから3年、5年、10年と続いていくものですので、運転技術に関してもそうなんですけれども、費用の使い方、先ほども申し上げましたけれども、また運転の仕方の在り方についても、今後しっかり注意して取り組んでもらいたいとお願いして、この質問は終わりにします。

続きまして、資料ナンバー7の25ページ、4款1項3目の環境衛生費ですね、一番上。畜犬登録と狂犬対策、予防に関してですけれども、これも追加資料をたしかもっております。これは前回の予算委員会でも私、狂犬病に関してはお聞きしたんですけれども、25ページに載っておりますのは注射済み頭数が178頭、追加資料に載っておりますのが登録数は387頭ということで、計算上、持っている数と狂犬病の予防接種済みの数のつじつまが合わないということになりまして、これは前回の予算委員会できっちり100%に上げてもらえるように私のほうで指摘を申し上げた次第ですけれども、今現在、こういう結果であるということで、非常に残念に思っております。私も、深谷ドッグランができるということで、シベリアンハスキーを飼っておりますので、その前に今年度の狂犬病予防注射をしっかりと、責任と義務があると思っておりますので接種させていただきましたが、飯館村内においては現状はこういう結果にあるということでもありますので、私が指摘を申し上げてからどのような取組をしてきたのかを、再度お伺いいたします。

住民課長（山田敬行君） 畜犬登録のご質問であります。予算委員会でもご質問ありまして、基本的には、犬を飼っている市町村に登録をする必要があるということでありまして、福島市で飼っていれば福島市のほうに登録をするということでもあります。ご指摘を受けまして、登録台帳のほうに文書を送りまして、福島市で飼っているのであれば福島市のほうに登録してください、亡くなっているのであれば死亡届といたしますか、そういったものを文

書もしくは電話等で行っておりまして、今台帳精査を行っているところであります。

委員（高橋和幸君） 11ページの追加資料には令和2年度の頭数しか、令和3年3月31日時点で1行で簡単に書いてあるんですけども、私は追加資料を請求する際に、村内で飼っている頭数が把握できればその資料を提供していただけますかと言ったはずなんですけれども、今の答弁ではちょっと答えになっていないし分からないんですよ。村内でどれだけの数を飼っていて、じゃ狂犬病の予防注射が、前は57%くらいのご返答が多分予算委員会であったと思うんですけども、村内でどれだけ飼っていて、その村内で飼っている頭数に対してどれだけの狂犬病の予防接種率があるんですか。

住民課長（山田敬行君） あくまで登録台帳の数ということで、追加資料で387頭と。これは基本的に法律上であれば村内で飼っているのが387頭というところなんですけど、その後、原発事故以降避難があって、実際は福島市で飼われている方、あるいは亡くなったのに届けていない方があるということで、その差は高低あります。なので、実際に狂犬病の注射を打った頭数178頭、その方の中でも実際は川俣町で飼っていたりとか、村に届けているケースもあるようなんですけども、ですので、村で実際に何頭いるのかということとは分かっていない状況であります。ただ、この台帳との差がありますので、きちんと法律に基づいて所在地変更していただく、あるいは亡くなっているのであれば届出してもらうということで、今文書もしくは電話等で行っているところであります。

委員（高橋和幸君） あまり1つの質問に長々とやっても仕方がございませんので、今申したとおり、確かに今こういう特別な事情ですから、二重居住というものが認められていて、村内に住所があっても私みたいに川俣町で飼っている人間もおりますので。ただし、台帳に載っているということは、役場の行政のほうでは私が飼っていることもご存じですよ。であるならば、毎月送られる村報のほうにも、狂犬病の登録の時期ですと、何月何日からどここの行政区でどこどこで打ちますよと、お知らせだけを今やっておりますが、それだけでは多分、今の現状を打破することは私はできないと考えております。これは住民課で回るのか、社会福祉協議会が当てはまるかどうかは分かりませんが、飼っている世帯に赴いて、狂犬病ですから、名札とあと玄関前に掲示しておくというシールがもらえるのはご存じだと思います。それはやっぱり、何千人もいるわけじゃないので、この387頭ということは何頭飼いかしている方もいるかも分かりませんが、300人くらいか350人くらいだと思いますので、やはりそこは現地に役場の方が赴いて、しっかりと狂犬病予防をしておりますかと、していないのであればしっかりとやっていただけますかと。その予防接種の札もしっかり掲示をしていただけますかというのもお願いしてやってもらったほうが、ただお知らせ版でお知らせするよりは確実に接種率100%に近づけていけるのではないかと考えていますので、その辺のことも考えていただいて、今後の取組に努めていってほしいと思います。よろしく願いいたします。これに関しては以上です。

続きまして、22ページ、2款1項10目の一番上ですね、諸費、生活支援ワゴン運行事業ですけれども、これも追加資料12ページもらいました。行政区ごとの人数割合はいかがなんでしょうかというものを聞こうと思ったんですけども、追加資料に載っておりますので今見させてもらっておりますけれども、各行政区ばらつきがございます。その中で、毎年計、

およそ百数十名ですね、100名単位の方がご利用されているということで、ちょっと行政区を述べるならば深谷、草野行政区に偏ってしまっているということなんですけれども、この辺のところを行政としてどのように見ているのか。そしてまた、この行き帰りという、川俣町まで10キロ、20キロといいましても、ご年配の方には10分、15分で行ける距離ではございませんので、乗っている間の健康状態も大変不安ですし、長時間移動に関しての問題等はないのかについてもお聞きします。

住民課長（山田敬行君） 生活支援ワゴンのご質問であります。追加資料12ページにあるとおり、行政区によってはかなりゼロのところもあります。村でアンケートを実施した際も、免許証を持っていない方あるいはこれから返そうとする方で、まだ利用されたことがない方が5割ぐらいいるという実態も分かりました。そういうこともありまして、まだ周知が、まだ分かっていない方も多いのかなと思われましますので、村社会福祉協議会と調整しまして、事業の周知なりを今まで以上に図ってまいりたいと考えております。

それから、利用者の健康状態につきましては、もちろん今コロナ禍もありますので、体調が悪い方は利用されないということもありますが、乗る際に、簡単な挨拶等も踏まえて、運転手の方が健康状態をある程度、顔色をうかがうという形かもしれませんが、そんな形で最低限の確認は行っているところであります。

委員（高橋和幸君） これに関しましては、予算額が760万円、決算が700万円ほど上げられていると。700万円という大きな金額を使っていることですので、金額のことを決して多い、少ないと言うわけではございませんけれども、でもこれだけの大切な予算を使っているわけですから、できる限りこういう支援事業、多くの方に使っていただくことにこしたことはございませんし、やはり今課長から答弁がありましたとおり、周知の在り方だったり、やっぱり情報発信の在り方をして、ほかの乗客の方々にもしっかり使っていただいて、今回からファズの新鮮売場が道の駅に来るということもあって、もしかしたら利用者人数も減るなどという傾向にもなるかもしれませんけれども、そのようなことがないように、やっぱりこの生活支援ワゴンというものはしっかり使っていただけるように行政努力をしていってほしいと、強くこれに関してはお願いを申し上げます。

続きまして、21ページ、2款1項10目諸費の防犯対策事業でございます。防犯灯に関しての資料ももらったと思うんですけれども、防犯灯、初日に課長にもお話ししましたけれども、前門馬副村長からは常時これから増やしていく、そして電気代は村のほうで百何十万円も払っているんだというご答弁が、以前まだ在任中にございましたけれども、それでも、私は、いや全然まだまだ暗いですよと、あちこち足りない場所が多いですよという答弁をさせていただいたのを行政の方は覚えているかどうか分かりませんが、現に今、村のメインと言われる道の駅に関しても、夜歩けば道の駅は、以前も同じ言い方をしました、こうこうと光っておりますけれども、道路は真っ暗です。はっきり言って。その辺を鑑みて、常時適切に増やしていかけていますというご答弁が以前はありましたけれども、でも村内を見渡せば現状はまだ不安なところ、危険なところ、ちょっと暗くて恐怖を覚えるところが多々存在するのが現状でございます。それに対してどのような打開策、施策をしていくのかを、再度お伺いいたします。

住民課長（山田敬行君） 防犯灯、街路灯のご質問であります。基本的に、防犯灯、街路灯もですが、歩行者が公道を歩行する際に、夜間照らして夜間の安全対策を図るという観点があります。村としても、ここは必要だと、通学路等だといったときにはもちろん村で設置するわけではありますが、基本的にどこでも、一点が暗いからそこに設置するという考え方ではないということでもあります。ただ、民家の近く、昇口の近くの公道でちょっと暗いなといったときには、今回補助金ですね、実績はゼロでありましたけれども、2分の1、上限4万円の補助金がありますので、そちらのほうをご利用いただきたいということで村では考えております。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時50分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） 質疑を許します。

委員（高橋和幸君） 引き続きまして、生活支援ワゴン運行事業に関しまして、午前中に課長からのご答弁をいただきましたが、休憩時間を挟んでしまったので、ちょっと答弁内容を私も飛んでしまった面があるので非常に申し訳ございませんけれども、行政区ごとに利用人数の差があるということであり、小宮行政区で言いますと、小宮行政区は結構帰還者は、割合とほかの行政区に比べれば多いほうだと思われまますけれども、ほとんどゼロ人、1、1というのが9月、10月ありますけれども、ほとんどゼロ人ということは、まだまだ自分で車を運転して動ける方が多いのが現状なのかなという受け止め方をしておりますし、特に先ほど申し上げた草野、深谷方面が多いということは、これは復興災害公営住宅がありますので、それだけ足のない方が多い、交通手段がなくて多いというのが現状だと思いますので、そういう方たちの利用は十二分に配慮してもらって、この事業は生活に非常に密接した重要な行政サービスでありますから、引き続いて村民の福祉向上のために、次年度に向けてもしっかりとこの事業が取り組まれることを強くお願いを申し上げます。この件に関しましては、これで終わります。

続きまして、20ページ、7款1項2目多目的交流広場管理運営事業ですね。ふかや風の子広場のことに関してですけれども、私も、これは土日以外なんですけれども、4回ほど見させてもらいました。なかなか立派にできておりますし、ただ、いかんせんと申しますか、行ったのが平日でしたので、私4回行って4回とも利用者がいたっていうのを1回も見えていないんですよ。なので、これも全てがコロナになってしまうんですけれども、コロナの影響もあるかもしれませんが、行政のほうで、今までの統計として1週間でどれほどとか1か月でどれほど、平均の来場者はどれほどあったのかは把握しているのか、分かればお聞きいたします。

村づくり推進課長（村山宏行君） ふかや風の子広場の利用状況ということでもありますけれど

も、子供たちの屋内遊具ということで整備をして、こちらのほうで利用いただいているというところがございます。統計を取っていますのは建物のほうですね。いわゆる秘密基地どきどきと言われる、そちらのほうでの統計ということでございます。やはり、天気によっても、あるいは学校とかの状況によっても1日当たりの利用者というのは前後いたします。ただ、先月利用者1万人を超えてということになってございますので、多くの方にご利用いただいているものと考えております。

委員（高橋和幸君） 今、課長からのご答弁で、利用者が1万人を超えたという喜ばしい結果もお聞きできて、大変うれしいことだなと思いますけれども、現状を考えますと、平日なんかは、今、課長のご答弁にありましたとおり、子供たちは学校に通っていますから、来場というのはなかなか難しいでしょうし、これからの時期を考えますと、寒い時期、冬場に向かっていきますから、やっぱり平常時の利用はなかなか難しくなっていくのかなと。どうしても土日限定で限られていくのかなと私は思っているんですけども、その辺に関して、人それぞれの生活様式がありますので、一概に行政努力だけではどうしようもない面もあるのは致し方ないと思うんですけども、やはり年間を通して平均的に使ってもらわなければ、何億円もかけて造った意味がございませぬし、土日だけっていうのではやっぱりそれもまた意味がございませぬので、何かしらもっと村内者に限らず村外の子供連れ、またドッグランができましたので、どの議員からだったかちょっと忘れちゃったけれども、そのドッグランの利用が、なかなかほかにはなくて飯舘村にすばらしいものがあるという話がございましたので、やっぱりそういうのをしっかり有効活用と周知をして、利用者増につなげていくことが大事だと思われまますので、その辺に関しましてこれからどのような取組をしていくべきか、どのような見解を行政としてお持ちかを、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

村づくり推進課長（村山宏行君） 風の子広場の利用についてということですが、ご指摘のように、もう少しPRのほうをしていかなければならないかなと思っているところがあります。独自の取組といいますか、本来であれば、コロナがなければイベントを何回か開催をする予定でございました。実際に木工のクラフトですとか、それから地域おこし協力隊の方々にイベント的に催物をやっていただくとか、そういったことで計画をしていたという経過もございます。ちょっと県のほうで蔓延防止ということで中止にさせていただきましたが、今後もコロナが落ち着きましたらそういうところ、定期的にイベントを組むなりということで対応してまいりたいと考えております。

委員（高橋和幸君） このふかや風の子広場といいますのは、ご承知のとおり道の駅と隣接しておりますので、道の駅の来場者、また収益にもつながっていく、相乗効果を生む2つの施設であると思われまますので、今、課長からのご答弁がありましたとおり、これからの運営の仕方、周知の在り方、PRの仕方、周知もPRも同じなんですけれども、この辺のところがちっと飯舘村行政としてPR、全てホームページ等もそうなんですけれども、足りない面が多々ございますので、今後さらなる工夫をして利用者の増に努めていってほしいと強くお願いを申し上げます。

最後の質問になります。資料ナンバー4番の237ページの中ほど、水道使用料未収と、同

じく資料ナンバー4の253ページ、使用料未収分26万8,000円と26万1,825円分があるんですけども、なぜこのような事態が起こってしまったのかということと、また、この未収分をどのように回収なされていくのかということをお聞きしたいと思います。特に水道料に関しましては、前回の予算委員会ですと家賃の未収入分がありましたけれども、今回は書いてありませんので、果たしてないのかが私定かではありませんが、家賃とかいろんな税金、そういうものと違って水道料金の支払いというのは、私も毎月行っていますけれども、約2,000円ほどですか、川俣町の水道料は。本当に微々たるものなんですよね。それがこの26万円分徴収できていないということは、なぜこのような事態に至っているのか。同じ質問になりますけれども、その原因とこれからの対応策をお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 今、委員おただしの水道使用料、あとは集落排水の使用料、あとは住宅の使用料ですね。その未納の件についてということでございますが、まず、この未納につきましては、震災前からの未納の分ということでご理解いただければと思います。ほぼ全てでございます。住宅も、水道も、集排も、震災前からのということがほとんどでございます。それで、震災後、住宅料なんかを徴収するに当たりまして、督促のほう、毎回催告のほうもその都度行いまして、少しずつ収入のほうは過年度の滞納分の収入のほうもある一定程度あったわけですが、ここに来て、さらに納められる方が限定されてきているところもございます。

また、住宅使用料なんかにつきましては、生活再建支援金等も入る方もおられるということもありまして、その方にも働きかけをして、そういう手続を取っていただきながら、住宅料の未納のほうの分に収納していただくというような、今、働きかけを実際しているところでございます。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 今のご答弁を聞いていて、震災前からのものであると、それで今働きかけをしていますと言われたので、では私が今後もより一層その取組を強化してくださいというようにはならないんですよ。震災前からですよ。10年徴収がなかったと。であれば、これ村じゃなくてでもですよ。ほかの施設、市町村、県、国もそうですけれども、10年間っていったら、普通は退去処分とか使用停止処分、命令だったり。何もやらなかったんですか、行政としては。なぜただ黙っておいて、使わせて、入れさせておいてという、なぜ厳しい措置を行わなかったのか。それは同じ村民者であるからという理由なのかも分かりませんが、でも10年も払わない人にそういう甘い態度は、行政としてはいかがなものかと私は思うんですけども、ちょっとその辺のところもう一度お聞かせ願います。

建設課長（高橋栄二君） 震災以前から退去されていた方の分も含めて滞納があったということでございます。退去された方においても未納金があったということでございます。

委員（高橋和幸君） 言いたいことは同じなんです。震災前からあったんですよ。退去された方ですか。いる方じゃなくて。でもそれを、何で10年間も放っておくんですかと。その間一体行政は何をやっているんですか。交通違反の切符切られても10年も20年も放置している人もいますし、すぐ半年、1年で対応される方もいますけれども、よくテレビとか

を見ていますと。10年間未徴収のまま、催促で払ってください、払ってくださいという行為ばかりだったのかどうかは分かりませんが、どんな周知の仕方か分かりませんが、10年間払わなかった人が、じゃあ今回、今月頼んで明日払いますってなるんですか。これを確実に、未徴収分ということは村への負担になる現金ですから、現実的にきちんと全てしっかり徴収するために、本当にどのようにしていくんですか。もう一度お願いします。

建設課長（高橋栄二君） 委員おただしのおり、未納につきましては、今後どのようにということでございますけれども、ある一定程度収納されている部分もございます。さらには、訪問して徴収するということにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 同じところを何度もなってしまうので、あまり言いたくはないんですけども、ただ未徴収分というのは、先ほども申し上げたとおり村の財産上の負の部分になってしまいますので、建設課長の答弁だと、ずっと統一した同じ答弁になっておりますけれども、先ほどほかの委員がこのような質問をしたときには、渡邊委員からですか、村長から差押え等の処分もあり得るといふご返答がございましたけれども、これに関しても、ほかの住宅とかそういう、税金とかと違って、ここに載っているのは26万1,825円という、まあ多額といえども多額ですし、少額といえども少額ではありますけれども、同じ現金に変わりはございませんので、この辺、村長といたしまして、この未徴収分をこれから2か月、3か月、10年もほったらかしにされているんでしょから、これからまた1年も2年もかけるといふわけには私はいかないと思っておりますので、どのように村として徴収されていくのかを、村長にお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今、ご質問といたしますが、ご指摘をいただいたとおり、未収金を、例えば不納欠損という言葉がありますが、そういう形でなくすのではなくて、逆に言えば10年間しっかりと相続とか死亡とかということもありますけれども、おかけをしながら引き続きその債権の相続者なりに徴収についてお願いをしてきたという部分があるかと思っております。

10年間とおっしゃっていただきましたけれども、震災で避難をしている、全村避難6年間ありましたけれども、その間というのは様々な苦難ということがございましたので、なかなか難しい部分もありましたけれども、ご承知のとおり、この追加資料9ページに書いてありますが、村税ですね、税のほう、税法上に基づくものについては相当量、滞納部分については回収してきたという部分があります。その中で、今あるような部分、住宅の使用料とか上下水等もありますので、今後厳しい処分というものも含めて、先ほど申し上げましたけれども、地方税法というものに基づく非常に厳しい処分ができるものとそうではないものがありますので、法に基づいて、あるいは条例に基づいて適正な処理というものを、担当も含めてこれからさせていただきたいと思っております。

以上であります。

委員（高橋和幸君） 最後に私から一言だけ申し上げて終わりたいと思っておりますけれども、10年間で6年間の避難期間が、というお言葉はありましたけれども、それでも、それは全村民

約6,000人、その当時はですよ、約6,000人皆同じ生活状態というか、東電から賠償金をもらっているわけですよ。だから払えなかった状態に必ずしもあったかといったらそうではないと言える点もあるわけでございますから。避難期間があったからというだけでは答えになりませんので、今、このようにやっていくという村長からのご答弁がございましたので、この件に関しましてはしっかり徴収100%を目指していただいて、今後、行政のほうで取組強化に努めていただけることを強くお願いいたしまして、私の質問をこれで終わります。

委員長（相良 弘君） そのほか質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） 今日資料を頂きました。資料を頂いた結果を見まして、この業務自体、いつ頃始まって、議会との関係ではどのような説明の中で進められ、この379万5,000円の契約以外のお金というものは発生したのかどうか分かりませんが、いずれにしても、この中身を見る限り、議会には分からない点が多々あるのでありますけれども、この業務については監査委員にまずここで使っている費用の部分でどのような監査なり指摘をされてきたのか、1つは伺いたい。多分、3月からなので前のことになろうかとは思いますが、あとは事業そのものは、何か私らこういう資料を今になってもらえると、議会軽視されているのかなど。行政が隠し事で進められたのかなって思いたくなるんですけども、その辺も含めて、そういうつもりは全くないとは思いますが、結果としてはこういう事案もあってきちんと出されて、ただ昨日の答弁ですと、できるものでないものいろいろ振り分けて、それで検討して、この業務に出されたものが実際そのためにやっていいものなのか、財政的にも含めてどうなんだっていう検討はしているっていうお答えはいただきましたので、そのことには変わりはないと思うんですけども、この経過として、全く聞いたこと、見たこともないような感じで、もう自然に買われてあるのか、そういうものもあるというお話もあって、昨日総務課長から旧小学校には必要、廃物するものばかりでないものも保存してあるという話もあったので、そこにも含まれたものも、ここで使う教室に飾るような展示物もあるということなので、ちょっと透明性のある、見える、分かる、前の村長自体に旧草小は美術館に適しているの、みたいな話もありました。それもうわさの範囲で、村民の中でも広まっていますけれども、飯館高校は飯館の学園にするような話とか、前にそういううわさの範囲かどうか、村民の中ではかなり知れ渡っている話があるんです。それとこれがあってによりは、全く議会というのが軽視されたままだし、行政そのものも隠し事でやっているように見られちゃうんですね。その点で総合してちょっと伺って、あと監査委員からも伺って、次の続けた質問にしたいと思います。

代表監査委員（高野孝一君） 本件については、佐藤委員のお見込みのとおりであります。

村づくり推進課長（村山宏行君） クリエイティブ人材活動拠点の整備業務について、追加での資料を出させていただきました。こちらについて、改めてご説明をさせていただきます。

金額につきましては379万5,000円ということでございますが、これは業務委託ということでございます。目的が、クリエイティブ人材を活用した旧小学校の利活用ということで、いわゆる彫刻家でありますとか、手仕事、手工芸品をやられる方とか、そういった方々を各小学校の教室を利活用いただいて、そこに入ってきていただいて、村の活性化が図れないか、

そういった可能性はないのかどうかということで、検討いただくための事業ということでございます。

内容としましては、この1から5まで実施をしているというところで、まず1つ目が小学校の構造の、それから現在の調査。それから給排水であるとか電気、そういったところの調査を行って、結果については、屋根については劣化が進んでいるとか、給排水は全面布設替えが必要とか、そういったことで出ております。今、現在草野小学校自体は振興公社が入っておりますし、それから、将来でありますけれども、今県のほうに預かっていた村の文化財、震災避難で行ったときに、昔の石器であるとか土器とか、そういったことを今県のほうに預かっていたという状況で、それを戻す倉庫であるとか、そもそもそういったところが必要ではないかという構想がありまして、それも踏まえた上での配置なりなんなりを考えていただくということでもあります。

②で校舎改修等を想定した関係法令で、その精査ということで、もしそういったところの教室を利活用している方々が入ってくる場合には、どんな法的な規制があって、クリアしなきゃならない課題があるか、そういったところについても明らかにしているということでございます。

それから、3番と4番、DIYでイベントを複数開催、集客見込み実施ということがありますが、これは具体的に、その空き教室にクリエイティブな方々が入って活用した際に、どういったことが可能なのかなということ、試しにワークショップでやってみましょうということをやっております。試行的なものでありますが、計6回ほど開催をしておるところで、延べ100名程度が参加したところでもあります。後でその中から意見等も上がってきているという、そういう状況でございます。

それから④が移住体験住宅など、周辺施設の関連等の検討ということでもあります。幸いにも、村の小学校の北側には旧幼稚園を改修をして、刃物屋さんがクラフトということでやっておりますし、また、小学校の南側には移住体験住宅も設けておりますので、そういったところの関連性なんか高めながら、相乗効果が上がるような利活用をしてはという検討でございます。

それから5番目がクリエイティブ人材育成という視点ですね。教室を活用いただいて、こういう形で配置をすればいいのではということの提案をいただいたところでございます。その提案が2枚目につけております平面図ですね。振興公社の事務所というのが既存にありますから、そこも含んでおります。また、重岡ミュージアムとありますけれども、これは重岡さんの石膏、去年の夏に石膏の原型を頂いているというところへ、仮置きしているところでもあります。その状況を踏まえて重岡ミュージアムという提案をいただいたところでこういう名前をつけて、提案が上げられてきたところでございます。それから、Bound for IITATEということがありました。このBoundでありますけれども、こちらについては、目的地であるとか、弾むとか、それから躍動するとかそういった意味がありまして、これも提案いただいたときの仮称でございます。このような形で、飯舘村がそういった目的地になるような、そんな活用を図られるための基地としてこの小学校の各教室を使っていたらどうかと、そういう提案ということで受けたところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これ、いつから始まったことで、議会になぜ今までこういう頂いたものを出さなかったのか、あとは、領収書的には全部そろってらっしゃるのか、あとは大分議会で再三問題になっている重岡さんの問題ですけれども、この内容を見ますと、重岡さんのものを飾る展示館だか展示室だかになるようですけれども、それはそんなに、今設置されているものを集めきって集合をするのか、新たなものを購入されるのか、寄附をいただいたものを今しまっているのか分かりませんが、いずれにしろ、この事業全体分からないことが多い。なぜそんなことに執行を進めてきたのか、議会に対してと村民の周知についてもそうですけれども、行政執行をする中で要因は何だと思いますか。

村づくり推進課長（村山宏行君） そもそもがこの事業、草野小学校の活用計画ということでありまして、目的どおりに進めたということで考えております。契約自体は4月1日からということで、当然ソフト部分も含んでおります。業務委託ということで、実践ワークショップは行っておりますから、そういったところも含めての部分なので、1年をかけて検討を進めてきたところでございます。

それから、重岡さんの作品の件でございますが、8月に原型ですね、石膏です。今、村のほうには木彫であるとかブロンズ像であるとか、購入それから寄贈も含めて26体あります。これとはまた別のものでもありますね。重岡さんが他の自治体のところに他の作品で作ったもの、そちらの原型となった石膏を村のほうに寄贈いただいたと聞いております。今現在、草野小学校の会食室のほうに保管をしている状況ということであります。

委員（佐藤八郎君） 今日頂いた資料の目的には、クリエイティブ人材を活用したって書いてありますけれども、5番目でクリエイティブ人材育成という視点を検討となっていて、目的ではクリエイティブある人の人材を活用する、一方ではそういう人の人材育成をするとなっているんですけれども、私の捉え方が間違っているのか知りませんが、このまま読んだらそういうふうに理解できるんだけれども。

今、石膏26体というのは、これはいつ運び込まれて、1体1体については寄附なんでしょうから、運んだ費用なりそういうものは、役場職員が行って運んできて経費はかからなかったのかどうか分かりませんが、いずれにしろ、内々でどういうふうに、いつ頃これが運び込まれていつから保存されてきているのか、明細にお知らせ願いたい。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、前段のクリエイティブ人材を活用したというところの表現でございますが、現在そのクリエイティブ人材が村にいるということではございません。将来的に草野小学校の各教室にそういった方々が入っていただきたい。そういった方々を呼び込むための草野小学校の改修に案をいただくというのがこの事業でありまして、そういった方々が入っていく、技能を持った方々を生かしていく、活用を図るための提案ということでありますので、表現が悪いと言われれば申し訳ございませんということなのですが、そういった事業ということでございます。

それから、重岡さんの石膏の原型を頂いたのはいつかということなのですが、昨年8月に頂いているということでございまして、村としましては、運搬経費のみお支払いをしているところでございます。運搬経費は、資料7でいいますと12ページの役務費11、この

中にあります備品運搬業務59万1,800円になります。

委員（佐藤八郎君） 備品なの。寄贈品はみんな備品なの。会計上の寄贈品とかそういうものはみんな備品扱いで処理しているんですか。今まで、いろんな彫刻やら運搬業務いろいろあったけれども、備品扱いしてないことも多々あったでしょう。全部備品扱いだった。

総務課長（高橋正文君） 備品の関係でございますが、長年にわたって使用できるもので、価格等もございませけれども、ほぼこういう石膏の原型については備品の扱いです。ブロンズ像、あとは木彫なんかも全て備品登録をして取扱いをしております。

委員（佐藤八郎君） じゃあ、肝腎な部分で、我々議会議員という立場をどういうふう理解されるか分かりませんが、村民がいろいろ知り得る情報は、一番先に知り得るのは議会、執行者から示されたものであります。そのことをお知らせしながら住民挙げて村づくりというのは進んでいます。その原点が、この点については、私ども昨日頂いたこの報告、今日頂いた報告、これ初めてのことで、事業そのものは前に知っていますけれども、この具体的なものは出てこなかった、初めて出たんですけれども、物はその中心となるかどうか分かりませんが、まして今後プロジェクトチームでどういうふうにするのかもまだ決定はなっていないですけれども、この図面のとおりいくのであれば、まさにこの方のミュージアム的な展示場になるのかなという気もしますけれども、ただこれは決定されたものではないので、あくまでも業務として提出したものだというふうになりますから。いずれにしろこういうものが、先ほど何人かの委員からもありましたように、財産、財物そのものの処理問題や維持とかの問題やいろいろ含めて、プロジェクトもやっているように関心の高い部分なんです。維持経費も含めて、修繕費用も含めて、活用方法も含めて。これ、その中の重要な部分なんです。そこが8月以降これ延々とたって今になってやっと明らかになるような、議会に対してそういう行政執行は私はいかがなものかと思うんですけれども。そうは執行者は思わないですか。どうでしょうか。

総務課長（高橋正文君） まず申し上げますのは、石膏と原型、今話題になりましたが、石膏を頂いたというのはこの業務内容とは直接関係ございません。

あと、八郎委員からありました、これはこの業務であくまでご提案いただいたこのプランであります。今おっしゃられたように、この草野小学校の将来の利活用については現在のところまだ白紙でございますので、ミュージアム等のご提案はございますけれども、これから庁内の利活用検討委員会でもんでいく、あとは昨日話をしましたように、議会の皆様にもその利活用についてはご相談させていただいて決めていくということですので、これがもう決定事項ということではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 総務課長、理解はする。理解はするけれども、こういうやり方は議会に対してしないでほしい。8月に出していただければその時論議されたわけですよ。みんなもいろんな声を行政に届けられたんですよ。今になって出すから今聞いているだけで。こういうやり方は改めていただかないと、役場職員が頑張る村民のため一生懸命働いているものが、議会もそのことに対して提案と評価をしながら、区長会も含めて、村民も知恵や工夫を出し合いながら、そして全体として村づくりを進めるわけですから。その議会に

対して、これ8月以降ですから大分たっていますけれども、そういうやり方っていうのは改めていただかないと、今、新しくなった杉岡村長の姿勢と合わないものだし。やっぱり透明性、見える、分かるものにしていかないと、全体になっていかないから大変だと思いますよ。そういう意味で。

総務課長（高橋正文君） この業務について、これは当初予算に計上してあった業務でありますので、当初予算のときの説明もちょっと足りなかった。あとはこの業務が始まって、中でその業務内容の説明も、草野小学校という重要な公共施設でありますので、議会の皆さんにもっと丁寧に詳細に説明をしなければならなかったと、庁内でも反省をしているところでございます。今後はこういうことのないように、事前に議会の皆さんに重要な事業についてはご相談をさせていただきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） この問題はそういうことで、私からは終わりたいと思います。

13ページ、帰還環境整備交付金基金が14億5651万円ありますけれども、具体的に内容はどんなことか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 帰還環境整備交付金の基金の積立てということでございまして、追加資料の4ページ、一番上のところで整理をさせていただいております。内容は、建設課農林土木係、農業基盤整備関係です。こちらで14億2,000万円ほど。それから、村づくり推進課では長泥復興拠点の整備事業に3,500万円ほどということで、この金額を積み立てるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 一連の農業基盤に小枠で使えるような基金ということで積立てをということでしょうか。何箇所かやられていますけれども、これから要望があったり、集積されて、望むところに応えようという基金でしょうか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 帰還環境整備事業ですので国からの交付金という形になります。複数年にまたがってやる事業について、こちらについては基金化が認められておりまして、基金の中でその全体の事業費を把握しながら事業を運営していくということになってございます。当然、基盤整備事業、今現在動かしております、数年にまたがるものがございますし、また、長泥復興拠点につきましても数年にまたがって整備を進めるという関係から、国のほうから交付を受けた分をいったん基金のほうに積み立てるということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、これから要望の出てくるものについては、国庫や県の助成金や、そういう対象にならなくても、同じようなことで基盤整備はこの基金を使うことでできていくことになりますか。

総務課長（高橋正文君） これは、国との折衝が終わった事業、申請をしてこれはできますよと言われたものについては、一旦国から一般会計に入れて積み立ててやると。今後新たに出てくる事業については、また国のほうと折衝をして、この事業をやりたい、それでは内定します、と交付通知が来れば、またお金を頂いてもう一回基金のほうに積み立てて、使うときに繰り入れて実施するという流れになります。

委員（佐藤八郎君） トンネル基金ですか。もらって、積んで、使う。そうではないでしょう。

総務課長（高橋正文君） これは1回基金に貯金をして、使うときに繰入金として一般会計に

入れて、村が直営で発注して行う事業が主になっております。

委員（佐藤八郎君） それでは、14ページの復興拠点整備に要する経費4億円ということでありまして、この点でのこれまでの費用と、この決算との流れ、これからという部分ではどういうふうに捉えたらいいのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご質問は14ページの復興拠点整備に係るものですね。そちらの深谷地区多面的交流広場の整備工事、いわゆる繰越明許の分でございます。繰越明許でございますので、一昨年から事業を行っていて、昨年度に繰り越した部分を今回全体がこれだけ使ったということで決算が出ているということでございます。

これに関します資料、追加資料の3ページ、深谷復興拠点の整備状況ということでまとめさせていただきました。事業的には、このような形で深谷の復興拠点については一応完了を見ているということでございます。着手からということになりますと7年という形になりますか、ドッグランの整備をもって一応は全て終了ということでございます。総額でいきますと40億円ほどかかったところでございます。

委員（佐藤八郎君） 長年かけての完了的な部分で資料が出ましたけれども、いろんな点で、道の駅もそうですし、排水整備工事もそうですし、風の子広場も新たなことでありますので、ドッグランが一番最近のものかと思えますけれども。何か非常に、花卉栽培施設が住民との音の問題とかいろいろあったり、中身も意味のない人たちしたり、かなりの補助をもらった施設だと思えますけれども、結果として、私ら何回か見学させてもらっていますけれども、どうもこの申請して補助をもらうときの目的や使う方法なりとはかなりジグザグしてきているだけけれども、将来的に、前も私も提案したことがあるんですけれども、やっぱりキノコ栽培とか、施設内での、例えば二枚橋でイチゴなんかやっていますけれども、新たなものでの取組とか、何でも変えられるのであれば、補助をもらったときの規定があってできないんだとすればしないで、花とかに限られるかもしれませんけれども。どうもこのお金は相当かかっているけれども心配する人が多いんですけれども。その辺では花卉栽培整備事業でこれだけかけてやったものの、成果っていうのは何か非常に不安げなんですけれども。その点では考え方の見通しというのはどのようにしているんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の、深谷復興拠点内の花卉栽培施設についてであります。ただいまのお話のように、当初計画で国のほうに補助金を頂いて施設を造りました。その後なかなかいろいろとありまして、苦戦しているというのは確かにおっしゃるとおりでございます。

現状でございますが、当初の整備した目的と、その設備というところをすごくうまく使って、いろいろと違う品目といいますか、そういうものを県やあるいはJAさんとも相談しながら進めているところでございまして、市場への出荷という形での所得向上を目指しながら、今そういった形でいろいろと取り組んでいる状況であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） どうも見ていて、あの辺の残材もそうですけれども、これから使うのかどうか分かりませんが、非常に拠点の近くにある施設として、ドッグランとか公園

とか増えれば増えるほどあの状態を見る機会も増えるわけね。そういう意味では、採算性はもちろん大事ですけども、拠点の観光と捉えるとちょっと違う点もあるのかなという。周りに住んでいる方からしても何となく。何か私、田植箱の苗がだら一っと並んでいたとき、えーって思ったんです。南相馬市でも、県北のほうでも、農協から頼まれて苗を生産している人がいますけれども、あの実態が、拠点のこれだけかけた施設で苗育てたよと。何か悲しく思えたというか、あの華々しく、天井から花を釣るような、その花をこんなになって、あのスタートの意気込みね。村長から提案して私らに言った言葉とするとえらい差があって、悲しくも残念にも思っているんですけども。

だからいろんな点で全体的に、採算性はもちろんあるでしょうけれども、きちんと検証されて、今の流通世界やいろんな消費世界や大手スーパーのどうこうとかいろんなことを研究されて、それに値してやられる、雇用の場にもなるとかいろんな点できちんと検討しないと、拠点になるものがあの状態では、そしてほかの人たちはあまり知らないけれども、村民で関心ある方はすごい金がかかっているんだというのは知っていますからね。それなのにこのざまかよというふうにがっかりするんじゃないかと。そういう意味ではもうちょっと見通しのあるものにしたほうがいいんじゃないでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） おっしゃるとおり、あそこの拠点の施設ということで、計画の段階ではやはりあそこが復興拠点ということがございますので、農作物、特にあの当時は花卉でございましたけれども、そういうものを中心に、いわゆる農業復興、産業復興の一つの見本といいますか、拠点となるところが目的であったわけでございます。

今委員おっしゃるように、一時、ちょっと何か月かそういうことをやったこともございますが、基本そういうものを目指して国からも交付金を頂いているところでございますので、今ある施設を有効に使いながら、委員おっしゃるように、復興拠点にふさわしいと言っているのかどうか分かりませんが、そういう採算性も見ながら、どんなものをつくっていけばいいのかを今試しているところでございますので、なお、そういった視点を持ちながらいろいろとやっていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私、子供の広場が深谷の子供の広場になったのでちょっと質問したこともありますが、いずれにしろ、子供の広場で始まって、使っている人から言わせればいろんな課題がありますよね。使用者側の考え方。例えば、天気があまりにもいい日は日陰がないとか、水たまりは解消するという話がありましたので、あの地点もともというところある、特に村づくり推進課長、深谷なので十分分かっているものであれですけども。

それと、今度ドッグランが入ったことで、それぞれあるのかもしれませんが。ただ、来る人からすれば、犬の人は犬のほうだけかもしれないし、犬を連れながら子供の広場で時間を過ごす方もいるし、いろいろこう全体に見られると思うんですよ。

そういうときにこの施設管理ですよ。草にしても、清掃状況にしても。その管理体制というのは、事務的な今関わっている職員だけで処理できる問題ではないので。例えばシルバー人材のそういう作業をやられる方の依頼とか、年に3回なら3回、4回なら4回やるんだったら一時的な雇用をするような機会の場にするとか。何か工夫して、きれいで爽

やかで、またあそこはしっかりと管理されているから行くとか、そういうよい印象を残すための努力というのをどういうふうにしたり、これからしようとしているのか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 復興拠点ということでの全体の管理でございますが、それぞれエリア、大きくは4つに分けて管理のほうを行っているところでございます。道の駅につきましては、道の駅のほうに管理の経費を出しながらそこで行っていただいているということでございますし、風の子広場については村のほうで独自の、草刈りであるとか清掃業務であるとか、そういったことも業務委託で伺っているところであります。

それから、復興住宅の部分については当然村のほうでの住宅管理になりますし、ドッグランについては、さきにご説明しました自走式の芝刈り機とか、そういった形で管理となります。

いずれにしても、ご指摘のとおり全体のイメージが大切ということでございますので、今後とも気をつけながら、村のイメージアップにつながるような管理を心がけたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 17ページの飲料水安全確保対策事業がありますけれども、スタートされて、これは東電からの基金だったのかな、それが終わりなのかなってという話の説明だったかと思うんですけども。必要だと思う人はもう村民の中にはいないってということでの終わりなのか、何年という期間の設定があって終わりなのか、これからそういう部分での対策はどういうふうに、村民としては支援をいただいたり、要望を上げたらいいのか。もう自分の力でやりなさいというだけなのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 17ページの飲料水安全確保対策事業について、追加資料ということで7ページで使用させていただいております。そもそも基金のほう、東電からは3億2,700万円お預かりをしていたということでございます。これは帰還される住民の方々の水の環境ということですので、給水区域にある方で水道をつないでいない方はそのつなぎ込みの費用、それからいわゆる簡易水道の給水区域外の方については、井戸掘りである、あるいは新たな井戸掘り、それから、これは全部対象という形になりますが、給水器のところにフィルターをつけるその機器の費用、それからそのフィルターの交換を行っているという事業でございます。

契約期間が一応ございまして、本来ですとこちら平成30年で一旦終わったということなんですが、その後1年ずつ延長しました。1つは大倉地区、給水区域を、簡易水道からのやつが入っているんですが、そちらのところに井戸掘りをするかどうかということが新たに生じたということで、そこで期間を1年待っていただいたということもございます。令和2年度に最終年度を迎えたということで、残った部分をお返しをしたところでございます。

今後どうするんだということですが、基本的に、水道の部分についてなるべく村の給水区域内のところについてはつなぎ込み、通常の方でお願いをしたいというところがあります。給水区域外のところですね、新たな井戸掘りという要望が出ることも可能性はあります。その場合は、村のほうとしましても新たにご相談を聞きながら、状況を把握しながら新たな対応という形になるかと思っておりますので、一旦この東電によります飲料水

確保事業については終了ということになってございます。

委員（佐藤八郎君） 事故が起きたことで、いろんな飲料水の関係がおのずから変更せざるを得ない状況が生まれたわけですけれども、東電がそれなりに努力されて、誠意されてきた。期間が来たので終わるといふのであれば、これからやる方は、震災前にあつた状況を確保するためにやった事業は東電に直接請求するということになるんでしょうか。この間基金があるうちは村がお世話して支援していただいた行政執行をやって、今度は向こうがそう言うから自分で東電に請求してもらえという話になるのか、ここでもまた早くやったもの勝ちみたいになるんですけれども、東電ではそういう点ではどうなのかって、役場の執行者に聞いてもしようがないんですけれども。その辺の考え方は、村民のほうの間違つているのか。東電のほうが続けるべきだつて私は思うんですけれども。どのようにお思いですか。

総務課長（高橋正文君） 今、村づくり推進課長が説明したとおりでございますが、まず、この終期が平成30年と決まっていたということもあります。特殊な事情が大倉で可能性があるということで延ばしていただいていたということですが、今回、令和2年度に元金をほぼ返還した、あとは基金を造成していたものは令和3年度中ぐらゐに廃止になる予定をしております。

今ほどあつた、これから経費をかけて掘る人はどうするんだということではありますが、私も東電のほうとお話ししていませんのでその対象となるかどうかというのも分かりませんが、そういう需要がある場合は役場のほうにご相談いただいて丁寧に対応させていただいて、東電につなげるものはつないでいきたいという方向性で進めていきたいと。

委員（佐藤八郎君） じゃあその辺は、なるべく早くやるか遅くやるかというのは、家族の相談とか、3年で戻るかつていう方、6年、10年過ぎて戻るか、いろんな違いがあるんですよ。だからそのときに、ああこういう助成があつてなつた人が何人もいて、そういう話を聞けば普通村民だったら、これからもやつてもらえるのかなつて、前の執行が非常に期限、期限みたいに、医療費無料化もそうですけれども半年や1年ごとに真綿で絞められるように、何月からは今度有料化になりますみたいな流れで何年も来ているので、その辺は被害者について同じく扱うという姿勢が東電に必要なだつと思うんです。急に新たなことを始めるのに必要だつていつてもそれは無理ですけれども、震災前に加工されたものであれば認める的なものは、私は加害者と被害者の関係からすれば当たり前話ではないかと思うんです。そういう点では、今総務課長が言われたように、つなげば一応要望はしますということなので、結果は相手がありますから分かりませんが、そういうことというのは、私は村民に寄り添うというのはそういうことかなと思うんです。だから、そういう点ではぜひそのことはやつてほしい。

あと、同じページのいたてオリンピアの2,300鉢、311万円というのがありまして、資料では次のページにありましたけれども、これは今後はこの花卉の問題では、この事業はこれで終わりでしょうけれども、この花卉の栽培を含めてこれからどれだけ増やそうという、その後の流れでなつているのか、そういうことにはなつていないのか、ちょっとその辺聞いておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） いったてオリンピアの件でございますが、昨年の配布の事業についてはこのとおりでございます。配布残ということで残ってはいませんが、こちらについては、もともとの管理を委託されました赤石沢さんのところで残している分のみということでございます。基本的にいったてオリンピア、この著作権自体は赤塚植物園が持っておりまして、村で勝手に栽培できないというふうになってございます。ですので、これから増やしてどうのこうのということはありません。

委員（佐藤八郎君） 今、答弁から出たので、赤塚さん、大分村に関わって、赤塚さん所有のお花も村に大分お売りになって収入も得た方ですけれども。独占された新種なのでそのことはできないということで、いい言葉で言えばすばらしい期間そういう花を見せてくれたなどなるけれども、悪い言葉で言うと都合よくお金もうけたのかなというふうになるんですけれども、あの人、何年村に来て、そんなことでいろいろ助言なりアドバイザーか分かりませんが、あの人のおかげで何か残ったものはないんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 復興に当たりまして、様々な部分でご協力をいただいたと記憶をしております。いったてオリンピアの部分につきましては、夏の花ということで、村のオリジナル品種ということでの提供をいただいたところであります。鉢物ということがありますので、なかなか単価は高いところはございますけれども、一定程度のものがあるのかなと思っております。また、道の駅までい館の株主でもございますので、そういった形で引き続きご協力はいただいている状況でございます。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで暫時休憩します。再開は14時40分とします。

（午後2時22分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後2時40分）

委員（佐藤八郎君） 42ページのガンマカメラについてですけれども、測定業務について資料を頂きました。一番下に、1メートルで0.66、1センチで0.71だったということで、これはどこの地域、長泥地区ですよ。

産業振興課長（三瓶 真君） 長泥地区でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） この事業は、長泥地区だからできた業務なんだとは思いますがけれども、村民からどうしても不安とかいろいろあって、ぜひガンマカメラでやっていただきたいということがあった場合はどうなるのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ガンマカメラ測定につきましては、ここに書いてありますように、その除染後の検証も含めてどのようにやっているかということがありまして、令和2年度とあと今年度、長泥のほうで今実施するというので進めてきた事業でございます。この後ちょっとスポットでガンマカメラをやってみたいという方につきましては、ちょっと現在のところ予算等も含めてすぐにできるということはないんですけれども、どうしても心配な点があるということなのであれば、ちょっとこちらのほうでも考えてみたいとは思いますが、今のところはやる予定としては特になんないということになります。

委員（佐藤八郎君） 44ページのふるさと再生推進事業404万円ありますけれども、これも資料を頂いていますけれども、このことを含めて、この部分での事業はこれからも継続していく事業なのか、どうなんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の、追加資料18ページに出ております深谷南手農地の関連事業でございますが、令和7年度まで現在県道の南側の農地を地権者の方からお借りをして、そこで景観整備、景観作物及び花卉栽培を推進するという計画でございますので、当面、令和7年度までは実施の考えでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 毎年これ植える品目なり、内容なり、やり方なり検討されてスタートして、毎年毎年あの結果になってきたんだと思うんです。最初からあの仕上がった状態だと想定してやっているわけじゃないので。だって、最初拠点の話が始まった頃は、花が咲いて遊歩道がカーブしていくような、そんなの無理だって私言いましたけれども、そういう計画からスタートしている事業なので、それが延々この状態が続いて今もああいう状態です。草を刈った時花がぴっと見えるけれども、ちょっと経つと花はどこさ行ったかみたいになって。最初から土台、あそこは深谷の地域で歴史的に、延々と水の集まる場所なんです。農道から滝のように流れる場所なんです。そういう現実を無視した事業を延々と続けて、予算をかけて毎年毎年来たわけですけども、もしちゃんとやるのであれば道路より高めの土盛りをした中で、今度河川改修が来年か再来年にあるので、その部分でどれだけどういうふうに変化するかわかりませんが、暗渠対策を含めて。いずれにしる、あそこを景観作物なりお花畑にしたいのであれば、したいという根拠になる土地を造らなくちゃ絶対無理なんです。だってあそこの地域だけ水が来ないようにもできないし、あそこのだけ大雨が落ちないようにもできないんですから。まして今、こういう異常気象の中で想定外のことも起きるわけですから。もうきちんと、根本から考え直さないで、あんな低いところに、水がたまる場所にずっと延々とお金を投入して何年もやっていますけれども。全く私は、幾ら国県補助が出ようが出まいが、そういう意味では公費の無駄遣いだという、村民が誰でも言っているようなことは理解できるんです。ですから、もう少しあの半分の程度にしても、いずれにしる水がたまる部分と、貯水池じゃないですけども、花をきちんと植えて排水できる部分とを分けて、少ない面積でも道路から見たときに景観がいいんだなというふうに見えるようにするとかいろいろ工夫しないと、あんな状態で幾ら栽培、どんな技術者が来て除草剤どれだけ振ろうがなかなか困難だと思うんです。そういう意味では、十分な検討なり専門家の知識も得てやるべきだなと思うんです。

村長（杉岡 誠君） まさしく地元の言葉として、今のような地勢的なものを含めて検討すべきだという言葉ですので、しっかり検討させていただきたいなと思っております。

景観ということに関しては、復興計画の中に位置づけた部分ですので、このような形で事業が進んでいるというのがあるかと思えますけれども、私個人的には、農作物がしっかりと作られている状況も村の景観としては非常にいいものですし、そういうものは村の方々が皆さん技術を持って、自信を持ってできるものでもありますので、そういった検討も含めてなさなきゃならないかなと思っております。

また、令和7年までを事業期間という形で想定はしておりますけれども、もう一つは中間管理事業等の再開に向けての動きが各地区で活発化してきておりますので、深谷地区でのご相談ということもこれからしていかなきゃならないだろうなと思いますので、もうちょっと多角的に様々な検討を加えさせていただきたいと思うところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 59ページの山林資源活用実証事業がありますけれども、20ページからの資料なのかな、いろいろやられていて、いろんな成果も含めてあるということで出されました。

このことを見て、私ちょっと不思議だなと思ったのは、村民の方が自分で単独にいろんな山林資源や自然界のものを計測しているものとえらい差があるんだなと思っています。どちらがどうではないですけども、なぜならば持って行ったもので決まるので、同じ田んぼでも、同じ畑でも、同じ灰でも、こっちとこっちで違ったりもしますので何とも言えない部分がありますけれども、いずれにしろ、この事業、飯舘村は山林が75%も占めるところなので、大変重要な部分なので、実証試験をやりながら徐々にどこを解放されてどういうふうに放射性物質防護しながら山を再生させていけるのかというのは、山林資源のある村にとって大変重要な問題だと思うんです。そういう意味では、こういうものをもっと具現化してもっと防護のほうをも含めて。

私も何年来いろんな研究者と実際に実証試験ずっとやっています。その成果もずっと出ているいろいろ持っています。だからそういう、途中の山にこの部分であればこの上に堀を掘って、上のものはここで遮断して下だけを育成していくとか、いろんなことをいろいろやってみましたがけれども、何せ全体の問題なので、部分的には可能かもしれませんがなかなか大変だという。最近、微生物を使った云々とか、いろいろまた東大の助教授の方が今熱心にやられているので、その辺も成果とか状態を今度村長さんにも見ていただいて、使えるものかどうかは別として、いろんなことでやっていただく中で成果を上げていくというのが課題なので、この点ではもっともっときちんと進めていただきたいなと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに、委員のお話のとおり、飯舘村の75%を占める山林の活用、再生というところは、先般の一般質問の中でもありましたように、村の大きな課題でございます。

今、国のほうでは、その山林の除染というところでは、方針的に出されていないところでありまして、引き続き関連するところと併せて要望等、活動を行っているところですが、その中で今、村が何ができるのかという部分も並行して進めなければならないというのが今の考え方でございます。その一環として、今般お示ししましたような実証事業も行いまして、菌床シイタケの栽培に係ってはどのような状況なのか、あわせて、木炭の生成に係ってもどのような状況なのかというところを3年間にわたって実証しようという事業に取り組んでいるわけでございます。

今、お手元に配付した資料の中では、最後の40ページ、41ページにございますように、なかなか今の村内産の木を使ってそれぞれ菌床といいますかそういうものを作ったり、炭を焼いたりということであると、相当数村外のものを混ぜたりしないと使えないとい

うような厳しい結果が出ているところをございまして、これはただあくまで中間でございますから、来年度の最終的な結果を基にまた検証等を進めたいと考えております。

一方で、山林の再生の中では、今ふくしま森林再生事業ということで、国の事業ですけれども県を通して取り組んでいるところでございます。令和2年度の実績におきましても、令和元年度分の繰越しと合わせましてそれぞれ38ヘクタール近く山林の除間伐を行っているということであります。今年度も引き続き、今のところこれも令和7年度までやるということで、次第にその伐採の面積を拡大していくということが予定されております。そういう中で、放射能をかぶってしまった森林を伐採、間伐し、新しい木をそこに植林をして、その中で使える木を増やしていく取組といたしますか、森林再生に取り組んでおりますが、そのほかにも、これは議会の一般質問の中でもお話しした、様々な個人線量計を使った放射線防護策であるとか、食品の放射線量を測って内部被ばくを低減する方策であるとか、総合的にそういったところを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 建設課のほうに指導を求めました工事進捗実態、繰越しの影響を特に。これ入札不調とか地権者との関係とか、継続期間との間が空き過ぎるとか、何でそういうふうになっていくのか、その原因というのは。何かあまり細かくて、ちょっと全部読み取ろうという気にもならないんですけれども。どうせ出すならもっと大きい資料にしていたきたい。いや、私は見えますけれども。こういう資料を出されても、これをずっと見て検討しようとは思わないですね。だから、ほとんど地元調整、災害との関係ということで備考の欄には書いてありますので。最近結構入札での不調工事もあったりするので、そういう点は心配することないのかな。

建設課長（高橋栄二君） 委員のもっと大きなというところで、今現在反省してございますので、申し訳ございませんでした。

それで、令和元年度から令和2年度への繰越しにつきましては、不調になってということではございませんで、令和元年度の19号災害が発生してそちらのほうに手が取られてしまい、コンサルのほうも、業者のほうも災害のほうを優先になったというところでの繰越しということでございます。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、32ページの放射線相談支援業務1,400万円ありますけれども、これは内訳、対応などの成果はどうか、ちょっと伺っておきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 追加資料の13ページになります。令和2年度の放射線相談支援業務の月別の実績を出させていただきました。社会福祉協議会のほうで各戸を訪問する中で、生活全般に関わる相談でもありますが、その中でこの放射線に特化した部分での相談の部分を一番右側に集計させていただいております。昨年度は全体で40件ほどの放射線に関する相談が寄せられたようであります。

中身を確認しますと、食品に含まれる放射線の値についてのいろいろな意見だったり、考えだったりということが多く寄せられていたかなと見られます。特に一番多い10月はち

ようどキノコの出る時期でもありまして、「イノハナ食っていいのかな」とか「1万ベクレルあったみたいなんだけど、俺は食った」とか「いや、食わなかった」とか、そういう話が結構寄せられて、そんな中での対応だったかなということが多く寄せられているようです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 本来、日本の放射線の防護法からいけば1ミリシーベルト未満を目指すという、延々と10年間答弁は同じことを繰り返されていますけれども、もう慣れてしまって、モニタリングポストあちこちにあるやつ、0.83でも0.56でもみんなこのまま浴びていても1ミリにはなっていないような、もう慣れといいますか、錯覚といいますかになっていまして、非常にそういうことが怖いなって私は思っているんですけれども。特に、小さい方なり子供さんも学校にも来てらっしゃるのでいろいろ心配しているんですけれども。そういう意味では、村長にこの放射能防護法の原則からしての村の環境、全体含めて、今言う山林資源の問題になる部分を見ての実態、それに合わせた、再三お知らせ版で取らないように、食べないように、売らないようにとは書かなかったかどうか分かりませんが、いろいろやっていますけれども、そういう基本的な点を1回確認をしておきたい。

村長（杉岡 誠君） 委員おただしのとおり、広報のお知らせ版がメインかと思えますけれども、そういう形で様々なお知らせはさせていただいておりますけれども、どちらかというところと紙面が限られている部分もありますので、結果といいますか、食べないでくださいとか、摂取制限かかっていますというような、ちょっと結果論だけの部分があるかなと思っています。お子さんと児童生徒等々については、やはり親御さんなりあるいは預かっている身のほうの村の行政側の立場での管理監督ということが必要不可欠と思っておりますので、その辺に関しては、10年たった中でこういう状態だという情報がもう少し必要なのかなと思うところもあるところです。ただ、昨今コロナのことで非常に頭がそちらのほうに目いっぱいという状況の中で、大量な情報をたくさんたくさんということではなくて、時期を見ながらこういう状態あるいはこういう対策ができるということをおつなぎしていくことが正しいかなと思っています。

放射線に関しては、どこに線源があってそれをどうすれば管理できるか、あるいはそれを避けることができるかという、自己管理の部分が非常に大きい部分がありますので、そういった知識の普及啓蒙などについても検討していきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 本当に、コロナがないと私ももっといろんな資料で村長なり健康福祉課に質問したいんですけれども、何せ今コロナが非常に大変なので、今の村長の答弁のとおり努力していただければ、無駄な被ばくを防げる、無駄な内部被ばくもよけられるというのはあると思うので、その辺はお願いをしておきたいと思います。

33ページの保健活動費委託料のうち、内部被ばく検査15人、甲状腺、産後ケア希望者なしということでありましたので、この事業そのものの目的や過去の動向などの要因、コロナの影響が今あったようにあるんでしょうけれども、そういうものに関心がないようにマスコミ報道いろいろでされてしまったのか、本当にもう安心・安全だと思っているのか、

その辺ではこの保健活動をする中でどういうふうに捉えますか。先ほどのお話だと、放射能相談数の件でも40件でほとんどは食品の心配だと言っていましたけれども。ちょっと知識なり勉強した方は食品の心配ではないんですね。やっぱり環境全体の心配をしてらっしゃって、飯舘村にはなるべく行かないようにしているとかいろんな方がおるので、その辺はどのような捉え方ですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 資料につきましては、追加資料の14、15ページに委託料の部分を掲載させていただきました。震災以降の内部被ばく検査、それから甲状腺検査、そして産後ケア事業ということであります。

まず、内部被ばく検査につきましては、あづま脳神経外科病院のほうにその検査機を設置していただきまして、村で委託をしながらそちらで検査をしていただいたということがあります。当時は非常に放射能に関する、あるいは放射線に関する知識もなく非常に心配されておりました。内部被ばく検査、当時は東海村とかあるいは千葉の放医研、あとは平田村に早く設置しましたので、そちらのほうで内部被ばく検査を実施してきたということがあります。当時、私担当しておりましたので非常によく覚えておりますが、毎日のように電話がかかってきて「どうなっているんだ」と「検査してほしい」という要望がありまして、翌年、あづまのほうに設置していただいて検査できる体制をつくったというのが大きなことでもあります。平成24年度からどんどん検査をしていただきましたが、やっぱり年数がたつにつれて、検査する部分としましても、どうしても値が常にNDといえますか検出限界以下という形になって、慣れてきたという部分もあるかと思いますが、そんな形で今現在に至っているという状況であります。

同じく甲状腺検査につきましても、県の県民健康管理調査の中で、当時ゼロ歳から18歳までの児童生徒について甲状腺の検査をするということになりました。県が一番初めにやったわけでありまして、その後3年に1回県がやるということになりまして、その間はどうかということから、間の県がやらない部分については、村で単独事業として検査を委託して実施してきたという流れになっています。こちらでも毎年検査をする中でどうしても異常がなかなかこう、異常がないのはいいことなんですが、特段心配する部分が多く寄せられていないということから、年々検査数が少なくなってきたという経過なのかなと思っています。震災から10年たちまして、そういった不安が非常に少なくなってきたという部分を含めて、検査数も含めて少なくなってきたと理解をしているところであります。ただ、今回集団検診をやる際に、内部被ばく検査も小さい移動車の中で検査をしております。中にはやっぱり、キノコ等を食された方で結構高い数字で内部被ばくされている人もいらっしゃるようです。改めてPRといえますか、測らないものは食べないようにというPRをしていきたいと考えているところであります。

それから、産後ケア事業でございますが、村内の妊産婦でありますけれども、出産後どうしてもケアが必要といえますか、どうしても心身ともに疲れるというんですか、ケアが必要な妊婦さんもいらっしゃると思いますので、そういった方をお世話するための事業ということではありましたが、昨年度は実績がなかったということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、大変有効な考え方というか今後のやり方、村長から伺ったので、ぜひ保健課と密にされて、具体的に村民が見える、分かるもので取り組んでいただいて、やっぱり重症化しない予防の段階なり、早期発見で助けていくということに努力していただきたいと思います。では、その件終わります。

6月議会の提案理由にあったので気になったのが4つほどあるので伺っておきますけれども、現村長の提案ではありませんのであれですけども、長泥地区の拠点地区外の建物の解体とその後の宅地周辺の放射線量の低減対策を講じるということで提案理由で申しおりましたので、結果的にこの事業の中での対策なり実態はどうか、確認しておきます。

村づくり推進課長（村山宏行君） 長泥の、いわゆる拠点外ですね、復興再生拠点区域外の部分での家屋解体と除染ということですが、家屋解体につきましては環境省の事業ではございません。内閣府の事業ということで行っておりまして、こちらはほぼ終了ということでございます。

また、こちらについては除染ではございませんで、放射線の低減措置という形になります。いわゆる土壌の天地返しであるとか、それから資機材であるとか、そういった形での低減措置ではありますが、こちらについても進んでいるところで、ほぼこちらについても予定どおりということで把握しております。

委員（佐藤八郎君） 建物解体、宅地支援の放射線量の低減対策、どちらも内閣府、環境省は関わらない中身でほぼ完了していると理解していいのかな。

村づくり推進課長（村山宏行君） どちらもそうですね。内閣府の事業ということでありまして、ほぼ終了しているということでございます。

委員長（相良 弘君） 申し上げます。令和2年度決算以外の質問はご遠慮願います。

委員（佐藤八郎君） 風力発電での川俣町との関係がありました。委員長に最初に確認しておくか。説明、これにないものはやって駄目だっていうことではないんでしょう。

委員長（相良 弘君） いや、決算書以外の質問はご遠慮願いますって言ったわけです。

委員（佐藤八郎君） 決算ですから、提案理由でうたったものはやっていいんですよね。

委員長（相良 弘君） はい。

委員（佐藤八郎君） じゃあ続けます。風力発電での川俣町との関係に問題が出て、その後対応されて、円満解決といいますか、総合的に合意の下で今進んでいると。その前後してか村の環境条例が出されて、大火の上山競馬場の跡地に産廃場設置が申請されて云々という話がありました。最近聞くところによると地域の合意がないということで、やめるのかどうか分かりませんが、ただそういう点で、川俣関係のその後のあれと、この去年の問題になった産廃場の景観の問題について、ちょっと確認をしておきたい。

村づくり推進課長（村山宏行君） まず、大火山の太陽光、クロス発電ということで風車を設けた件ですね。ご承知のように、川俣町のほうから当初風車が見えないという部分であったのに実際は大きく見えているというところで、景観的なものを乱すということでの苦情がありました。その後村のほうと川俣町と協議をしまして、こちらについては一応決着を見ているところでございます。特段これに係って費用が発生したとかそういったことはご

ざいませぬ。

それから、上飯樋地区にあります上山場外馬券売場の跡地の利用ということで、申し入れました産業廃棄物の、これは中間処理という形での部分であります、こちらについては、議員おただしのとおりに地元のほうから反対ということでありまして、その後目立った動きはありません。

委員（佐藤八郎君） あの条例では、多分村長が、では地元の合意がなければ許可はできませんということになると思うんです。そういう流れでいいんですね。

村づくり推進課長（村山宏行君） 産業廃棄物関係ですので、あくまでも地元の住民の方々のご意見、そちらでの合意がなければ進めないと考えております。したがって、一旦はこの部分については協議は停止していると認識しております。

委員（佐藤八郎君） ため池の放射線対策24か所あると思うんですけれども、この調査しての結果は何回か資料を頂いていまして、特にこんなにひどいという状態のものは見ていないんですけれども、結果としての実態はどういうふうに捉えていますか。

建設課長（高橋栄二君） ため池の放射線対策工事ということで、ため池の土砂の撤去というところでございますが、これも工事を進めるに当たっては、放射線量を測定しながら、深さとあとはそのグリッドを設定しながら、手順に沿って規定以下になるような土砂の撤去の仕方を工事のほうで進めているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 学校関係でちょっと、コロナの影響での対策ということで提案理由の中で1から3の提案がされておりますけれども、2番目の学習の遅れや心身の健康面での不安に 대응するための急務な施策をするということで、この成果などはどうあったのか、伺っておきます。

教育長（遠藤 哲君） 令和2年の4月から5月にかけて9日間臨時休業をしたわけですが、その間学習の遅れがないように、教育委員会としましては家庭学習をしっかりできるような環境を整えてくれという指示を出しました。具体的には家庭学習教材の持ち帰り、そして高学年の子供たちにはタブレットを持ち帰らせまして、これらを使ってドリル学習によって既習事項の定着を図りました。

それから、心身の健康という面では、正直言いまして休業期間中はなかなかできない状況がありましたものですから、学校再開後積極的に体力づくりに取り組む、教育委員会のほうからは、感染予防策を徹底しながらできる限り体育の授業であるとか部活動をやるように指示を出しました。また、心のケアの面では、休業期間中担任による電話での教育相談あるいは家庭訪問ということを行っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） コロナ禍なので、大変な努力、応えるための急務の施策も非常に大変だったと思うんですけれども、これからも、いつまで続くか分からないコロナですけれども、みんなでやっぱり村の子供たちなり関係する村民挙げて守っていくというのは基本なので、ぜひ努力をしていただきたい。

あと、11月に村長が就任されて初めての議会に、村長がそのときに申し上げたことをメモを取っていたので、そのことで。解除4年であるということと、復興の道半ばなんだと。

そういう意味では、復旧・復興での課題も山積みしているんだということで、ふるさと再生のために日々努力していくんだということのお話がありました。その点について、特に意義して努力していくというものは、3月の予算でも示されていますけれども、特に今、あれからちょっと経っていますけれども、意義するものとは何でしょうか。

村長（杉岡 誠君） 復興の課題は、非常に道半ばということをお話しさせていただいたかもしれないがたくさんあるかと思っています。ただ、今年度に関して、私が就任してから特にですけれども、やはりコロナ対策というところを一番にさせていただいているかなと思っています。様々な委員からもご指摘いただいておりますけれども、特にワクチン接種に関しては、十分な供給量がない中での部分があって、それぞれまだ接種ができていない方もいらっしゃるということでもありますので、それは今このときしっかりやらせていただいている部分かなと。足りないところも含めて、さらに努力をと考えているところかと思っています。

それ以外の復興事業については、予算額をご覧いただいて結構かと思いますが、補正のたびに億単位の補正をしながらという部分もありますし、今、まだ国との協議段階ではありますけれども、企業誘致ということで、先般、一般質問の中でもご答弁させていただきましたけれども、2つの大きな企業誘致を今進めているという部分がございます。そうしたことをまだ予算には反映していないんですけれども、様々なことを準備をしながら今進めているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 終わります。

委員長（相良 弘君） これで佐藤八郎委員の質疑は終わります。

関連した質問だそうですので、渡邊 計君の質問は1問に限らせていただきます。

委員（渡邊 計君） 佐藤八郎委員からも質問がありました、クリエイティブ人材活用拠点整備の業務ということで、このことについて。

昨日、八郎委員から質問があって、今朝、机の上に新しい詳細なものが上がってきたわけですが、私、これ今朝見たときに、1ページに重岡ミュージアムと書いてあって、「うん、何なんだこれは」と。そしてAプランとBプランがあった。Bプランは別な内容なのかなと思ったら、同じく重岡ミュージアムの設置する場所が変わっただけであると。普通、プランであれば違う計画かなと。これは、設置する場所の問題だけありますので、プランとしては別なものを用意していただきたかったなと思うんですが、ただ、この重岡ミュージアム、どんなものを飾るんだと休憩時間にお尋ねしたところ、要はブロンズ像を作る前の原版というかミニチュア版みたいなものだということで、佐藤八郎委員が運送費とかがかかっているのを質問したわけですが、こういうものを頂くあるいは運送費がかかるということで前年の予算に上がっているということなんですが、これ、私記憶にないんですよね。そして、これを頂いたことも見たことも、現在の議員は誰もいないんです。この実物を見た職員の方、ちょっと挙手をお願いします。分かりました。見ていない方のほうが多いんですよね。議会も分からなかった中で、例えば、これを頂きましたけれども、このプランが駄目になった場合、この頂いたものをどうするのか。どうせ小学校にあるん

だから残置物と一緒に投げてもらえばいいということになるのかどうなのか、その辺を聞きたいんですが。

ただ、この重岡ミュージアム、これが前菅野村長の最後の夢だった美術館づくりなのかなど。去年の8月に一般の方から、菅野村長の夢は美術館をつくるのが最後の夢だと。これ、議員の中で誰も知らない。一般の人から私聞いてびっくりしていたんです。この話がいつ出てくるのかなど。これがそうなんじゃないかなと思うんですけども、ただ、この頂いたものを、これが駄目だった場合どのように処理するのか、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） このミュージアムという文章があることによって、あたかもこれが今、村が進めていこうとしているかのごとく受け取られるとそれはちょっと違うかなと思っております。昨年度の検討の結果、金額的にも書いてありますけれども、多額の費用を要するような検討の成果だったということで、こういったものは調査の一環だということで、今年度別の体制といいますか、公共施設の検討委員会等々含めて、あるいは今後村民の方のご意見も賜ることになるかと思いますが、これをやるという方向ではなくて、こういう案もあります、こういう結果もありますということでの検討の一つの資料なのかなと思っております。

寄贈頂いたものというのは、やはり寄贈を受けた段階で村の備品として大事にしていくという意思表示をしているものであると認識しておりますので、何らかのことは考えなきゃならないだろうと思っておりますが、現段階でこうする、ああするということまでは今は決められていませんので、そういったことも含めて庁内で検討させていただきたいなと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今後、やっぱりこの学校をいかに利用していくとかそういうことは今後いろいろ増えてきますけれども、今回の資料を見ますと、この重岡ミュージアムありきでAプラン、Bプラン立っていると。そういうことじゃなくて、やっぱり本当に違うプランを立てて、そういうことで議会、それから行政、そして村民に問いただしながらやっていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（相良 弘君） これで全会計の質疑を終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第76号「令和2年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（相良 弘君） この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（相良 弘君） 賛成多数です。よって、本案は認定するべきものと決定しました。

議案第77号「令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採

決めます。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定するべきものと決定しました。

議案第78号「令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定するべきものと決定しました。

議案第79号「令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定するべきものと決定しました。

議案第80号「令和2年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定するべきものと決定しました。

議案第81号「令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定するべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(相良 弘君) 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。終わります。

(午後3時32分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月8日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘